

第五 地方自治

一、指導の着眼點

自分の事を他に依頼する事なく自ら處理する事は所謂自治である。自治は個人の場合に限るべきものではなく團體に於ても、自己の團體は自己の團體の機關と力とによつてその團體の成長發展を圖るべきである。これが團體の自治である。地方自治とは、地方團體即府縣市町村が自己の機關によつて其の府縣市町村の活動と發展を期すべきである。

同じく地方自治と言つても今日の府縣市町村は國家を離れて存在する者ではない。と言ふよりも國家その者の一部である。されば地方自治と言つても國家の方針とかけ離れた政策その者ではなくて、國家の監督の下に國家から認められたる範圍内に於てのみ其の團體の生活に關する事務を行ふのである。此の制度が即ち地方自治制度といひ府縣市町村を地方自治團體と言ふのである。之等の地方自治團體には、地方自治の機關があつて夫々國の事務並に地方の事務に當つてゐるものであり、又一般公民も、この點を充分心得て相共に協力してその團體の發展を期する處がなければならぬ。

二、指導の要項

- | | |
|----------------|----------------|
| (1) 地方自治體 | (2) 地方自治の組織と運営 |
| (3) 市町村の要素 | (4) 市町村會 |
| (5) 市參事會 | (6) 市役所、町村役場 |
| (7) 府縣會 | (8) 府縣參事會 |
| (9) 府縣廳 | (10) 自治と選舉 |
| (11) 地方自治と國家生活 | |

三、指導の解説

一、地方自治體

1 自治

自治を道徳的に考へるならば、他人に世話にならず自分自らを治めると云ふ事である。更に進んで之を公民的に考へるならば自分の屬してゐる社會共同體の事柄を各自が共同して處理してゆくと考へる事ができる。

之を今少し嚴格に法制的に考察してゆくと自治に對する語は官治である。即國家が自己の機關によつて事務を處理してゆくのが官治であつて、團體が國家の委任により自らその團體内の行政事務を處理してゆくのが自治であり之等の團體を自治體といふのである。されば法制上では團體が國から委任されてゐない事務ならば幾等自治でやつてもそれは自治ではあり得ない。

されば地方自治も元來國家の事務そのもので、夫れ以外には出でない。しかし國家の事務は極めて複雑であり地方の事情は何れも特殊のものである故、一律で以て國家が直接之に當ることはできない。

茲を以て直接利害關係を有する地方人民をして自ら治めしむるのを最も適當として自治行政制度を認めたとである。

2 地方自治の沿革

我が國では、徳川時代に既に相當形の整つた自治の制度が行はれてゐたのである。この時代には町村の自治的組織が成立して、庄屋、名主、年寄等が町村の事務を處理し、又その下に五人組制度があつて、隣保相扶ける様になつて居た。

その後明治十一年府縣會の組織されたとき自治の制度が確立された。その後二十一年には市制町村制が公布され、同二十三年には府縣制、郡制が制定されたが、大正十二年郡制が廢止されてからは、一齊に府縣制市町村制の二級制が行はれる様になつたのである。

3 自治の要素

我が國の制度の上から自治の要素を擧ぐれば、

1 公共團體がその費用を以て國家から委任せられた團體内の行政事務を自己の事務として行ふこと。

2 公共團體が自己の意志に基き自己の機關によつて自らの事務を處理すること。

3 公共團體が自己の意志によつて自己の機關を以て自らの事務を處理するのではあるが自治行政權は國家にある故國家の監督を受くること。

4 地方自治の精神 自治の精神については既に述べたる處である。我が國に自治制が布かれてから既に五十年を経てゐるのでその發達は著しいものがある。しかしいまだ完域に達してゐるとは言へない。その成員たるもの並に爲政者たるものは益自治制の運用に努むべきである。

1 地方民は地方團體のために私心を棄てて喜んで奉公すること。

2 互に相倚り相扶けて、共に團體の福祉を増進しその發展を期すること。

3 秩序を重んじ責任を果たし以て地方團體の向上振興に努むること

4 他の團體の力借らず地方團體自個の意志によつて自個の機關を活動せしめ自ら保持發展せしむること。

各々其分を務め自治の精神を發揮し、その實績を擧げ、其地方團體の振興を促進すべきである。

二、地方自治の組織と運営

吾々は家によつて生活してゐる。更に家を通じて社會生活を營んでゐる。その社會は決して一通りでない。極めて多くの社會に連結してゐる。しかし、その多くの社會は離合任意的のもので

ある。然るに尤も密接な關係を持つて居て而かもその社會から決して離れる事の出来ないのは市町村である。凡ての人は、市に屬するか、町に屬するか村に屬すか。この範圍より出づる事はできない。

國家は市町村を國家の一部をなせる一つの團體として、その目的を遂行させるために市町村の自治を認めてゐる。されば國家は無暗にその事務に干渉する事は出来ない。もとより國家の一部としての團體であるから統制上、各團體が自由勝手にすると云ふ事は免されない。委任したる事務及び自治を認められた事務が適當にできて居るかどうかの監督は受けねばならぬ。

市町村は、その住民が獨立力をもち、共同一致して、各自責任を果たして公共の事務にあたる事が大切であると同時に市町村自らも獨自の目的を持ち獨自の權利を主張し義務を負担し収入の途を開き存効適切なる支出をなすべきである。されば、市町村も個人と同様人格を認められてゐる。市町村を法人と稱せらるゝ所以である。

三、市町村の要素

市町村は、共に土地、人民、自治權の三つが必要である。

市町村たる自治團體には先づ一定の地域が必要である。と言つても廣さが一定してゐる譯ではない。一郡に匹敵する様な村もあれば、十倍もして漸く普通の一村位の地域の處もある。何等の制限がない。

第二はその地域内に居住する一定の住民を必要とする。市には一定の数が定められてあるが町村には何等の制限はない。

第三は自治權である。即ち自治行政を行ふために國家より附與されたる所の權能である。

市制及び町村制の第二條に「市町村ハ法人トス」と明記されてゐる。市町村は行政區域であると共に公法人である。人格者である。従つて權利義務の主體である。

市役所町村役場は一方に於て行政廳としての事務を掌るのである。また之と同時に住民共同の自治體即ち公法人の事務斯として、市會や町村會の議決事項を執行する。かく市町村は公法人であるから權利義務の主體たりうるのである。なほ區域内の住民に對して國家の委任範圍内に於て權力を行使する。而して市町村制によつて一定の立法權、組織權、財政權、經營權を附與してゐる。

四、市町村會

市町村會は市町村の意志を決定する機關で、市町村會議員を以て組織され、市町村長が之を召集する。市會は議員中より議長及び副議長を選擧するが町村會は町村長自ら議長となつて議事を整理し其の進行を圖る。會議は議員定数の半数以上の出席があれば之を開くことができ、議事は出席議員の過半数を以て決する。會議は公開するのが原則で、特別の場合には傍聽を禁止する事もできる。

市町村會は市町村に關する事項を議決するのみならず法律勅令により特に其の權限に屬せしめられた事項をも議決する。市町村の行政を監督し其の會計を検査する等の外次の如き事項について議決する。

- 1 市町村條例及び市町村規則を定め又は改廢すること
- 2 市町村費を支辨すべき事業に關すること。
- 3 歳入歳出豫算を定めること。
- 4 市町村税、使用料、手数料、夫役現品等の賦課、徵集に關すること。
- 5 不動産の取得、財産及び營造物の管理方法に關すること。
- 6 基本財産及び積立金穀に關すること。
- 7 起債、其の他債務の負擔に關すること。
- 8 市町村に係る祈願、訴訟及び和解に關すること。
- 9 吏員の身元保證に關すること。

市町村會議員の人員は市町村制に人口を標準として規定されてゐる。例へば市に在つては最低三十人（人口五萬未満）から順次定員が法定され、東京市の如きは現在百六十名の議員がゐる。又町村にあつては最低十二人（人口五千未満）から順次殖えて三十人（人口二萬以上）に至るのであるが、必要あれば特に市町村條例を制定してその定員を増減する事ができる。

五、市參事會

市參事會は、市の副意思機關として市會の權限を補充せんが爲めに設けられたものである。町村には參事會はない。それは市は町村より仕事の範圍が擴大であるから急を要する施設はその都度全部の市會議員を招集することにしては時機を逸する場合も生ずる。また特別の専門的又は技術的知識を要する事件については小人數の適任者に審議を委任する方が結果が好良であるを以てである。

市參事會は、市長と市會に於て議員中より選出せられた名譽職參事會員とを以て組織せられる定員は十名、六大都市に於ては十五人迄増加しうる。隔年に選舉せられる。

市制に定むる議決權は、

- 1 市會の權限に屬する事項中特に市參事會に議決權を委任したるもの
- 2 市會不成立の時若くは不參議員多數の爲法の認むる非常方法を執つても尙會議ができぬ時又は市長に於て市會を招集する暇なしと認むるとき、市會に代つてその權限に屬する事項を議決する。

- 3 その他法令により市參事會の權限に屬せしめた事項、例へば市税賦課に關する異議の決定市の一時借入金議決等である。

市參事會の會議は公開を禁止し、一般人の傍聽を許さない。

六、市役所、町村役場

(1) 市町村の執行機關

市町村の意志を決定する機關が市町村會であるに對し、その意思を執行するのが市町村長である。外部に向つて市町村を代表するも市町村長である。

市町村長は市町村會の意志を執行するが故に市町村長を執行機關と言ひ、理事機關とも言ふ。この執行機關たる市長村長の行ふ行政事務を輔佐するものは市町村吏員であつて之を補助機關と言はれてゐる。吏員を總稱して公吏と言はれる。

(2) 市町村長の地位

1 市町村長は市町村會から選舉される。

2 市長は原則として有給吏員であり町村長は原則として名譽職である。

3 市町村長の任期は四ヶ年である。

(3) 市長村長の職務權限

市町村長は自治體の機關として、市町村のみに關する行政事務を行ふ外、市町村内に行はれる國の行政事務につき國家の委任を受けて之を行ふのである。

市町村には國の行政官廳を置かず其の事務は總て市町村長に委任するのである。その主なるものは、

(1) 國、府縣の行政廳としての權限

イ、戸籍に關する事項

ロ、徴兵に關する事項

ハ、就學義務に關する事項

ニ、傳染病豫防に關する事項等

之等はみな國政事務であつて自治體の吏員としてではなく國政機關の下級廳として市町村長が執行を委任せられてゐる。従つて市町村の決議に従ふの必要はない。

府縣其の他の公共團體の事務で委任されてゐるものは府縣會議員の選舉事務水利組合議員の選舉事務などである。

(2) 自治體の執行機關としての權限

既に述べた如く市町村長は市町村を代表し市町村を統轄する。市町村長は市町村の決定したる意思を執行する。一般的權限としては、

イ、市町村會の議決を経べき事件につきてその議案を發しその議決を執行すること。

ロ、市有財産及市營造物を管理すること。

ハ、收入支出を命じ會計を監督すること。

ニ、證書及公文書類を保管すること。

ホ、法令及市町村會の議決により使用料、手数料、加入金、市町村税又は夫役物品を賦課徴收すること。

へ、その他法令により市町村長の職権に属する事項
ト、市町村の執行機関の首長として助役収入役參與等の特殊少数の吏員に對する一切の任免
權指揮監督を有する。

チ、市町村會が成せざるとき、又は法の定むる處によつて出席者半数未滿の際、臨機に會議
を開く手續を盡して見ても尙會議を開き能はざる場合、又は臨時緊急を要する場合は、町
村では町村長が府縣知事の指揮を得た上町村會に代り議決又は決定なし得る。市に於て市
參事會が前同様の事情により開會し得る場合に市長は府縣知事の指揮を得て代議決又は代
決定をなす事ができる。

(3) 市町村の補助機關

市町村長以下の市町村吏員は、みな補助機關であつて、凡ては市町村長の名に於て仕事をする
吏員の職名や人員は各町村に於て勝手に定めるものである。

1 助役 市町村長の事務を輔佐する。市町村長故障あるときは助役が之を代理する。

任期は四年にして市町村長の推薦により市町村會が選任を決定する。原則としては有信吏員
である。

2 収入役 市町村の出納その他會計事務を取扱う。収入役は一人とし必要に應じて二名をお
く事もできる。収入役は有給吏員で任期は四ヶ年である。

3 區長、委員 區長は市町村長の推薦により町村會が之を決定する。市町村内の行政區劃た
る區別區に於て市町村長の事務を補助する。

また市町村の名譽職として各種の委員がある。

(4) 市町村吏員の任務

市町村の有給吏員は旅費を支給され市町村條例に定めた場合には退隱料、退職給與金、死亡給
與金、遺族扶助料を給與される。

市町村吏員は先づ内務省令で定められた服務規律に従はねばならぬ。

(5) 市町村の事務

1 市町村の支出

市町村の支出すべき費用は、其の種類が多い。教育費、土木費、保健衛生費、警備費、勸業費
會議費、吏員費委員の俸給及び報酬、事務費等は其の主なるものであつて、之等は「必要支出」
と「隨意支出」とに分れる。

等しく教育費でも尋常小學校設置に要する費用は必要支出であり、高等小學校、青年學校等の
施設に要する費用は隨意支出である。必要支出に關しては市町村會は之を削除する事ができず、
豫算に計上しない時は監督官廳は強制的に之を加へしめる事ができる。

2 市町村の收入

市町村の収入の重なるものは財産より生ずる収入、事業より生ずる収入、國庫並に府縣の交際金及び補助金、市町村税、使用料、手数料、夫役現品等である。之等の中基本財産の多い市町村は税を課せず財政を處理する事ができ、之は地方財政の理想とする處である。

財産収入には貸地料、利子、配當金、森林収入等があり、事業収入には、其の經營する事業の種類によつて電車、自動車、瓦斯電気、水道事業等の収入がある。交付金及び補助金、主要なるものは國税又は府縣税の徴収に對する交付金、教育その他の施設に對する國家又は府縣の補助金等である。

市町村税として賦課することの出来るものに國税、府縣税に對する附加税と獨立の特別税とある。國税附加税には、地租、營業税、雜種税等に附加するものがあり、特別税には戸數割、金庫税、商品切手發行税等がある。

納税義務者は市町村住民を以て本體とするが其の外にも市町村に三ヶ月以上滞在する者、市町村内に土地、家屋、物件、營業所を所有するものは定められたる範圍に於て夫々納税の義務を有してゐる。

使用料は、自治團體の經營する圖書館、公會堂、水道、屠殺場、墓地等の使用者から徴収する手数料は特に一個人の爲にする事務の報酬として支拂はしめるもので、戸籍謄本下附の手数料印鑑證明身分證明等の手数料などである。

市町村は場合によつては、道路の修繕、橋梁の加設、堤防の築造等の爲、勞務又は物品を提供せしめる事がある。之が夫役又は現品と稱せらるゝもので、金錢を以て代へることが出来、又夫役は代人を以てすることもできる。

3 豫算及決算

市町村の収入、支出は一年を單位として之を定める。豫算は市町村長が編成し市町村會の議決を経て成立する。會計の年度は、政府の會計年度に同じく毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。豫算は年度開始の一ヶ月前迄に議決されねばならぬ。

七、府縣會

府縣會は、その府縣内の市町村公民から選舉せられた議員を以て組織される。

名譽職であつて任期は四ヶ年である。府縣會は毎年一回三十日以内の會期で開かれ、又必要に應じて七日以内の會期を以て臨時會が開かれる。

権限は市町村會に比して甚だ狭い。その重なるものを舉ぐれば

- 1 府縣條例及び府縣規則を設け又は改廢すること。
- 2 歳入出豫算を定めること。
- 3 決算報告に關すること。
- 4 法律命令に定めるものを除く外、使用料、手数料、府縣税、及び夫役、現品の賦課徴集に

關すること。

- 5 不動産の處分並に買受讓受に關すること
 - 6 歳入歳出豫算を以て定めるものを除く外新に義務の負擔を爲し及び權利の拋棄をなすこと
 - 7 財産及び營造物の管理方法を定めること、但し法律命令中別段の規定があるものは此の限りでない。
 - 8 其他法律命令により府縣會の權限に屬する事項
 - 9 法律命令に依る選舉を行ふこと
 - 10 府縣の公益に關する事件につき意見書を關係行政廳に提出すること
 - 11 官廳の諮問に對する意見の答申
 - 12 府縣會内の秩序維持
 - 13 出訴
- 八、府縣參事會
- 府縣參事會は議長たる府縣知事と府縣會議員中から互選せられた任期二年の名譽職參事會員十名とを以て組織せられその職務權限は
- 1 府縣會の權限に屬する事件で、その委任をうけたものを議決すること。
 - 2 府縣會閉會中、府縣會の權限に屬する事件で輕易なものを府縣會に代はり議決すること。

3 府縣會成立せざるとき召集に應ぜざるとき第五十四條の除斥のため會議を開く事能はざるとき又は府縣知事に於て府縣會を召集するの暇なしと認むるときは、府縣會の權限に屬する事件を府縣會に代り議決すること。

4 府縣會の議決した範圍内に於て、財産及び營造物の管理に關し重要な事項を議決すること

5 府縣費を以て支辨すべき工事の執行に關する規定を議決すること、但し法律命令中別段の規定あるものはこの限りでない。

6 府縣に係る訴願訴訟及び和解に關する事項を議決すること。

7 その他法律命令により府縣參事會の權限に屬する事項

府縣參事會の權限は、市參事會のそれよりも稍廣く、市町村長の提起にかゝる異議の決定や訴願を裁決したり、或は出訴をしたり、また名譽職參事會員中から委員を選舉し府縣の出納を檢査せしめる事もできる。

九、府縣廳

(一) 府縣知事

府縣廳は、知事の政廳である。即ち自治團體としての府縣の事務所であると同時に國の行政事務所である。

府縣知事の任務として、

- 1 内務大臣の指揮監督を受け又各省の主管事務については各省大臣の指揮監督を受けて法律命令を執行し、部内の行政事務を管理する。
- 2 職權又は特別の委任に依り府縣令を發布する。
- 3 非常急變の場合には師團長に移牒して出共を請求すること、
- 4 支廳長、警察署長のやうな下級地方官廳を指揮監督し、其の處分、命令が違法、越權、公益阻害と認めるときは、之を取消し又は停止する。
- 5 市町村その他の下級公共團體を監督すること。
- 6 所部の官吏を指揮監督し、奏任官の功過は内務大臣に具狀し、判官任以下の進退は之を專行するなど、直接國家の事務を行ふと共に、府縣なる自治團體の執行機關として府縣を統轄し之を代表する。
- 7 府縣の執行機關として、府縣費を以て支辨すべき事件を執行する。
- 8 府縣會及び府縣參事會に對し議案を發し、財産及び營造物を管理し收支の命令を爲し會計を監督し證書及び公文書類を保管すること。
- 9 收支の命令を發し會計を監督し證書及公文書類を保管し、使用料、手数料、府縣稅及び夫役、現品を賦課徴收する。

(二) 補助機關

府縣知事の補助機關として書記官、地方事務官、地方視學官、地方警視、地方小作官、地方技師、視學、屬、警部、小作官補、技手等である。

ゞづれも地方官制に定められる國の官吏であると共に自治體としての府縣の機關である。

又地方産業職員（地方農林主事、地方商工技師等）地方社會事業職員（社會事業主任）地方體育運動職員（體育運動主事など）地方待遇官吏も補助機關でありなほ書記、雇等の府縣の有給吏員がある。何れも知事官房その他の各部に配屬せられ夫々の事務を分掌してゐる。

(三) 府縣の財政

府縣の収入は市町村とは異つた府縣稅を以て第一とする、蓋し其の經濟が大きいからである。

府縣稅には直接國稅附加稅と獨立稅とある。府縣稅の納稅義務者や夫役現品の賦課を受ける者は市町村に於けると同じである。

府縣は公益上其他の事由により課稅を不適當とする場合には、市町村稅の例により府縣稅を賦課しない事ができる。又特別の事由があるときには、府縣參事會の議決を経て減免延期を爲すこともできる。

府縣稅、夫役、現品の賦課、使用料、手数料の徴收及び此等の滯納處分等に對しては、總べて市町村の例によつて府縣知事に異議申立を爲すことができる。

起債の條件に村いても市町村と同様である。豫算の調製も市町村と同様であつて、年度開始前

府縣會の議決を経る。けれども市町村の様に一ヶ月以前に議決すべき条件はない。

10. 自治と選挙

(一) 市町村會議員の選挙

市町村住民の内から特に公民たる資格者を定める以上、市町村の政務は、萬事公民の總會を開きて之を協議せしめるのが合理的である。

しかしそれは理想であつて、多數のものが一堂に集つて、評議する事は困難である。

されば現今の制度に於ては、町村に限り特別の事情のある限り町村公民の總會即町村總會を設ける事を規定されてゐる、現に一ヶ村ある。一般的には市町村會を設けしめる。

市町村會は自治團體の議決機關として内部的に團體の意志を決定するもので最も重要な位置を占めるものである。それで公民の手により公選せられた議員であるから、市町村會の質の良否は實に選挙するものゝ公民權行使如何によるものである事を知らねばならぬ。

(二) 選挙權及被選挙權

市町村公民は原則として議員を選挙するの權利を有する。

しかし公民權を停止されたものと、軍人とは選挙權がない。軍人は政治に干與させない爲陸海軍人にして現役中の者、戦時若しくは事變に際し、之は兵役法第五十五條第二項の規定に依り召集中のもの、兵籍に編入せられた學校生活、及び志願に依り國民軍に編入せられた者は、市町村

の公務に參與する事かできないから、市町村會議員の選挙から除外せられる。

また選挙權を有するものは原則として被選挙權を有する。次のものは缺格者である。

- 1 在職中の判事、検事、陸海軍法務官、行政裁判所長官及び評定官、會計検査官、警察官吏、收税官吏いづれもその職務が公平を必要とし、若し議員候補者として選挙運動を爲さしめるときは地位上から選挙人の意思を拘束する嫌をもつ。
- 2 選挙事務に係る官吏及び市町村の有給官吏は、その關係区域内に於て被選挙權がないこれその官職を利用して選挙の公正をかき、或は監督者たる地位を不當に利用するからである。
- 3 市町村の有給吏員、教育者その他の議員にして在職中のものは、その市町村の議員と相兼ねる事はできない。
- 4 市町村公民として租税滞納處分中の者は市町村の名譽職に就く事ができないから市町村會議員たる資格がない。

(三) 投票無効

- 1 成規の用紙を用ひざるもの
- 2 二人以上の被選挙の氏名を連記したるもの
- 3 被選挙人の何人であるかが確認し難きもの

- 4 被選挙権のない者の氏名を書きたるもの
 - 5 被選挙人の氏名の外他事を記入したもの、但し爵位、職業、身分、住所又は敬稱の類を記入したるものは差支がない。
 - 6 被選挙人の氏名を自書せざるもの
 - 7 現に市町村會議員の職にある者の氏名を記載したもの
 - 8 市に於ては議員候補者に非ざる者の氏名を記載したもの
- 盲人のために點字は市町村制に於て有効と認められ、ローマ字投票、謄文投票は行政實例で有効と認められる。

かくて有効投票の比較的多數を得た者から、順次當選者を決定する。但し議員定數で有効投票の總數を除して得た數の六分の一以上の得票を必要とし、法律は得票の最小限度を定めてゐる。

(四) 選挙の公正

選挙投票は、之を選挙人から見れば、まことに一舉手一投足の勞に過ぎない。ために選挙の重要性がやゝもすれば閑却せられ屢その公正を缺く様になり易い。

議員の選挙に不用意、無關心でみだりに棄權したり、或は金錢や情實に誘はれて、適材を擧げる事も怠つたならばその結果は忽ち市町村政の紊亂となり自己の爲めにも一般市町村民の爲めに

も甚だ大なる損害を招く事となる。

(五) 府縣會議員選挙

府縣會はその府縣内の市町村公民中から選挙せられた議員を以て組織される。

議員は名譽職で任期は四年である。公民で市町村會議員選挙人名簿に登録されて居るものは、府縣會議員の選挙権があるのを原則とするが、府縣の官吏、有給吏員、在職の判事などは府縣會議員を兼ねる事ができない。又府縣會議員と衆議院議員とは相兼ねる事ができない。

府縣會議員の選挙は都市の區域によつて定めた選挙區で行はれる。

(六) 議員の心得

議員の職責は地方自治の活動の中心を爲すもので、その職責は誠に重大なる物がある。然るにその職務が權勢と利益と隣り合せになつてゐるため、或は部落や黨派に偏した思想により公人としての第一に心得べき觀察、判断、意見の發表が自治永遠の福利を忘れ、役員選挙を争ひ、或は私利私慾に動かされてその權限を悪用し自己の個人的感情によつて故なく理事者を壓迫する等の弊に陥り易い。市制、町村制には左の言論が禁ぜられてゐる。

- 1 市町村會議員が自己の近親に關する議事に參與すること。
- 2 選挙人の指示又は委囑を受けること
- 3 會議中無禮の語を用ひ又は他人の一身上に涉る言語をなす事

議員は、公人として職責を自覺し品位を高尙にして社會の儀表となり國家の期待に副ふ事は勿論、議事に當つては圓滿協調裡に會議を進行し市町村の公共の福利を増進し以て市町村民の信任に背かざることを期すべきである。

(七) 地方自治と國家生活

我國に於ては地方自治制度布かれて年既に久しいに拘らず未だその自治制度に關する國民の理解が不充分であり従つて之が實踐が進展して居ない。之は甚だ遺憾である。

與へられたる自治は言ふまでもなく自治心によつて効果を擧げる事ができるものである。然るに自治心の發達が極めて薄弱であるとすれば町村の自治を自ら遅々たるものあるは當然の事である。

我等は郷土を愛する念に燃えてゐるものである。又一方國家に奉公するの道は世界に冠たるものがある。戰爭の時ばかりが忠君愛國の精神發揮の機會でない。平素與へられたる自治行政の發達を圖る事それがやがて國家の發展を期する所以であり忠君愛國の道である。地方自治發展生活と國家生活とは一にして二ではない。郷土を愛し郷土の發展を圖ることはやがて國を愛し國運の發展を圖る所以である。

四、指導の注意

- 1 指導にあつては地方の實際を根本として進行すべきこと。

- 2 地方的自治は國家の認むる範圍内に於て自治を免されてゐるのであるから、我まゝ勝手も出来るものではなく又、國家に拘束されたものとの考方は何れも誤れるものなること。
- 3 自己の屬する、市、町、村の自治組織に就て指導し他は簡單に類推せしむべきこと。
- 4 選舉に關しては小學校に於て指導した點ではあるが更に徹底的に指導して置かねばならぬ
- 5 地方自治の發達は、單に機關の整備したゞけでは何等の進展はない。その屬する團體員の自治に待つべきことを充分に徹底せしむべきである。

五、指導の參考

市の自治

わが國は、建國の始めから君主政體である。君主は最も高き民族の長として全國の氏族を統治せられたものである。この氏族は一つの血統に基く團體であつて、直接その支配を受けず、其の氏族の長である族長（氏の）によつて統治せられたもので、自治制の萌芽とも見らるべきものであつた。

源頼朝、鎌倉に幕府を開き諸國に守護地頭を置いた。この制度はやがて封建制度となり足利、織田、豊臣の時代より徳川時代に至つた。此時代に入つては氏族の制度によつて社會組織をすることの欠陥に鑑み、戸を以て之に代へた。しかし戸はあまりに小であるから五戸を以て一團とする五保の制はその一團體内に於ては内部の行政を取扱ひ、國家に對しては共同の責任を負ふのであつた。

然るに社會の進歩人口の増加によつて五人組制度なるものが出來た。主として組合内の警察、勸業、土木、納税等の事務を司つて一つの自治をしてゐたのである。其外村には名主庄屋があつた。

明治維新の改革によつて舊來の制度を根本的に改めて明治四年七月、廢藩置縣と共に郡區地村を區域とし、

大小區とし、明治四年四月庄屋以下の名稱を戸長、副戸長とし、明治九年人民に地方行政に參與することを認められた。それから各種の變遷を経て明治二十年市制草案が出来、その翌年法律第一號を以て發布せられ隣保團結の上諭を賜つた。更に明治四十四年市制町村制改正せられ、其後更に數回改正を加へられて今に至つてゐる。

市は法人であつて一つの人格者である。従つて法律上權利義務の主體となる能力を國家から與へられてゐる。この場合市が持つところの獨立の意思活動とも云ふべきものを自治權と稱する。

自治權を人にたとへて見ると丁度精神の活動のやうなものであつて、我々の肉體に相當するものは市の地域と市の住民とである。即ち自治權は我々の腦髓の働をなしその支配の下に肉體即ち地域住民が活くものと見てよい。

市の生活には三つの方面がある。

- 一、政治生活 自治、團體、協同 二、經濟生活 生産消費、公企業、産業開發
三、文化生活 教育、道徳、宗教、藝術、趣味、娛樂等

これらの三方面は互に連關して進歩發達すべきものであつて、その一つでも之を缺いたならば健全なる市といふことは出来ないのである。

市の機關を、議決機關、執行機關の二つに分ける。

第一 議決機關

議決機關は市の意志を決定する機關であつて市會、市參事會がそれである。

一、市會

市會は、其市民中から選舉せられた市會議員を以て組織せられる。その數は

- | | |
|---|------|
| 1、人口五萬未満の市 | 三十人 |
| 2、人口五萬以上十五萬未満の市 | 三十六人 |
| 3、人口十五萬以上二十萬未満の市 | 四十人 |
| 4、人口二十萬以上三十萬未満の市 | 四十四人 |
| 5、人口三十萬以上の市 | 四十八人 |
| 6、人口三十萬を越ゆる市に於ては人口十萬、人口五十萬を越ゆる市に於ては人口二十萬を加ふる毎に議員四人を追加す。 | |

二、市會議員の選舉

市會議員は市民が選舉する。市民とは帝國の臣民であつて獨立の生活を營む年齢二十五年以上の男子で二年以來其の市の住民である者をいふ。しかし以上の條件に適合してゐても公民としての除外例があると共に以上の條件を具備せずして其市の公民たるの資格を得る者もある。選舉の方法は、選舉人名簿に登録された人によつて選舉が行はれる。その名簿には選舉人の氏名、住所、生年月日が記載されてあつて、これ市長の指定した場所である一定の期間、各關係者に自由に縦覽させる。

選舉人は定められた日時に選舉場に行つて、先づ選舉人名簿又はその抄本の對照を経て投票用紙を受取り、無記名投票で被選舉人一名の氏名を正しく記載して投函する。すべて選舉は嚴正に行はねばならぬ。たゞ單なる私情にかられ一派に偏し利慾に迷つて自己の信念をまげやうな行爲は眞の公民としての採るべき態度ではない。

三、市會の職務權限

市會の權限は議決をなすこと。選舉をなすこと。市行政の監査をなすこと。意見を提出すること等である。今その例をあげると、市條例及規則を設けたり廢改すること。市費を以て支辨する事業についての決議。歳

入出豫算を定めること。決算報告を認定すること。使用料、手数料、加入金、市税又は夫役、現品の賦課徴収に關すること等である。また市會では市長候補者、市參與、市助役、市收入役、學務委員、名譽職參事會員、市會議長、同副議長其他の選舉をするなどである。

四、市會議員の任期

市會議員は名譽職であつて、その任期は四年である。若し缺員が一定の數に達して補缺の必要を生じた場合は補缺選舉をする。任期満了の時は更に全部の議員の總選舉を行ふのである。

一、參事會の組織及選舉

市には市參事會を置き、議長及び名譽職參事會員十名を以て組織する。其の議長は市長であつて、會議は傍聽を許さない。

二、市參事會の職務權限

市會の權限に屬する事件で、その委任をうけたもの、議決及市會が成立せぬ時或は市會を開くことが出来ぬやうなことがあつた時、或は市長が市會を開く暇がないと認むる時、市會に代つて議決する。其他法令による權限がある。

第二 執行機關

市長

市長は市を統轄し市を代表する。尙市長は國及府縣の委任を受けて國又は府縣の行政事務を處理する。市長の任期は四年、市會に於て選舉するのである。

助役

助役は有給吏員であつて、市長の事務を補佐する。その任期は四年である。市長の推薦により市會で定める。

市參與

市參與は名譽職である。市長の指揮監督を受けて市が經營する特別の事業を受持つ。

收入役

有給吏員で任期は四年、市長の推薦によつて市會で定める。市の出納其他の會計事務を掌る。

其他の吏員

市には多數の有給吏員があつて各方面の市事務を分掌してゐる。

市の事務は非常に多いが其の一部を擧げると、尋常小學校の建設、市道の管理、國稅府縣稅の徵收、都市計劃、職業紹介事務、などは法令によつて必要事務とせられ、なほ市の自存の爲には市の區域及機關の構成に關する事務、市の財政に關する事務があり、市民の公共利益の爲には傳染病、種痘、汚物掃除、上水道、下水道運輸、公園地、火葬場等の諸事務がある。即ち市の事務は土木、財政、教育、衛生、交通、勸業等多方面の複雑な事業を處理するのである。

徳島市彼所ではこれら事務を次の分課によつて處理されてゐる。

秘書課

庶務課——庶務係、勸業係、戶籍係、衛生係

財務課——稅務係、會計係

學務課——學事係、兵事係、社會係

土木課——土木係、建築係

規畫課

水道課——庶務係、工務係

運輸課——庶務係、運輸係、車輛係

研究題

- 一、公民としての要件をあげなさい。
- 二、次の氏名をお書きなさい。

市長。助役。収入役

公民讀本

町村の自治

自治とは自ら治めることである、繰返して言へば自らの爲すべき事を、他人の意思、他人の力に俟たないで自分の意思、自分の力で以て考慮し判断し遂行することである。更に語を換へて言へば自立自助自營の精神で自己の行爲を律して行くことである。

自治は自律とも言ひ他律に對する語である。他律とは或個體の意思行動が他の個體の意思行動に服せしめらるることをいふのである。換言すれば甲の意思行動が乙の意思行動に干渉し、乙が甲の規律に従つて意思行動した時乙の意思行動を他律に依る意思行動といふのである。

總て人、法人等の存在物は其が他律の域より自律即ち自治の域に進むところに進歩があり、進化があり、價値の附加があるのである。人に就いて言ふも幼少者、若くは瘋癲白痴不具者の類ほど自らの事を自ら律する事が出来ず人の意思を煩はし、人の力を借ることが多い者である。殊に嬰兒の如きは父母の周到なる養育に待つにあらざれば其の生存さへ不可能な位、全く自己以外の者に依頼してゐるのである。然るに幼少年が長じて青年となれば其の心身共に漸く長じ人手を煩はすことも漸く少くなり、獨立獨歩の力を得、自立自營の精神が湧く様になつて来る。更に長じて壯年の域に達すれば單り獨立獨歩の力を得、自立自營の生活を爲し得るのみならず、進んで幼弱者を誘掖し保護して、自らの力を他の他律を必要とする者に分たうとするに至るものである。右に就いて言ふならば幼少者は嬰兒より青年は幼少者より、また壯年は青年より順次、人としての進歩進化を遂げ、人としての價値を附加したものと云はねばならない。

國家、府縣、市町村等の法人に就いて言ふも同様である。自己の事を自ら辨じ、自ら處理して他の干渉を受けず、獨立獨歩し得るものは、事毎に他の干渉を受け、他の助力に待つ様なものに比べて著しく進歩し進化したものと言ふべく、其の價値も亦一段高いものと言はねばならない。

蓋し自治の生活は他に累を及ぼさない生活である。他に累を及ぼさない爲めには、各方面に於て健全な充實した力を自己に具備することが必要である。各方面に涉つて健全な力を充實すること、其は即ち其のものの價値の向上である。故に自治の精神は人格の完成、價値の充實に基本的なものである。

然し自治の精神は自分の事は自分で處理し、徒に他の力を頼まないといふ丈であつて、決して他の者との和衷協同を排斥するものではない。人が社會的生活を爲して行くに就いては絶對的な獨立獨歩といふことは到底望まれないものである。人は社會連帶の精神を以て相濟し相助けに行くことに依つてのみ其の生活を充實し、生々の發展を遂げ得るのである。茲に人々に自治の精神が必要だといふのは相助けの社會生活を爲す中にも人には各々自ら負擔すべき社會的義務があり、自ら敢行すべき道義上の要求がある筈であるから、さういふ場合、徒に人の指揮や干渉を受けず、人の力に憑依せず、自ら爲すべきこと、爲すべからざることを正當に裁量し、判断して自らの力を之に傾注することが必要であり、而も之を遂行し得る丈の力を豫て養ひ置く工夫の必要なことをいふ丈である。自治の精神は決して社會共同連帶の精神と相悖るものでないから誤解しないことが肝要である。

町村なる地方團體は國家と同様、地域團體の一種である。地域團體とは一定の地域を以て其の存立の基礎となし、其の地域内に居住滞在する者は當然其の團體の一員として團體の權力に服従するものをいふのである。土地と人民と權力の三要素を具へることは國家と同様である。原始的の領土權は獨り國家のみが有するものであるが、町村も亦國家から與へられた限度に於て第二次的領土權を有するものである。又町村なる團體は地方公共の福利の爲めに國法の認むる範圍内で其地域内の總ての人民を支配する權力を有つてゐるものである。其

の中特に著しいものは課税権である。斯の如く町村は法人として一の人格を有する團體であつて、様々の自己の仕事計畫し遂行するばかりでなく、他の團體から委任された様々の事務を處理し町村民の福利を増進し、國家社會の發展に貢獻するものである。町村は是等の事務を處理するが爲めに固有の機關を有し、固有の財産を有し、収入支出をしてゐる。町村が自治團體と言はれるのは即ち之が爲めである。

町村の機關には町村會なる議事機關と町村長・助役・収入役等の理事機關がある。又町村には財産殊に基本財産を有し、之より生ずる財産収入の外に、國庫、府縣等よりする交付金、國費、府縣費の補助金や人民より徵收する使用料、手数料加入金、過料、過怠金、公納金、町村税、負擔金、夫役現品等の公法上の収入がある。是等の収入を其の町村の事務及び事業の爲めに支出し、其の町村の發展及び町村民の福利を増進しようとするのである。

町村の事務は固有事務と委任事務とに分けることが出来る。町村の事務は町村なる法人自身の利益に關する事務と町村住民の公共の利益に關する事務の兩者を包含する。町村の機關の選任や町村財政に關する事務の如きは即ち前者に屬する事務であつて、傳染病豫防事務、種痘施行事務、水道事務の如きは即ち後者に屬する事務である。而して町村の委任事務とは國、府縣其の他の公法人から委任された事務であつて、尋常小學校の設立、國稅、府縣稅の徵收の如きは即ち其れである。町村は是等の事務を處理し、執行する爲めに、自ら選任した機關を以て之に當らしめ、自らの財政を以て之を經理すること曩に述べた通りである。此の町村が自己以外の何ものにも依らず、町村自ら自己の事務を處理し遂行する所に自治團體の自治たる所以が存するのである。府縣も亦一の自治團體ではあるが、其の理事機關たる府縣知事が國家の官更たる點に於て、町村が自ら選任した町村長を理事機關とする町村の如く其の自治團體の特色は鮮かでないと言はねばならない。

以上詳細に之を述べた様に、町村は一の自治團體であつて、自己の負擔を以て爲すべきこと、また爲さねばならないことを爲すものであつて、その事は町村制といふ法律に委しく規定されてゐる。町村の權利義務は此

の町村制といふ法律に依つて生じたものではあるが、然し自治體としての町村は町村といふ法律を待つて始めて出來たものではない。其の以前、既に町村の機關があり、又財産權の主體たることを認められて財産も有し自治體として色々の仕事をしてゐたものである。故に町村制なる法律は唯其の事實を法文の上に表はして明確にした丈のものであると解することが出来るのである。明治二十一年四月の市制、町村制の上諭に、

朕地方共同ノ利益ヲ發達セシメ衆庶臣民ノ幸福ヲ増進センコトヲ欲シ隣保團結ノ舊慣ヲ尊重シテ益々之ヲ擴張シ更ニ法律ヲ以テ都市及ビ町村ノ權義ヲ保護スルノ必要ヲ認メ茲ニ市制及ビ町村制ヲ裁可シテ之ヲ公布セシム

と仰せられてゐるのを見ても明かである。

町村の事務は自治團體としての町村固有の事務が主であるから、町村制に規定してある所も大半其の固有事務に關することであるが、然し其の外慣例に依り、又は法律勅令に依つて町村に屬せしめられたる事務、所謂委任事務なるものがある。町村は其の事務も處理しなければならぬので、町村制には此の事も規定してある。又法律は町村の機關に國家其の他の法人の事務を委任してゐる。隨つて其の事務、及び事務の處理に要する費用等のことに就ても町村制は規定してゐる。更にまた町村の自治は國家行政上其が最も妥當であつて、國家目的に副ふものとして許されてゐるものである。故に町村自治にして苟も國家目的に反する様な事があれば國家は之に干渉し、適當に之を指揮し統制するところがなくてはならぬ。換言すれば町村自治は常に法令の範圍内に於てのみ認められるのである。そこで町村自治と言ひながら國家は常に町村の監督を怠らないのである。さういふ理由で町村制にはまた町村監督のことが規定されてゐる。

斯の如く町村制なる法律は町村自治に關する各方面のことを詳細に規定したものであつて、今日の町村自治の基礎を定めたものであるが、現行町村制は明治四十四年四月制定され、大正十年四月改正され、更に時勢の進運に伴ひ其の要求を充す爲めに大正十五年六月改正されたものである。

議員選挙

町村の機關に理事機關と議事機關のあることは曩に述べた通りであるが、議事機關は即ち町村會であつて、町村會を構成する者は即ち町村會議員である。

町村會議員は選挙権者が一定の方法形式を以て選挙し、選挙長が之を決定するものがあるから、議員の選挙は町村に於ける甚だ重大な事務である。

町村會議員の選挙には總選挙、再選挙、増員選挙、補闕選挙の四種がある、總選挙は議員全體の改選である議員の任期は四月と定められて居るから四年目には必ず總選挙を行はねばならないし、又時には町村會が解散されることがあるから此の場合にも總選挙を行はねばならないのである。再選挙は選挙無効と確定した時、及び議員の定数だけ當選者を得ることの出来なかつた時に行ふ選挙である。増員選挙は議員定数を増加した場合に行ふ選挙である。議員定数の増減は總選挙の際に之を爲すのが原則であるが、其の町村の人口に著しい増減のあつた場合には總選挙の際でなくとも府縣知事の許可を得て議員定数を増減することが出来ることになつてゐる。補闕選挙は町村會議員中闕員を生じた時行ふ選挙であつて三月以内に行はねばならないことになつてゐる。但し増員選挙と補闕選挙とを同時に行ふ場合には合併して之を行ふことになつてゐる。町村會議員の選挙は國會、府縣會の選挙と同様平等選挙である。

選挙は選挙権を有する者のみか之を爲すことが出来るのであるが、選挙権は町村公民の總てが之を有してゐる。但し公民権停止中の者及び現役若くは召集中の軍人は總令公民であつても町村制第十二條に依つて選挙権を有しないことになつてゐる。而して選挙権を行使する爲めには必ず選挙人名簿に登録されてゐることが必要であつて之に登録されてなければ總令町村公民でも實際に選挙に參與することは出来ないものである。そこで選挙人名簿は一定の期間縦覽に供し選挙権者にして此の名簿に登録されてない者に異議の申立を許し、町村公民の總てが選挙権を行使し得る様救済方法が講じてある。但し選挙人名簿に登録せらるべき確定判決書又は判決

書を所持し、選挙の當日選挙會場に行つた者は總令選挙人名簿に登録されてないでも投票することが出来る。町村長は毎年九月十五日現在で選挙人名簿を調製しなければならぬが此の選挙人名簿は十二月二十五日を以て確定し次年の十二月二十四日迄据置かねばならないのである。但し選挙人名簿に關し關係者の異議があり、町村會の決定、又は府縣參事會の裁決又は行政裁判所の判決の結果名簿の修正を要するときは町村長は之を修正して其の要領を告示しなければならぬことになつてゐる。次に選挙権の行使は自ら之を爲すことを要し、代理行使は許されてないことを注意して置く必要がある。

被選挙権は選挙権を有する町村公民ならば原則として總て之を有する。但し在職の檢事、警察官權及收税官吏は被選挙権を有しない。尙選挙事務に關係ある官吏及町村の有給吏員は其の關係區域内に於て被選挙権を有しないことになつてゐる。

選挙には選挙區といふものがあつて、一選挙區から選出すべき議員数が定めらるゝのが普通であるが、町村會議員の選挙に於ては別に選挙區を分たず全區域を通じて選挙を行ふのが原則である。然し特別の事情があれば投票分會を設けることが出来る。町村長は選挙期日前七日迄に選挙權場、投票の日時及び選挙すべき議員数を告示しなければならぬことになつてゐる、又投票分會を設ける場合には併せて其の區劃も告示しなければならぬ。

選挙には選挙長があつて、選挙権を開閉し其の取締に任ずるが、之には町村長がなることになつてゐる。若し投票分會を設ける時は投票分會長には町村長の指名した吏員がなり、投票分會を開閉し其の取締に任ずるのである。選挙會に於て町村長は選挙人の中から二、人乃至四人の投票立會人を選任しなければならぬ。選挙立會人並に投票立會人は選挙の公正を期する爲めに選挙に立會ふ人である。

選挙には投票時間を一定し、其の時間内に選挙會場に入り選挙人名簿又は其の抄本の對照を経た者のみに投票を許すのであるが、秘密投票主義に依つて必ず無記名式投票でなければならず、又一人一票に限られてゐる。

尙ほ投票用紙は町村長の定むる一定の式のものでなければならぬが、之に書く文字は漢字、假名の外勅令を以て定められた點字でもよいことになつてゐる。投票分會で行つた投票は分會長が少くとも一人の投票立會人と共に投票函の儘之を選舉長に送致しなければならぬ。

投票の拒否は選舉立會人又は投票立會人が之を決定し、可否同數なるときは選舉長又は投票分會長が之を決し、投票の効力は選舉立會人が之を決し、可否同數なるときは選舉長が之を決することになつてゐる。無効投票判定の準則は町村制第二十五條に左の通り規定してある。

- 一 成規ノ用紙ヲ用キサルモノ
- 二 現ニ町村會議員ノ職ニ在ル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
- 三 一投票中二人以上ノ被選舉人ノ氏名ヲ記載シタルモノ
- 四 被選舉人ノ何人タルカヲ確認シ難キモノ
- 五 被選舉權ナキ者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
- 六 被選舉人ノ氏名ノ外他事ヲ記入シタルモノ但シ爵位職業身分住所又ハ敬稱ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 七 被選舉人ノ氏名ヲ自書セサルモノ

選舉すべき議員の定數を以て有効投票の總數を除して得た數の六分の一の得票を法定得票數と稱し、法定得票數を得た被選舉人の中に就き其の最も多い者から順次當選者を定めるのである。右の場合最後に一人の當選者を定むるに當り、得票數の同じき者が二人以上ある時は年長者を取り、年齢同じき時は選舉長が抽籤して之を定めなければならない。

選舉長は選舉録を作り選舉會に關する顛末を記載し之を朗讀し二人以上の選舉立會人と共に之に署名し、投票分會長は投票録を作り投票に關する顛末を記載し之を朗讀し二人以上の選舉立會人と共に之に署名し其の投票録と投票函とを選舉長に送致しなければならないことになつてゐる。而して町村長は此の選舉録投票録を投票、選舉人名簿其の他の關係書類と共に議員の任期間保存しなければならない。

當選者が定まつたならば町村長は直に當選者に其の旨を告知し同時に當選者の住所氏名を告示し且つ選舉録の寫を添へ之を府縣知事に報告しなければならない。當選者が當選を辭せようと思ふ時は右の告知を受けた日から五日以内に町村長に申立てることが必要である。若し右の申立を爲さず五日を過ぎて仕舞へば當選は確定する。當選した者が官吏である場合は其の所屬長官の許可を受けなければ之に應ずることが出來ないが、右の場合當選の告知を受けた時は其の日から二十日以内に之に應ずる旨を町村長に申立てることが必要である。若し其の間に町村長に申立てないで二十日間が過ぎて仕舞ふと當選を辭退したものと看做される。當選者が左に掲げる事山の二に該當するときは三月以内に更に補選を行はなければならない。

- 一 當選ヲ辭シタルトキ
- 二 當選者選舉ノ期日後ニ於テ被選舉權ヲ有セサルニ至リ當選ヲ失ヒタルトキ
- 三 死亡者ナルトキ
- 四 選舉ニ關スル犯罪ニ依リ刑ニ處セラレ其ノ當選無効トナリタルトキ

但し右の場合に於ても町村制第三十條第二項に依り直に選舉會を開いて當選人を定めることもある。

小町村に於ては議決機關として町村會に代ふるに町村公民總會（選舉權を有する公民の全部を以て組織する）を以てするものもあるが、普通の町村に於ける議決機關は實に町村會である。故に町村會を構成する町村會議員に學徳優れた有爲有能の士を擧げるほど其の町村に於ける自治の實は擧り、町村民の福利は増進され、町村の發達、隨つて國家の隆興も望まる、譯である。故に選舉は最も公正に行はなければならないものである。假初にも私利私慾に迷ひ、情實に捉はれて心にもない様な人を選舉する様なことがあつてはならない。又權力金力其の他の壓迫を恐れて選舉の公正を害する様な行爲をしてはならない。町村機關の進歩充實は主として選

擧の公正に依つて期待することが出来るのである。町村公民の投ずる清き一票、之には町村住民の福利如何、町村の繁榮如何、國家の進運如何が繫つてゐるのである。其の局に當る者は勿論、町村公民たる者は大いに自覺しなければならぬ。

|| 公民教科書 ||

第六 國民經濟

一、指導の着眼點

本課は經濟生活の概論とも言ふべきものである。されば産業にしても貿易、物價にしても金融所得消費など何れの題目一つを取上げても、之を徹底せしむるには、多大の努力を要する譯であるが、青年學校の生活としては、その様な必要はない。此處では國民經濟の觀點から、この方面の輪廓を知らしむればよい。

従來一般に經濟と言へば、個人經濟、家庭經濟と言つた方面のみに頭を突き込んで、國民經濟との關係を考へる事がなかつた。本課に於ては國民經濟に於ける國家の地位任務を明にし我々國民も亦國民經濟の發達に貢献努力すべきことを悟らしむべきである。

産業、物價、金融、所得、消費は國民經濟の根本に立ち相連關せしめ孤立的知識とならぬ様まを實際と照合して理解せしむべきである。

二、指導の要項

- | | |
|----------|-----------|
| (1) 國民經濟 | (2) 生産 |
| (3) 産業 | (4) 工業 |
| (5) 商業 | (6) 其他の産業 |
| (7) 貿易 | (8) 物價 |
| (9) 金融 | (10) 所得 |
| (11) 消費 | |

三、指導の解説

一、國民經濟

我々は、職業に従事し産業の振興を計り、それ〴〵一家の經營を立つると共に、また共同して地方公共團體の財政を支へ公私の經濟生活を營み、その生産の原料や生産品は之を外國と交易し世界を相手に國際的經濟行動に従つてゐる。

夫等は、みな國家を基礎とし國民が一團となり分業と協同とにより固く結合せられ經濟上の利害も、産業の振否も富の多少も皆國家を本位として一國民を基礎として結合せられ經濟範圍を強力にする國民經濟を營んでゐる。

而して他國の國民經濟と相對立して或は關稅障壁を設け、或は國民經濟を益々ブロック經濟化

せんとし、互にその充實發展を競ふの現状である。

かゝる時に於て、若し産業が衰へるならば國民の生活状態が窮迫し國力も亦減退して國民經濟の破滅を招くの外はない。故に國民經濟と産業との關係は頗る密接である。

故に産業に對する生産要素の提供者は、よく協調して國民の生活を安んじ國運の隆昌を圖らねばならぬ。

國家は國法を設けて、國民經濟を律してゐる

(1) 私有財産を認めてゐる

私有財産制度は、人々が正當に得た物は之を私有する事を認めて之を一つの權利としてそれを保護するの制度である。

我國を始め世界の文明國は概ねこの制度を採つてゐる。言ふまでもなく自己の努力の結果を自己の物としてその自由處分に任せる事の制度は、人間の性質に適合した制度と言はねばならぬ

(2) 職業の自由の原則を認めてゐる

人々は特殊なるものを除いて、如何なる職業にも就くことができ又互に競争することも自由である。

この原則も、我が國を始め世界各國の認めてゐる原則である。人々は自由競争をなすことによつて、その本性を伸長することができるものである。

二、生産

生産とは人生に有用なる財貨を作り出す作用を云ふのである。しかし乍ら嚴密に言へば、所謂無より有を作り出すことはできない。されば、現存の事物に労働を加へて人の利用價值を増加することであると言つてよい。

生産にあつて必要なる要素は、土地、労働、及び資本である。この三要素が企業によつて結合せられ始めて生産が行はれるのである。

(1) 土地

土地萬物を積載し物質を包藏し植物を包藏するなど生産の場所を與へるものである。

その生産に關與の程度は農業鑛業などに尤も著しい。土地の生産力は尤も生産に關係を有するものである。この生産力を大にすればする程その生産は著しく増大して來る。

しかし土地には收穫遞減の法則が行はれてゐて一定の限度以上は困難である。これを補ふには新機械を利用するとか、耕作方法を改良するとか、施肥の種類の改良、又は施肥の方法の改善を爲すとかしなければならぬ。

(2) 労働

生産のために人力を使用する事である。之に精神労働と筋肉労働とある。

普通労働問題として呼ばれてゐるのは、主として筋肉労働を指してのものである。

- 労働問題のうちで尤も研究に重点をおいてゐるのは、能率増進問題である。之は、
- 1 労働者の教育を向上し労働技術に熟練せしめ以て労働者の素質を向上せしむること。
 - 2 労働賃金、労働時間等に關する労働條件を良好ならしむること。
 - 3 分業と協業とに關する労働組織を適當ならしむること。
- この三に歸着すべきである。

(3) 資本

資本は將來の生産の用に供せらる財貨である。もとよりその資本は過去に於て生産に於て得たる結果が資本として提供せられたものである。

資本の種類としては、貨幣はもとより、機械、器具、工場、原料、商品等凡て資本である。

資本は、労働を助けて生産を増大ならしむるものである。

資本には流動資本と固定資本とがあり、流動資本は一回の使用によつて消滅するもので原料品、商品、燃料などであり固定資本は幾回も繰り返して使用しうるもので工場、器具、船舶などである。

固定資本を多く要する事業は多くの人々の協同事業となす方が便利であり、又固定資本の多く要しないものは個人の經營が容易である。

三、農業

(1) 農業の任務

我が國は古來農を以て立國の大本としたものである。今日猶農業に従事してゐるもの約半数を占めてゐる。その任務の重なるものは

- 1 國民に生業を與ふ
- 2 食料を供給する
- 3 商工業に對し原料又は商品を供給する。
- 4 商業の顧客となる。

(2) 我國の農業

國民の常食たる米作を以て主要なるものとし、之に雜穀、工藝作物、飼料作物、果樹、蔬菜、觀賞植物等である。

(3) 經營の種類

- 1 大農、小農

經營の規模の大小によつて分つ。

小農 經營者の家族のみによつて經營するものにして周到なる注意を以て業務に専念し作業を慎重にする利益を有する。

大農 多數の従業者を備ひ入れてするものであるが種子、肥料の購入、機械、機器の使用、生産物の販賣等に関しては非常に利益を占めてゐる。又分業によつて凡てを解決するの利益を有してゐる。

2 集約農及び粗放農

一定の土地に加へる資本及び労働の多小による區別である。
粗放農 土地が自由に得らるゝ時代及場所に行はる。
集約的 人口が増し土地が狭小なるに従ひ漸次集約的となる。面積の割合に多額の生産をあげるが、また生産費を多く要するから価格は自然に騰貴する。

3 自作農、小作農

自作農 農業を經營するに當り自己所有の土地に於て行ふものである。
小作農 他人の土地を借受けて行ふものが小作農である。
 自作農は經營の結果が一家の手に歸屬するから利害共に直接の影響をもつ。されば土着のものが一生懸命に努力するから農村開發上極めて重要な經營である故政府も自作農創設資金を供給してその奨励に努めて居る。

小作農には普通小作と永小作とがある。地主と小作人とは豊凶による利害は共通である。凶作の時の小作料の決定は利害相反する故小作爭議の發生する時も尠くない。之を緩和するのが小作調停法である。

(4) 助成指導機關

農業の任務の重大性に鑑み國家は農林省を設け統一的施設に當るから各種の機關を設け助成指

導の任に當つて居る。

1 研究機關

イ 農事試験場

□ 蠶業試験場

ハ 園藝試験場

ニ 畜産試験場

ホ 茶業試験場

2 農 會

イ、農民の自治活動により農業の改良農林の開發に當る。

ロ、町村農會、市農會、郡農會、道府縣農會、帝國農會、Ⅱ系統的組織

ハ、農業の指導奨励施設、農村の福利増進施設、農業に關する研究調査、紛争の調停仲裁

3 農業に關する組合

イ、同業者の共通利益を圖る。

ロ、耕地整理組合、水利組合、畜産組合、茶業組合等各種産業組合、

4 農業金融機關

イ、勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行等。

ロ、土地を擔保として低利の貸付をなし、長期に亘り年賦償還せしめる事を特急とする。

四、工 業

(1) 工業の任務

工業の使命は、原始産業によつて生産される財貨を原料として之に加工し使用價值を大ならしむるものである。

吾々が日常生活に必須なる多數の欲求する品物を廉價に自由に購入することができて、生活を極めて豊潤にする事ができたのは全く工業發達の賜である。

日本は土地狭小にしてその資財も乏しいので有利な工業國ではない。しかし、我國は賃金が安いし、日本人は技能力に富んで居てしかも勤勉であるから、今日は非常な産業國となつてその製品は世界に進出してても囃される結果各國は關稅を引き上げ障壁を設けて居るの状態であることは誠に慶喜すべき事である。我が國の將來は益々工業の發展に俟つ所が多いといはなければならぬ。

(2) 工業の經營

工業の經營は、其の發達の初期に於てはすべて手工工業として職人の手によつて行はれ、又家内工業として注文を待つて行はれる小規模のものに過ぎなかつた。

しかし第十八世紀に入つて産業革命が行はれてからは手工工業が機械工業に代り、家内工業が大工場時代を現出した。

かくの如く大工業が行はれるに至つたのは、大經營の利益が認められたからであつてその利益

のおもなるものは

- 1 分業の利益を収める。
- 2 原料の購入、製品の保存運搬販賣に經費を省く
- 3 副業物の利用
- 4 事務費其他諸費用節約
- 5 多數の職人を技能に應じ適所に當らしむ。

大量生産によつて生産費を減じうるもので其の結果は低廉なる商品を市場に供給して小經營を壓迫するに至つたのである。

この工場工業に伴ふ利益も甚大であるがまた一方には弊害も尠くなかつた。その弊害の重なるものは、

- 1 工場寄宿舍等に於ける保健衛生風紀上幾多の弊害生ず
- 2 勞資對立の爲階級闘争を惹起し勞働問題を發生す

である。

(3) 大工業時代の手工業

大工業時代に於ては、多量的生産に適し製品を統一するも可なるものだけ大工業として經營される。けれども人々の趣向は必ずしも同一質同一形のもの好むと言ふ譯ではない。むしろ、變

化あるもの、異なるものなどを好む。されば今日の如き大工業時代に於ても尙美術工藝品の製作の如きは手工業たることを必要とする。

(4) 工業の助成機關

工業行政は商工省の掌る所であるが其の外種々の機關を設けて工業の發達を圖つてゐる。

1 研究指導機關

工業に關する研究並に指導機關としては國立工業試験所を始めとし國立、國立府縣立又は私立を以て設けられてゐるものが多い。

絹業試験所、陶磁器試験所、理化學研究所、花筵検査所等は其の例である。

2 商工會議所

商工會議所法によつて設立せられたる商工業者の團體であつて、農會と同じく公法人である。その事業の主なるものは、

イ 商工業に關する調査研究

ロ 仲介又は調停

ハ 證明又は鑑定

ニ 營造物の設置又は管理

ホ 行政廳に建議

ヘ 諮問答申

ト 意見發表

全國に百餘あり。之が聯合したるものに日本商工業會議所を組織してゐる。

(5) 保護關稅

國家は保護關稅の制度を設けて工業の幼稚なる時代の内國工業助成の方法とする。我國の紡績業の發達は全く之による。

之によつて物價を騰貴ならしめて消費者に不利を與へるから將來發達の見込のないもの及び保護の必要のないものに對しては之を課せない事を普通とする。

(6) 發明發見の獎勵

發明發見は工業の發達の基礎と爲すもの故、獎勵金、補助金を交付して其の完成を助け適當の保護を與へてゐる。

五、商業

(1) 商業の任務

生産者と消費者との中間にあつて、財貨の流通を圖るにある。

吾々は何一物をも作り或は製造せずして、時、處の如何に拘らず欲求する何物をも手に入れる事ができるのは、全く商業によつて國の内外の財貨を過剰なる時、處に求めて、不足せる時、處に供給する商業の活動による。

(2) 商業の種類

1 賣買業 最も主要なる部分で卸賣業と少賣業とに分れ、又内國商業と外國貿易とに分る。

- 2 金融業及交通業 金融業は資金の貸借を圖るものであり交通業は運送及び通信を掌る。
 - 3 倉庫業 商品その他貨物の保管を掌る。
- 商品が一定の場所より他の場所に移動し、一定の時より他の時に移動するとき一時的保管の必要がある。之が倉庫業の使命である。
- 4 保険業 生命又は財産に關して生ずる損害を填補する。
 - 5 取引所業 市場を設けて一定の商品又は有價證券の賣買取引を行はしめる營業である。取引所は需要供給を調節して物價の變動を勘からしめ其の發表する公定相場は物質の標準となる。
 - 6 商業の經營 商業の種類により大經營を必要とするものがある。海運業の如きは多額の固定資本を要するもので主として。大經營として行はれる。小實業は小經營として行はれる。近時出現の百貨店の經營は小實業者を壓迫する狀況を呈してゐる。
 - 7 商業の助成
- 商工業は關聯する處が多いから、工業助成機關中には同時に商業助成機關たるものが多いこれ以外に、
- 商品陳列所、
商業興信所、

商品検査所等がある。

六、其の他の産業

以上の外に林業、牧畜、水産業、鑛業等の所謂原始産業がある。我國は從來林業國と誇つてゐたのであるが、近年パルプ工業の發達につれ年々内地用材の約半分を輸入に仰いでゐる現状である。

牧畜業は我國では氣候風土の關係上、大規模に行はれ難いが、牛馬の飼養は盛である。

水産業は四面環海であり暖流寒流の流るゝあり、各種魚類に富み頗る盛である。年々水産加工品の輸出も多額にのぼり將來益々有望である。

鑛業は、石炭銅を除いて國內の需要を充たしうるものなく、殊に鐵石油に乏しい。之は我國の産業上國防上より言つて甚だ遺憾である。

七、資源の開發と産業の振興

我國の産業を振興して世界的に優勝の地位を占めんがためには。一層科學の力により國內の資源を開發して原料を豊富にし産業の合理化を圖つて生産費を減じ、品質の優良なものを生産することが肝要である。資源の開發とは、土地山林、水力、鑛物、水産物等の自然物を一層有効に利用することであり、産物の合理化とは仕事の無駄を省き能率を高める事であつて、近時行はれてゐる産業の統制もその一方法である。

又國民が國産品を愛用してなるべく外國品の輸入を防ぐことも、産業振興策として重要なことである。

八、貿易

(1) 貿易政策

貿易政策には、自由貿易主義と保護貿易主義とである。前者は國家が國民の貿易を自由にしておくものであり後者は國內産業保護のため國家が貿易に干渉して、輸出入に制限を加へたり、輸入に關稅を課し輸入を制限せんとする政策である。

近年世界各國は何れも保護貿易主義に傾き高率な關稅の障壁を設けて輸入を防遏してゐる。

我國も大體此の主義を採つて居るのである。

(2) 我國の貿易

我が國が廣く諸外國と通商を始めたのは、徳川時代の末期からで、明治初年頃には貿易總額僅に二千六百萬圓に過ぎなかつたものが昭和十年には輸出入總計五十億圓の多きに及んで居る。

(3) 主要輸出入品

1 輸出貿易主要品

綿織物、綿糸生糸、絹織物、人絹織物、
鐵鋼、鐵製品、機械類

食料品（水産物、小麥粉類）

車輛、同部分品、

メリマス製品

陶磁器……………等

|| 輸出總額の七割餘 ||

2 輸入貿易主要品

棉花、羊毛

礦油、鐵

木材及バルブ

食料品（豆類、小麥等）

肥料……………等

|| 輸出總額の八割餘 ||

(4) 貿易の主要相手國

輸 出

米國、中華民國、印度、滿洲……………等

輸 入

米國、印度、濠洲、滿洲國、中華民國、獨逸………等
 米國に對しては、生糸、絹織物陶磁器などであり、また中華民國及び印度へは綿織物、絹絲などを輸出し米國から棉花、鐵、機械類、自動車、木材など輸入し、印度中華民國よりは棉花、濠洲よりは羊毛、小麥などを輸入してゐる。

滿洲國との貿易は日滿經濟ブロックによつて益々隆盛に向ひつゝあつて、同國へは綿織物、小麦粉等を輸入し、同國よりは大豆、石炭、豆粕、銑鐵を輸入してゐる。

(4) 國民經濟と貿易

我國民經濟は貿易に待つ所が多い。然るに、列國は保護貿易主義を採り關稅の障壁を築いて、所謂經濟ブロックの形成にとめて居る。

幸に我國は四面海をめぐらし而かも大陸に近く、世界大交通の中心に位置し各國に手を伸ばす事ができる。されば仲繼貿易を盛にし、原料を一方に求め、之に加工して他方に供給する事が都合がよい、

今後大に國內産業を獎勵し國民生活の需要を自給せしめ、一朝有事の際に備へ、また、廉價なる良品を供給し、世界の市場に進出し我が國際貸借を改善し、更にひろく人類文化の向上に資する事に心掛けねばならぬ。

而して毎年輸入超過の域を脱し輸出超過時代を現出せしめなければならぬ。

八、物 價

(1) 物 價

物價は個々の商品の値段の凡てを全體として見たる総合的値段の割合である。従つて商品の値段は通貨で表はす事ができるが物價は通貨で表はす事はできない。單に數字の割合で以て示すより外ない。

例へば昨年よりも本年が物價が騰つたと言へば商品一つ一つの値段を指したのではなく、個々の商品の全體に就て騰つたとの言葉である。この騰つたと言ふ事は通貨では表はし様がないので只一割合を數字で示すより外ない。之を物價指數と言つて、凡ての商品の値段を數字で現はしその平均を出したものである。

(2) 物價の變動

(1) 生産費と需用供給の關係

商品價格の高低する原因は需要供給の關係による事が多い。

需要は商品を買はんとするの數量であり、供給は之に對する商品を賣らんとする數量である。需要高の多いのに供給高が少いと自然に商品は高値を表はし、之に反するときは低値を表はす。しかし、その高低の基礎となるものは生産費である。之を中心として需要供給關係によつて高低を生ずる。しかしその高低は無制限に行はれるものではない。何故なれば非常に利益のあるも

のは競ふて生産し供給が豊富になるからであつて、自然に生産費を中心として調節される。勿論之等は競争市場にあるものや生産できるものであつて、獨占市場のものや再生生産のできないものは、この原則は適用されない。

(2) 通貨と物價との關係

前項は個々の商品の價格の變動原因であるが、商品の上り下りが一樣に影響して來る一般の原因もある。

これは、通過の數量増減が一般物價の騰落の原因となる。即今現に流通しつゝある貨幣の増減がその時の經濟事情に適合する様な一定の數量以上に増したり減つたりする場合に貨幣は物價に變動を與へるものである。

今貨物の供給に變りがないとして考へて見ると通貨が過剰になれば通貨の價値は下落する。と言つても通貨そのものは價格はないから物價の方で騰貴する。之と反對に物價が下落するのは通貨が縮小したときである。

インフレーション政策とは貨幣の數量を増加せしめて物價の上騰を計る政策である。今日のインフレーションと謂はれてゐる言葉は此處に出發してゐるものである。

(3) 物價變動の影響

物價騰貴による影響

- 1 物價騰貴は生産者に利益である。
- 2 物價騰貴は消費者に不利益である。
- 3 物價騰貴は債務者に有利である。
- 4 物價騰貴は國費を膨脹する。
- 5 物價騰貴は輸出品を高値にし輸出を減退せしめる。物價が下落したるときはこの反對である。

(4) 物價の調節

物價は國民生活費の根本問題である。されば物價問題は政治上に於ても國民經濟上にも極めて重大關係を有してゐる。されば物價があまりにも騰貴する場合、之に反してあまりにも下落する場合には之が調節策を講じ國民の生活安定を圖り一國經濟界の動搖を防ぐ必要がある。

物價騰貴の際の調節

- 1 金利の引上
- 2 對外投資
- 3 公債社債募集
- 4 政府の物價公定と暴利取締
- 5 政府の消費縮小
- 6 小賣業、消費組合公私設市場等の發達奨勵
- 7 一般消費者各自の反省と生活の改善

物價は急激なる騰貴はさくべきであるが除々に高騰してゆくことは、一國の生産に活氣あらし

め失業者を數を減小せしめ、一般消費階級の購買力を縮小せしめずかへつて一國民經濟の好調を期する事ができる。

九、金 融

(1) 金融の使命

産業を起すにはその三要素の一たる資金を要する。資金は企業家自身が支出する場合尠く大抵は他から融通する場合が多い。之を金融と稱せらる。

この金融を、一つの業務として資本家には金利を支給し、企業者には資金を貸與する。兩者の資金融通を円滑ならしむものが金融機關である。

この金融機關は資金の需要者と供給者との間にあつて双方の希望を充たしめる機關で、銀行、信用組合、信託會社、保險會社、質屋等によつてこの業務を行ふものである。

(2) 一般金融機關

1 銀行

銀行は、資金を需用する者と之を供給する者との間に立つて信用の授受を營業となすものを云ふ即銀行は資金の餘裕のある者から預り、之を廣く需要者に貸して信用取引の媒介をなす金融機關である。而して今日の信用取引は銀行なくしては到底圓滑に行ふことが出来ない。

銀行の業務を大別して預金の預入、銀行券の發行、債券等の發行の如き受信的業務と手形の割

引、貸付、爲替業務の如き授信的行為との二つである。

銀行の受信的業務

預金は銀行の資金の主要なものであつて、銀行が一般公衆より預かるものである。

預金には當座預金、定期預金、通知預金の三種がある。

當座預金の加入者には銀行が通帳と小切手の使用を許すのである。債券の發行を業務として行ふものは、長期の信用授受を業務とする不動産銀行並に動産銀行である。

銀行の授信的業務

(1) 手形の割引

手形の割引とは、ある一定の期限後に支拂はるべき手形をその期限に至るまで利子を控除して之を買ひ受けることを言ふのである。

(2) 貸 付

資金を貸し出して利子を取り利益を得る方法である

信用——對人信用、對物信用

貸付——定期貸付、當座貸付

(3) 特殊金融機關

特殊の目的を以て設立せられたものであつて

(1) 不動産銀行
土地、家屋、等の不動産を抵當として長期に且つ年賦償還の方法により農業上の金融の利便を
圖る。

(2) 動産銀行

工業銀行とも稱すべきもので債券の發行により會社所有の財産を抵當として貸付をなし又は株
券、社債等を引受けて發行し以て工業上の金融の利便を圖る。

(3) 貯蓄銀行

細民の貯蓄を奨励し、零細なる資金の蒐集に努むる銀行である。

(4) 信託會社

一方に於ては遺産又は財産の管理、利殖、處分の委託を受け、他方に於て之が投資の途を選ぶ
と同時に、諸會社に代つて株式の募集、社債の發行、會計の整理等に當る機關である。

(5) 信用組合

産業組合の一種で組合員共同の計算を以て共同貯蓄並に共同金融の便宜を目的とする組織であ
る。

この組合は、下層の給料者、労働者、農業者、中小商工業者唯一の機關である。

(6) 質屋

質屋は衣類、貴重品等を擔保として一定期間少額の資金を貸出す營業である。銀行を利用するこ
との出来ない人には便利な金融機關で古くから發達し今日では公營のものもある。

(7) 無盡業

無盡は昔から頼母子講と呼ばれ、中産以下の人々の金融機關である。頼母子を營業として行ふ
とき之を無盡業と稱するのである。無盡には不正が行はれ勝ちであるから調査の上確實なも
でなければ加入しない様に注意せねばならぬ。

(8) 保險會社

近時保險會社も重要な金融機關として、銀行に類した營業を行つて居る。即ち其の多額に上る
積立金や準備金の一部を事業界に放出して産業の發達を助けてゐる。

一〇、所得

(1) 所得の性質

所得とは、特に確實なる収入の源泉があつて、その源泉から生ずる總収入である。我々がかく
の如き収入の源泉を得ることは生産したる價値の分配を、受ける事であるから、我等は必ず生産
に參與して生産の諸要素たる、土地、資本、労働、企業の何れかに關係して所得を得なければな
らぬ。

(2) 所得の分配

今日の經濟社會に於て、生産の中心となつて居るのは企業家である。即高低を定め生産の三要素を集め生産に關する全責任を負擔し、その生産によつて得たる結果を全部一度は自分のものとし、企業家は更に地主には地代を、資本主には利子を、労働者には勞金を支拂ひ最後のものが企業家の所得となる。

一、消費

(1) 消費の目的

消費とは慾望を満足せしむるために財を使用して使ひ減らすか又は財を使つて無くすることである。

自給自足の經濟時代には、一家の生産したる財は家族の者が消費したのである。今日の如き交易經濟時代に於ては、生産せられたる財は賣買せられて幾人かの手を経るのであるが前後の需要者の手に渡つて時に、そこで消費されて始めて財の効用を發揮するのである。

人々が知識を働かせ身體を活動させて財の生活に従事し所得を受けるべく努力する目的は、我等の慾望を充たさんがためのものである。故に我等が生産するは消費せんが爲である。

しかし、消費すると言つてもその日々に所得の全部を消費し盡してゐては將來の生産の資本を得ることもできないで又不時の災厄に備へる事も出来ないからその一部を必ず貯蓄するを必要とする。

(2) 消費の方法

消費は慾望を満足さす爲めに生産を使用するものであるけれども、その慾望満足とは一時のものであつたり、また一方に満足したものが、一方に於てはそれが満足し得なかつたりするのは眞の満足ではない。同一の金額で得られる者でも効用が甲の方よりも乙の方が多し時は甲に消費するのを止めて効用の多い乙の方に消費する。結局は消費生活の合理化を圖る事が消費の目的である。消費財の買ひ入れ方及びその消費の仕ひ方についても充分注意しなければならぬ。消費組合、購買組合の利用を行つて生計費をできるだけ節約し各種の貯蓄機關保險を利用して貯蓄し將來の生産の資本や不時の災難に充當するなど大に經濟上研究考慮すべきである。

之は單に一身上の問題ではなく國家の繁榮社會の福祉増進のため實行すべき經濟的奉仕生活である。

四、指導の注意

- 1 本課は經濟一般論として指導すべきである。
- 2 國民經濟の國家の地位任務を充分明かにすべきである。
- 3 我々は常に國民經濟の上に貢献すべく經濟生活にあたるべきを徹底せしむること。
- 4 生産と消費とは一體的のものであるから。その指導に當つても充分連關的に取扱ふべきである。

- 5 信用機關の利用は、いまだ國民の上に徹底してゐない。従つて産業の發達が遅々として進まない。此の點に留意して之が啓發につとむべきである。
- 6 物價に關する經濟的觀念も幼稚なものと言はねばならぬ。國民經濟の上より極めて重要な事を知らしめ一般的理解とその經濟的實踐に徹底せしむべきである。

五、指導の參考

生産と國民經濟

人間がその生活を營んで行くためには、種々な肉體の糧を消費して行かなければならない。勿論人間の肉體的精神的な慾望を充足してゆくためには、何等外部的な對象を必要としない場合もあらうが、多くの場合外界の物を消費しなければならぬ。斯くの如く人間が、その生活を維持し、その慾望を充足するために消費しなければならぬ生活資料は如何にして得られるか。何等特別の勞働を加へず自然から得られるものもあるが、多くは自然的素材に働きかけて、その形態を變更し、或はその位置を變更して之を得なければならぬ。人は此の過程を指して生産と呼んでゐる。従つて生産は自然と人間の勞働とをその窮極的な要素としてゐるのであるが、それが多少とも發達した後に於ては、即ち人間によつて道具が發見されて以來は、人間の合目的な勞働と、この勞働が働きかける所の對象と、勞働をその對象に作用させるために役立つ道具との三つの簡単な要素から成り立つてゐる。茲に勞働對象といふものには、自然の儘に存在するものと過去の勞働によつて既に變化を加へられてゐるもの、即ち原料とがある。例へば水中から捕獲さるべき魚、原始林に於て伐採さるべき木材、鐵脈から引き裂かるべき粗鐵などは前者に屬し鐵脈から引き裂かれて洗淨されるばかりになつてゐる粗鐵農業に於ける種子其他採鐵漁獲狩獵等の所謂世間的産業以外の産業部門に於ける勞働對象は凡べ

て後者に屬する。尙ほ之等の原料は更に、生産物の主要材となるものがあり、助成材として生産物の形成に參與するものがある。石炭の如く勞働道具によつて消費されるもの、染料の如く生産物に附加されるもの、作業場の點火や暖熱のための材料の如く勞働そのものを維持するものなどが即ち助成材である。次に勞働道具としては、勞働をその對象に傳へるために主要な役割を演ずる道具、器械等の如き勞働道具、勞働對象の容器として役立つパイプ、タンク、瓶等の如く勞働道具があり、此の外に敷地、建物等の如く勞働を行はしむるに必要な一切の對象的條件が含まれる。

斯くの如く、人間が勞働道具の補助によつて豫め企圖してゐた變化を勞働對象に加へる過程が生産であつてその結果として得られるものが生産物である。生産の此の過程を結果たる生産物の立場から観れば、勞働道具と勞働對象との兩者は生産的手段として、勞働それ自身は生産的勞働として現はれる。所で、生産の結果たる生産物は、再び生産過程に入り込んで原料となり勞働道具となるか、或は終局的な生産物となるか、即ち生産的消費としてか、或は個人的消費としてか、何れにしる消費されなければならぬものである。

斯くの如く生産を單に人間の勞働の過程として、抽象的に、技術的に觀察する限りに於ては、生産は人間の生存を前提する以上、凡ゆる時代、凡ゆる形態の社會を通じて一貫せる人間生活の永久的、自然的な條件である。従つて、現代に於ける支配的な生産形態たる資本家的生産は、斯かる生産の觀念だけでは理解する事が出来ぬ。

然らば資本家的生産とは何か、それは原始共產體の内部に於て、又封建時代の農家族の内部に於て、その構成員が各自の生活資料を得るために行つたやうな生産とは異り、商品生産である。商品生産とは、いふまでもなく、交換の爲めの生産である。生産物が商品となるためには或る程度にまで社會的分業が發達して居ることを前提としなければならぬ。然かも、生産物が相互に獨立した個別的生産の結果として對立することによつて、初めて生産物が商品となり得るのである。各生産者は自己の生産物を他人の生産物と交換することによ

つて、各自の生活に必要な資料を獲得するのである。而して、此の交換は最初は直接生産物との交換として行はれるのであるが、これが頻繁に行はれるやうになると、それまで普通の商品であつたものが交換の媒介器具たる特殊の商品即ち貨幣となり、交換はすべて貨幣を媒介として行はれる様になる。そして、斯かる商品生産が次第に發展するに従つて、商品の交換を仲介することを専業とする商人が現れて来る。だが今日の資本家的生産は、封建時代の手工業者が行つて居たし、又現在我が國の農民が行つてゐるやうな生産者が自己の生産手段を所有し、自己の労働によつて生産し、其の生産物を自己の商品として、之を賣つて自家の生活資料を獲得するといつたやうな單純な商品生産とも異つて居る。資本家的生産は自らに、何等手段も所有せず、自らは獨立して生産を行ふことが出来ず、従つて、その労働力を他人に賣つて、他人の生産手段によつて生産し、その労働力の提供に對して一定の賃銀を得なければ生活資料を獲得出来ない。賃銀労働者を前提してゐる。即ち、産業家が原料、機械等の生産手段を買ひ込み労働者を雇ひ入れて或る種の商品を生産し、そして之を自己の所有物として消費者に直接に、又は多くの場合商人の手を通して間接に賣ることによつて、所謂利潤を得て居る。即ち、その生産物を賣つて最初に支出した貨幣額以上の貨幣額を得ようとしてゐる。是れ即ち資本家的生産である。

従つて、此の資本家的生産の直接動機は利潤の獲得にあるが、その利潤はどこから出て来るか。企業家は自己の商品の賣上金から、先づ、消費された原料消耗された機械の一部に相當するだけ回収しなければならぬ。更に、労働者に支拂つた賃銀に相當するだけ回収しなければならぬ。此の賃銀の額は労働者の労働能力を維持し、必要な程度の繁殖を行ふために、社會的に見て相當とされる程度の生活資料を買へるだけのものである。だが、企業家が労働者との雇傭契約に基いて買ひ入れた労働力の處分権は企業家がつてゐるのだから、労働者はその指揮命令の下に契約によつて定められた時間だけ働かなければならぬ。そこで賃銀に相當する生活資料を生産するに要する時間以上に働いて、労働者が商品につけ加へた價值は企業家のものとなるわ

けである。これが利潤と云はれてゐるものである。勿論この全部が企業家の懐に入るのではない。若し、企業家はその工場の敷地を地主から借りてゐるとすれば、地代が拂はなければならぬ、又原料や機械を買ふ際他から金を借りたとすれば、その利子も拂はなければならぬ。此の様にして餘つたのが企業家の利潤である。だが、これは企業家の商品が相當な價格で賣れた場合の話である。此の様に、企業家の利潤は、結局賃銀労働者の労働にその源泉をもつのであるが、商品の價格は次章に述べる如く、色々な經濟事情によつて變動を受けるものであり、然かもその商品は社會的な需要を見込んで生産されるのであるから、その利潤をどれだけ實現し得るかは、その商品がどれだけの價格で、どれだけの分量賣れたかに全く依存してゐるのである。従つて、個々の企業家の得る利潤の多少は、市場の需要の豫測適當な時に於けるその商品の賣却等、企業家自身の企業的才能の如何にかゝつてゐるのである。

斯くの如く資本家的生産に於ては企業家は先づ貨幣を所有して、それを生産手段や労働力に換へ、最後にその結合の結果として商品を得、それを賣却して前に支拂つた貨幣を回収し、利潤を獲得するのであるが、此の過程に於て利潤を擧げるために役立つものが資本と呼ばれる。而してその機能の方面から見て、此の過程で占めるその地別から、夫々貨幣資本、生産資本、商品資本と云ひ全體を總稱して産業資本と云ふ。つまり、産業資本は、最初に先づ貨幣資本として、次に生産資本として、更に商品資本として存在し、商品の賣却によつて再び貨幣資本となつて行くのである。

生産事業を行ふ企業家を産業資本家と呼ぶのは此の故である。産業資本に對立するものに商業資本、貸付資本などがある。商業資本は商品の流通即ち商業の機能を遂行するために要する資本であり、貸付資本は産業資本家たるの貨幣資本として貸付けられる資本である。

さて以上述べ來つた如く、資本主義經濟組織の下に於ては、生産は獨立生産者なり、産業資本家なりの個別的な商品生産として行はれ、その生産物は多くは商人の手を通して流通せしめられて消費者の手に入るのであ

る。そして、直接期から生産及び生産物の流通を補助する役割をつとめるものとして、運送業、倉庫業、保険業、銀行業等が発達して、夫々社会的分業の一環となつてゐる。我々は、一般に生産、流通又は之等の直接的な補助的活動が夫々社会的分業として行はれて居る場合、その總體を名付けて産業と呼んでゐる。斯くて、生産を営む産業に従事してゐる者は、獨立生産者又は企業家であれば、その商品を商人に賣つて得た貨幣のうちから、賃銀を支拂ひ、地代、利子等を支拂ひ、又その一部で他の獨立生産者又は企業家の商品を、原料又は機械を買ひ、他の一部で自分の個人的消費資料を買ひ、労働者であれば、賃銀として得た貨幣で商人から消費資料を買ふのである。商人であれば、或る種の商品の販賣によつて得た貨幣で、更に販賣商品を買入れ、他の一部で自家の生活資料を他の商人から買入れる。更に使用人を多く使つてゐる場合には、彼等に賃銀を與へその使用人はそれで消費資料を買ふ。又其の他の産業に従事してゐるものは、企業家であれば、産業資本家から受けた割前から使用人に賃銀を支拂ひ、他の一部で事業に必要なものを買入れ、更に他の一部で生活資料を得使用人であれば、その賃銀で消費資料を商人から買入れる。又産業に従事せず、官吏、軍人、教師等々の如く、所謂一國の文化を維持し、發展させ、擁護すると云つたやうな所謂文化的職業に従事してゐる者もまた、その精神的乃至肉體的な勞働によつて俸給を得て、商人の手を経て、企業家から消費資料を買つて生活してゐる。斯くの如く、資本主義的經濟組織の下に於ては生産と消費とは直接結合してゐるのではなく、生産者の多數は直接自家の慾望を充足するための生活資料を生産してゐるのではないけれども、極めて複雑に發展した社会的分業として行はれてゐる生産は、之また社会的分業の一環として行はれてゐる交易によつて媒介され、各々は極めて密接な内的關聯をもつてゐるのである。村落に於て主として、農業、水産業等が行はれ、都市に於て工業及大規模な商業が行はれてゐるのもこの分業が地方的にわかれて行はれてゐる一つの適例である。然かも、商品の生産、流通に直接間接に參與する所の種々なる産業的活動は、一國に於ける種々なる文化的活動とも相互に關聯し、互に影響を與へてゐるのである。

斯くて、一國に於ける國民相互の經濟的關係は各種の社会的分業を基礎として、緊密に結ばれて居り、更に此の社会的分業は世界的に發展して、一方にブラジル、印度などの農業國があり、他方にイギリス、ドイツなどの工業國があるといふ風に、一國と他國との間にも、相互の經濟關係が結ばれてゐる。斯くの如く、一國全體を一つの經濟單位と見て國民相互間の經濟關係の總體は一つの國民經濟を形成すると云はれてゐる。従つて國民經濟といふ立場から見れば、農業、牧畜業、林業、水産業・鐵業、工業、商業、運輸交通業、倉庫業、保險銀行業等の各種の産業部門はその國民經濟の一要素であり、更に各産業部門に於ける個々の經營經濟はその産業部門の一分子として行はれて居り、之等凡べての産業的活動は爾餘の一切の經濟關係と綜合されて、一個の國民經濟を形成し之等の國民經濟はまた相互の關係によつて世界經濟を形成してゐるのである。

さて、前にも述べた如く、一國に於ける産業的活動はその國に於ける各種の文化的活動にも重大な影響を及ぼし、兩者は互に密接な關聯にある。従つて、一國の隆盛はその國民經濟の充實に俟つたところ極めて多く國民經濟の充實は主としてその國の産業の發展にかゝつてゐるのである。

|| 公民教育資料大成 ||

第七國 交

一、指導の着眼點

吾等は個人としての生活人であり、同時に家庭人としての生活人である。更に國家人としての生活人であり國際人としての生活人である。

されば吾人の生活の完成を圖らんとするならば生活を擴張して國際社會の一員として共存共榮の實を擧ぐる事にとめねばならぬ。

而して國際社會的生活と言へば何だか縁遠い生活だと考へられ易いが、實はそうでなくて、個人としての一言一行も直に外交問題を惹起する今日の情勢である。且つ外交の圓滿遂行は外交官の手續のみに非ずしてむしろ國民の私的活動が外交の推進力となつてゐる事が尠くない時代になつて居るのである。

されば國交の必要、條約その他國際事項の大様を知り國際精神を長養し世界の平和と人類の福祉に貢献すべき所以を會得して、以て國民生活に當る事は實に國民外文を更に價値あらしむる所以である。

之等を明かにし國交に對する國民の責務を感銘せしむる事に努力すべきである。

二、指導の要項

- 1 國交と平和
- 2 國際情勢
- 3 國民外交
- 4 外交と國民の覺悟
- 5 滿洲國との不可分の關係

三、指導の解説

一、國交と平和

(1) 國交

現代の國家は各々獨立を保つと共に相互に交を厚くして、經濟上有無相通することは勿論であるが、更に文化の上でも相互に影響し合つて國際的に共存共榮の實を擧げなければならぬ。

時代が進めば、進むほど各國は互に國家の品格を敬重し相協力して世界平和の増進につとめなければならぬ。

近代の如く交通機關の發達するに従つて世界各國の國際關係はいよゝゝ密接複雑となつて、國の生活は一國で終る事は稀で、凡て何かの關係によつて世界が繋がつて居るのである。

勿論今日の世界が種々の點に於て關係影響して居ると言ふ事は、他國を征服するの主旨のものでものではなく、互に友邦としてあり協力者としてあり、依存親善としてのものであり、文化的有無相通じて採長補短共榮の實を擧げんとしたものである。

従つて、國家は相互に友誼親善を進め正義人道に従ひ平和の裡に人類文化の發達に貢献すべき本務があるとすれば、従つて各國は相互に使節を交換し國際間の權利職務を定めた國際法に遵ひ條約を結びなどして國際間の圓滿をはかり世界の平和を圖り人類の幸福を増進しようとする國家間の交際である。

(2) 國際法

國家と國家との關係は極めて複雑であつて利害相反して時に紛争を生ずる場合が尠くない。時

には戦を以て解決しなければならぬと言ふ場合も生ずる。
 是等の紛争を圓滿に解決し、國家間の衝突をなすたけ避けるために各國は國家相互間の權利義務を明かにし各國家の行動を規制する規則である。國際上の重要事項は之によつて處理するものである。

國際法とは平時に於て守るべき國際間の權利義務を規定した平時國際法と戦時に於て守るべき交戦國及び中立國の權利義務を規定した戦時國際法とがある。

(3) 條約

條約とは、國家と國家との間に結ばれた約束である。國家は、相互にその權利や利益を増進するために國際公安を害せざる範圍で一定の約束をする。而してこの約束をなしたる國家は言ふまでもなく相互にその條約の約束を受けるのである。

條約締結の能力を有するものは國家のみである。完全なる獨立力を有する國家のみで一個人にはこの能力はない。

條約は國家の名に於て權利を取得し義務を負担するものであるから、その權限を有するもの、又はその委任をうけた者が條約を締結しなければならぬ。

我國に於ては、形式上、條約、協商、協約、協定、取極、約定、議定書、決議書、覺書等種々に分けて居る。

條約。條約といふのは條約の名を附して締結せられたるもので

1 政治的

イ、攻守同盟條約

ハ、不戰條約

ホ、支那に關する各國條約

ト、領事職務條約

2 經濟的產業的

イ、通商航海條約

ハ、萬國電信條約

ホ、商業に關する條約

3 學藝獎勵

イ、萬國工業所有權保護同盟條約

4 交戦に關するもの

イ、赤十字條約

ハ、陸戦の法規慣例に關する條約

協約

ロ、國際紛争平和處理條約

ニ、海軍軍備制限に關する條約

ヘ。國際聯盟規約

ロ、萬國郵便條約

ニ、航空に關する條約

ヘ、工業に使用しうる兒童の最低年齢を定むる條約

ロ、文學的及び美術的著作保護に關するベルヌ條約

ロ、病院船に關する條約

ニ、戦時海軍力を以てする攻撃に關する條約

特定の地方又は特定の事項に關する國家相互の勢力の調和關係で消極的に互に相侵さざる事を約したものである。

協商の結果は協商、協約、協定、取極、約定、議定書、決議書、覺書等の形式としてあらはれる。之等は條約と異り調印のみで批准を要せざるを原則とする。

日滿兩國の條約、日獨防共協定等は我が國と特定國間の條約に屬するものである。就中日滿間の條約は昭和七年九月、日滿議定書として締結されたもので兩國の領土、及び治安に對する一切の脅威に對しては共同して防衛すべきことを協定してゐる。

(4) 外交官

國家は國際團體の一員として條約を結んだ條約國と種々交際を爲し相互の和親を進め共榮をはかるために外務大臣が天皇を、輔弼して外交事務を主管するのであるが、更に外國に於て外交に機關に外交官及び領事官がある。

(1) 外交官

イ、特命全權大使 天皇及政府を代表

ロ、特命全權公使 元首を代表しない點に於て前者と異なる。

ハ、辨理公使 その執る職務は前二者と異るところがないが、たゞ席次が下位にある

ニ。代理公使 最下級の使節であつて天皇から他の元首に宛てた信任狀を捧呈して任につく

のではなく外務大臣から駐在國の外務大臣に宛てた信任狀を以て任務につき單に政府の名を以て職務を行ふに過ぎない。

(2) 領事官

外國に駐在して専ら帝國臣民の通商、航海、産業に關する利益の擁護増進にあたり、在外邦人の保護取締をなす事を以て重なる任務とする

イ、總領事

總領事は多數の領事管轄區域を統轄するもので、一外國に駐在してゐる多數の領事を監督してゐる、我國のは單に普通の領事に比し廣き區域若くは重要なる區域を有するに過ぎない。

ロ、領事一區域、例へば一都會、又は一開港場を限つて職務を行ふ

ハ、副領事、總領事又は領事を輔佐し又は分館の主任となり領事事務を行つて居る、

二、國際協力

世界の諸國が一大社會を形成し、各種の條約を結び外交官領事官を派遣して相修好するやうになると、各國の國際關係は密接の度を加へ他方急激に進歩した人類文化が著しく世界的となると共に、世界各國は利益を共通にし、相互依存の關係を益々深めるに至るのである。世界の全人類は世界文化の建設の爲に國際協力の必要を認識し希求するを常道としなければならぬ。

国際協力の思想は古くからあつたが、これが實際の施設として現はれたのは比較的近代である。その重なるものを擧ぐれば

(1) 通信事業

萬國郵便聯合、電信聯合、萬國無線電信聯合條約

(2) 博愛平和事業

赤十字條約、國際紛争平和處理條約

(3) 其他

郵便聯合、國際的學術會議、國際オリンピック大會、

(4) 國際聯盟

1 聯盟の起源

大正三年ヨーロッパ大戦勃發し未曾有の慘禍をひき起したので、その講和の機に際し米國大統領の主張により規約を定め大正九年國際聯盟の成立を見るに至つた。

之によつて力の外交を排斥し社會的正義を基礎として解決せらるべきものとの思想に基いたものである。

加盟國は現在五十九國で、日、米、獨、プヅル等の重要國で加盟してゐない國もある。

2 聯盟の事業

3 國際平和の達成

イ、軍備の制限

ロ、戰爭の防遏

ハ、國際紛争の平和的處理

4 國際協力促進

イ、國際條約の整理

ロ、文化的事業

5 我が國の聯盟脱退

我が國は聯盟成立以來十三年間常任理事として世界恒久平和促進のため協力して來たものである。然るに昭和六年九月滿洲事變に端を發して昭和七年三月滿洲國の成立を見るに至つた。

我國は東洋平和のため滿洲國の獨立と健全なる發達を企圖し進んで世界平和の維持に努めんとしたが、支那側の逆宣傳の結果と二三野心國の策動に基き聯盟總會に於ける滿洲國の承認は四十三對一にて我が提案の否決を見るに至る。其後昭和八年三月廿七日我國は止むなく離脱の通告をなし脱退したのである。

次でドイツも脱退し東洋の覇者日本の脱退によつて聯盟は世界的信望を失ひ其力は縮小された。我國は脱退したとは言へ、世界平和への思想と實踐には何等かはる處はない。之は昭和八年三月二十七日に發布された詔書に明かである。

國民はこの詔書の内容を體して常に國際協力を努力すべきである。

三、國民の外交

外交の局に當るものが、外交に關する専門的な知識と經驗を要することは言ふまでもない事である。

外交官は常に日本の世界的地位を自覺し國家の理想を認識し、世界の平和を確立し國家の發展を期する爲め、常に正義公道に基き世界の國際情勢を正視し細心機敏に善處しなければならない。

外交官の人格、識見、手腕、力量の如何によつて世界平和と國運隆盛の實を擧げ得るや否を双肩に擔つて居るのである。

しかし、外交と言つても外交官にのみ任せて置く事は眞に外交をして圓滿に効果的に行はれる譯ではない。

外交は言ふまでもなく國家對國家の問題であるが故に國家總動員のものである。換言すれば國民の輿論によつて始めて外交が圓滑に行はれるのである。外交官と雖國民の輿論の支持なくしては外交は効果的たる事を得ない。

されば、國民は國際的知識を養ひ世界國際間の情勢を知り正義と平和に基く國際的解決の國策遂行の全面的支持に當るべきである。

今日に於ける外交は直に國民經濟に直接の關係を持つ様になり従つて外交は民間有力者の意見を聞き之を基調として外交國策を樹立し通商上代表者をして私的協商に當らしむる様國民外交に努めて居るのである。例へば日印會商や世界經濟會議などはこの企圖である。

國民外交を無視した外交は時に國家の信望を失墮する場合もないとは限らない。それは政府の交迭する毎にどうかすると外交方針が變り勝ちのものである。かくては、國家の對外信用を深める事が困難である。

然るに國民の支持する外交は政變の如何に何等の關係を持つて居ない。その基礎が極めて強い尤も正しき尤も信義的な相互共榮的な主張である。この支持によつて國家の外交方針を確立して之に當り世界の平和と文化の向上に深き信望ある外交にあたるべきである。その爲めには國民に對しても深厚なる國民外交卓見を養はねばならぬ。

更に國民外交は直接國策そのものに國民的實力を織り込むに止まらず國民相互の私的會合其他の自然的接觸その國の國民性、國際的態度等を理解せしめ國際國交の圓滿を期することである。

例へば

國際オリンピックの如き

世界新教育會議の如き

太平洋學術會議の如き

國際親善使節の如き

國際交歡放送の如き

國際的博覽會の如き

國際的救濟事業の如き

何れも國民間の融和を圖り外交の圓滿を期する上に非常に價值ある役割を分擔するものである。國民外交はこの方面に重點を置くべきものである。

四、外交と國民の覺悟

凡て外國人に對しては、外交の事項であると否とに拘らず、一國の責任を双肩に擔ぐる意氣を以て、日本人たるの品位を保ち禮讓に富み志操堅固に信義に厚く以て實際の圓滿を期すべきである。外國は言語風俗習慣を異にしてゐるから聊かの事に端を發して國交をして如何なる破綻へ導入するやも圖られない。外交官に非ざるも國家的地位にあるものは、特に意見の發表に際しては慎重に慎重をかさね國民外交の使命を果たす事に努めなければならぬ。

五、滿洲國との不可分の關係

新興滿洲國は、その建國精神の理想に示されたる如く内に對しては各民族に生存上經濟上同等の權利を與へ外に對しては舊條約を尊重して國際信義を重視し、外國人の權利は充分之を保障して、經濟的には門戸開放機會均等を重視するなど國際社會の一員として共存共榮の實を擧げんとして機構の統制と國力の充實に努力してゐる。

我國は、對支條約によつて多くの鐵道、鑛山を有しその南端關東州を租借して滿洲國の開發に つとめて居る。

日本人は滿洲より土地を借り受け農工商の業を営むの權利を有し二十數萬人の内地人が居住し巨大なる資本を投じて滿洲の開發に貢献して居る。また斯しく拓植移民の計畫を樹て續々入植の方途に當つて居る。

かく日本は多大の犠牲を拂つて滿洲開發のために努力して居るが、また日本は、滿洲より食料工藝の原料の供給を仰いでゐる。また人口移民の唯一の地である。我が日本が滿蒙に確固たる勢力を占むることは東洋平和の安全地帯をつくる事であつて國防上極めて重要な意義を持つものである。

實に滿洲國と帝國とは不可分の關係にあるものであつて、我國の生命線と言はるゝ所以である。されば常に親善を保ち共存共榮の實に就き國交を厚ふして資源開發に努力しなければならぬ。

四、指導上の注意

- 1 國交は青年生活と離れたる如くに考へ勝ちである。日常生活と直に連結するものなることを充分指導せしむべきである。
- 2 外交は國民外交を以て尤も効果的なるを以て、常に外交問題には之に關する知識の獲得と性格の圓滿を期し常に外交問題に細心の注意を拂ひ正しき輿論を作り外交官の外交をしてその遂行に充分ならしむべき様指導すること。
- 3 外交は常に正義と愛とがその中樞をなすものである。この性格教養に努むべきである。
- 4 滿洲國は我生命線にして日滿不可分の關係にあり、されば之に對する外交國策に就て充分指導すべきである。
- 5 我國は世界平和の世界的光被者である。常に大國民的襟度を以て、何れの國を問はず啓發

指導にあたるべき事に努力しなければならぬ。

五、指導の参考

わが國際的活動

一 歐洲大戰

歐洲の形勢 大戰前に於けるヨーロッパの形勢を見るに、ドイツとフランスの二國はかねてから相反目し、かつてドイツはフランスと戦つて大勝したが（明治三、四年頃）フランスの復讐を恐れ、名宰相ビスマルクはオーストリア及びイタリアと同盟を結んでフランスに備へると共に、ヨーロッパに於ける自國の地位を安固にした。またこゝにロシアはヨーロッパに散在してゐる同民族（即ちスラヴ民族）を統一しようとし、ドイツの同民族（即ちゲルマニヤ民族）統一の理想と相對立してゐたので、三國同盟と利害相反するロシア・フランスは互に接近し、遂に同盟を結んで三國同盟に對抗するに至つた。

しかるにドイツに於ては、國力益々興隆し、大いに軍備の擴張をも圖り、その海軍は、從來覇を唱へてゐたイギリスの海軍に對抗する程になり、またその國內に於ける工業の發達は、世界の市場からイギリスの商品を壓倒しようとする有様であつた。そのためイギリスは大いに脅威を感じ、フランスと接近を圖つて兩國間の協商を結び、またロシアとはこれまで、バルカン半島及びアジア方面に於て利害相反する間であつたが、英佛協商以來英露間も親密となり、ドイツの勢力に對抗するため兩國間に協商が成立した。これらの協商によつて、ここにイギリス・フランス・ロシアの三國協商が成立して三國同盟と對立するに至つた。

しかしイタリアとフランスとは、經濟上の關係から次第に親密となつたので、事實上三國同盟はドイツ・オーストリアの二國同盟となり、ここにヨーロッパは二大勢力が對立して、表面は所謂「武裝平和」を保ち、兩者の衝突はとうてい免れない情勢であつた。

大戰の勃發 ここに、バルカン半島方面に於ては、かねてから民族主義の抗争が激しかつたが、セルビア地方の住民はロシアと同民族のスラヴ族で常にロシアの後援を得てゐたが、オーストリアは日露戰役の結果ロシアが大敗したのに乗じ、セルビアを抑へて、ボスニヤ等を自國に併合し（明治四十一年）ついでアルバニヤ共和國を建設した（大正二年）ことが大いにセルビア國民の反感を高め、従つてその背後にあるロシアとドイツとの衝突はもはや避け難い形勢となつた。

この時あたかも、大正三年六月末、オーストリア皇太子が大演習統監のためボスニヤの首都サライエボに赴くや、突然セルビアの一青年のために暗殺され、ここに大戰の導火線が點せられるに至つた。即ち翌七月二十八日、オーストリアはセルビアに宣戰を布告し、ドイツと共に之を伐たんとし、ロシア・フランスはセルビアを助け、かくて戰火は忽ちヨーロッパに波及し、大陸はもとより、海上及び植民地にも擴大して世界未曾有の大戦となつた。

日獨戰役 開戰の始め、ドイツはその租借地である膠州灣に於て日夜戰備を修め、その軍艦は東亞の海洋に屢々出沒して東洋の平和を危くしたので、わが國は日英同盟の誼を重んじ、且つ東洋の平和を確保するためにドイツに勸告をしたが、これに應じなかつたので、やむなく同年八月二十三日、天皇は遂に戰を宣し給ひ、わが陸海軍は進んで青島を包圍し、且つ黃海・東支那海の警備に當つた。青島の獨軍は同年十一月に至つて遂に降伏し、獨將ワルデック以下は皆捕虜となつた。また海軍の一部は英海軍と呼應して獨領南洋諸島を占領し、ドイツ東洋艦隊を撃滅し、進んで大正六年二月からは地中海方面に出動して、獨艦の跳梁を壓へ、商船を保護して協商側及び世界各國のために多大の貢獻をなした。

日支條約 わが國は青島を攻略して間もなく、翌年五月七日、更に東洋の平和を維持せんがために、中華民國と條約を結び、

(1) 日本は山東省に於けるドイツの利權を繼承し、將來膠州灣を支那に還附すること

(2) 日本の有する旅順・大連等の租借期限を延長すること(昭和七十二二年まで九十九箇年間)

(3) 支那は南滿洲・東部内蒙占に於ける日本の優越権を認めることなどを約せしめた。また支那政府は、山東省内又は沿岸地島嶼を外國に租賃若くは讓與しないこと、及び福建省沿岸に外國の軍事設備をなすことを許さないこと等を聲明した。

日米共同宣言 右の日支條約に對し列國特にアメリカ合衆國は頗る疑の念を抱いてゐたので、わが國は大正六年十一月、アメリカと外交文書を交換してその諒解を求め、且つ兩國は共に支那の獨立を保全し、その門戸開放と商工業の機會均等主義を支持する旨を宣言した。

ロシアの革命 ロシヤは久しい間、官吏は腐敗し、専制をほしほしに、また貴族・地主・資本家等は一般人民を壓迫してゐたので、農民と労働者とは悲惨な生活を續けてゐた。これがために政府に對する不平と、上流社會に對する反感は非常なものであつた。かかる折大戦勃發し、輸入品が杜絶したので、物價の騰貴、食料品の缺乏などによつて、下層人民の困窮はその極に達し、政府部内に於ても親獨派が出沒して作戦がドイツに洩れ、敗戦を招くなど、反政府思想は増大する一方であつた。やがて大正六年三月革命的暴動が起り、帝政を廢して假政府が出来、ついで以前國外に追放された過激派主義者レーニン一派が歸還し、假政府を倒して勞農政府の共和國を建て(大正六年十一月)、内は共產主義を斷行して社會の組織を根底から覆し、外は他國との條約を悉く破棄し、遂に同盟側と單獨講和を結んだ(大正七年三月)。このロシアの革命によつて世界大戦は重大なる影響を受けた。

シベリヤ出兵 これよりさき、奥國に屬するチェッコ、スロヴァツク族(スラヴ族の一)は早くから獨立の志があつたので、最初は露軍と戦つてゐたが、忽ちこれに降り、却つて同盟側に戦を轉じた。ところがロシアに革命が起つて、遂に單獨講和を結ぶに至つたので、彼等は意を決して太平洋に出で、海路から歐洲の西部戦線に立たうとした。この時ロシアの過激派はシベリヤにある同盟側の俘虜と共にこれを妨害しようとしたので

その禍の極東に波及することを慮り、わが國は大正七年八月、アメリカの提議に應じて、シベリヤに出兵し、チェッコ、スロヴァツク軍を助けて禍亂を鎮めた。

同盟側の屈服 かかる間に獨逸軍はロシアの單獨講和によつて、東部戰場から兵を撤退して主力を西部戰場に送り、大正七年七月より大激戦が開かれ、陸に空に幾多の新兵器が縱横に馳驅して未曾有の科嶽戰となつたが、同盟側は多年に亙る大戦に漸く力盡き遂に屈服するに至つた。即ちオーストリアは國內の疲弊と國民の困苦のため、西部戦線の敗戦を以て遂に降伏し、一方ドイツは多年準備を重ねた全兵力を以て戰闘に従事し、國民上下一致協力して四方の敵に當り、到る處攻勢を持し、聯合軍をして國內に侵入させなかつたばかりか、却つて各方面に於て敵地を占領し、不撓不屈の力を十分に發揮したが、久しい大戦のため國內の物資は缺乏し、且つ西部戦線の大敗によつて國民は動搖を來し、遂に革命運動が勃發するに至り、皇帝ウイリアム二世は退位してオランダに亡命した(同年十一月)。九日ここに於て、ドイツは帝政から共和政と變り、同年十一月十一日聯合軍側に對し無條件で休戰條約を締結した。また、バルカン方面に於ても、同盟側に加擔したブルガリヤは屈服し(同年九月)、トルコも無條件で降伏し、かくて五箇年に亙る大戦亂は遂に終結を告げた。

講和條約 ここに於て日・英・米・佛・伊以下二十七箇國は先づパリに講和會議を開いて對獨講和條件を議定し、大正八年五月の始めドイツは議會の決議を経て全部これを承認し、六月二十八日、ヴェルサイユ宮殿に於て調印した。ついでオーストリア・ハンガリヤ・トルコ・ブルガリヤとの講和條約も調印されたが、この講和條約の結果、歐洲の天地は急激な大變化を招來し、ドイツは海外に於ける領土の全部を失ひ、世界は一大改造をなすに至つた。わが國は西園寺公望・牧野伸顯らの委員を遣はしたが、この會議の結果、支那に還附する目的の下に膠州灣及び山東省の利權を得、また大戦中に占領した太平洋上の舊ドイツ領の中、赤道以北を委任統治することになつた。かくて、わが國はイギリス・アメリカ・フランス・イタリアと共に「主なる聯合國」となつて、他の國とは區別され、爾來常に國際的會議に参加するに至り、大いに國際的地位を向上した。

二 大戦後に於ける世界平和運動

国際聯盟 さきに對獨議和の豫備會議が開かれた際（大正八年一月）アメリカ合衆國大統領ウィルソンの主唱によつて國際間の戦争を防止し、世界の恒久平和を確立するために、列國の間に國際聯盟の組織が議題となり、同年六月二十八日、ヴェルサイユ平和條約の一部として各國全權の調印を行ひ、九年一月、遂に國際聯盟が成立するに至つた。國際聯盟はその目的を達成するために、軍備の縮少を圖ると共に領土の保全、獨立の尊重、國際法原則の確立、國際協力の促進など各國間の平和安寧の完成を期せんとするもので、國際的紛争が起つた場合は仲裁裁判或は國際聯盟理事會によつて解決を圖ることを約し、若し、聯盟加入國がこの規約に違反した場合は、經濟封鎖又は武力などによつて制裁を加へることを規定し、その本部をスイスのジュネーヴに置いた。國際聯盟は初め講和條約署名國及び大戦中の中立國をも加入せしめ、ドイツ側に屬したものはこれを除外した。アメリカはその提唱國であるにも拘らず加入しなかつたが、爾來國際平和の中樞機關として重きをなしてゐた。しかるに、昭和八年遂にわが國の脱退を招來してからは、次第にその權威を消失したかの貌である。

ワシントン會議 世界の大戰亂は漸く収まり、且つ國際聯盟は結ばれたが、各國間に於ける軍備の競争は依然として止まず、之がために、各國民は過重なる負擔を感じ、特に大戰の渦中にあつた諸國は何れも戦後の經營に苦しみ、不安の空氣は全世界に充滿し來り、且つ東亞及び太平洋方面の形勢には甚だ憂ふべきものがあつた。そこで世界列國は恒久平和を確立し、軍備の制限を行ふの必要を痛感し、大正十年、アメリカ合衆國の提唱に應じて、ワシントンに國際會議を開いた。

わが國からは加藤友三郎らが使節となつて参加し、協議を重ねた結果、海軍主力艦の噸數を制限して、イギリス・アメリカは五、わが國は三、フランス・イタリヤは一・七五の比率に定め、また太平洋に於ける各國島嶼の防備にも制限を加へた。この時わが國はイギリス・アメリカ・フランスと共に四箇國條約を結んで、互に太平洋に於て領有する島嶼の權利を尊重し、且つ紛争を生じた場合には共同して之が解決を圖ることを約し、なほ

イギリス・アメリカをはじめ九箇國と條約を結んで、支那の主權・領土を尊重することを約し、更に支那と協定して、さきに大戰中わが國が獲得した舊ドイツ領膠州灣租借地（山東半島）を還附すること等を約した。やがてわが國は殆ど無條件で膠州灣租借地を返還して日支親善を圖つた。

ロンドン海軍條約 その後、さきのワシントン會議に於ては、補助艦に關する協定が不十分であつたため、爾來各國間に補助艦の建艦競争が擡頭するに至つたので、昭和二年、アメリカの首唱によつてジュネーヴ（スイス）に第一回軍縮會議が開かれるや、わが國は率先参加し、フランス・イタリヤの不参加と、イギリス・アメリカの不協の結果決裂に終つたが、我はよく誠意を披瀝した。ついで三年、イギリス・アメリカ・ドイツ・フランス等とバリーに會議し、各國民間に現存してゐる平和と友好を永久性のものにするため、國家の政策としての戦争を行はぬやう、不戰條約を結んだが、また昭和五年に至り、イギリス・アメリカ二國と相計つてロンドンに第三回軍縮會議を開き、わが國からは若槻禮次郎、財部彪、松平恒雄らが使節として参加し、我は終始國際正義に基づいて協調精神を發揮した結果、ワシントン會議に於て決定しなかつた海軍軍備を制限縮少し、特にわが國はイギリス・アメリカ二國と主力艦の割當噸數を改正して、その保有隻數をイギリス・アメリカの十五隻に對し我は九隻とし、五・五・三の比率を確立し、且つ昭和十一年末に於て各自の保有する補助艦の噸數をイギリス・アメリカはほぼ同率わが國はアメリカの約七割弱と定めた。

わが國際的地位の向上

開國・進取の國策 王政復古の後、明治天皇はつとに開國・進取の國是をとり給ひ、慶應四年（紀元二五二八年）天皇は五箇條の御誓文によつて開國の大方針を示され、萬國公法によつて外國との和親を布告され、明治三年公使を諸國（英米普）に遣はして各その地に駐割せしめられた。又右大臣岩倉具視を全權大使とし、參議木戸孝允・大藏卿大久保利通・工部大輔伊藤博文・外務少輔山口尙芳等を副使とし、歐米諸國に派遣し、各國との和親を厚くし、且つその制度文物を視察せしめた。一行は略々二年にして歸朝したが、皆泰西文化の進歩

に驚き、深く内治整理の急務なことを感じた。
 朝鮮との修好 わが國と朝鮮との國交は、江戸時代の末頃から中絶してゐたが、明治元年王政復古と同時に屢々使を遣はして舊交を修めようとしたが、朝鮮は久しく鎖國主義を執つてわが國の求に應ぜず、且つ無禮の言動が多かつたので、わが朝野に於ては征韓論が盛になつた。明治六年、西郷隆盛・江藤新平らは之を征伐せんことを主張したが、岩倉具視・大久保利通らは諸外國の文物を見て歸朝したので、まづ内治に力を用ふべきを論じた。明治天皇は之を裁斷あらせられ、征韓の議を退けられた。その後明治八年わが國の軍艦雲揚艦が清國に航行の途中、飲料水を江華島に求めようとした時、突然砲臺からわが軍艦を砲撃したので、雲揚艦は應戦して砲臺を占領した。わが政府ではこれを責めて、明治九年（紀元二五三六年）遂に開港せしめ、修交通商條約を結んだ。

清國との修好 また清國人は江戸時代から長崎に於て貿易に従事してゐたが、兩國間の國交は未だ開けてゐなかつた。明治四年に至つてわが政府は伊達宗城らを清國へ遣はし、修好並に通商の條約を結ばしめた。また明治六年琉球・備中の漂流民は臺灣の蕃族に殺害せられたので、政府は清國に交渉したが、清國は、生蕃は王化に服せぬもので、その管する所に非ずといつて責任を負はなかつたので翌七年、西郷従道を將とし、臺灣を征伐して蕃地を占領した。清國からは提議を持ち出したが、わが政府は大久保利通を北京（今の北平）に遣はして談判せしめ、償金を出さしめて事が落着した。當時琉球は薩摩藩に附屬し、また支那にも通じてゐたが明治五年わが政府は琉球王尙泰を琉球藩王に封じて華族とし、同十二年東京に在住せしめ、琉球藩を廢して沖繩縣を置いた。これから琉球は支那との關係を斷つてわが領土となつた。

露國との修好 わが國と露國とは安政元年日露和親條約を以て千島に於ける日露の境界を定め、以來修好を結んで來たが、明治八年ロシア駐在公使榎本武揚をして交渉せしめ千島・樺太の交換を行つて、舊幕時代以來の紛争を解決し、わが國境を確定した。

わが國際的勃興 征韓の論がやんでから、わが國は朝鮮に對して修好を盡し、公使館を京城に設けたが、明治十五年暴徒がわが公使館を襲撃したので、その罪を責め濟物浦條約を結んだ。當時朝鮮には獨立・事大の二派があり、相軌轢し合つてゐたが、明治十七年、清國にたよろうとする事大黨の暴徒は、京城にとどまつてゐた清國兵の力をかりて、わが國にたよろうとする獨立黨を討破り、はては、わが公使首を焼打し、多くの官民を殺傷したので、わが政府は朝鮮に井上馨を遣はして京城條約を結び、更に伊藤博文を清國に遣はして、天津に於て李鴻章と會見させ、天津條約を結んだ。その後清國は朝鮮を屬國視し、事大黨を助けたので政治は益々紊れ、人民はその苦しきあまり、明治二十七年、遂に東學黨の亂を起したそこで清國は屬國保護を名として出兵し、わが國に通告して來たので、わが國も公使館と居留民とを保護するために出兵し、なほ清國にすゝめて、相協力して朝鮮の惡政を改めようと圖つた。しかるに清國は却つて海陸の大兵を朝鮮に送り、且つ同年七月、豊島沖でわが軍艦を砲撃したので、とくに兩國の相親は破れ翌二十八年四月に至る日清戰役は起された。わが軍は平壤や黄海の敵をうち破り、連戦連勝の勢で威海衛及び遼東半島をも占領し、いよいよ北京に攻入らうとした。かくて、清國は大いに驚き、李鴻章を遣はして講和を願ひ出たので、わが國はこれと下關條約を結んだ。こゝに朝鮮の獨立は確保され、わが立憲大日本帝國の聲望は四海に轟き、これから、わが國は漸く國際的に勃興するに至つた。

條約の改正 安政假條約は、幕府の役人が、殆ど外人の要求のままに取り結んだもので、わが國の面目や利益をそこなふ點が多かつた。そこでその改正の必要は維新以來の國民の輿論であつた。かくて屢々諸外國と交渉を重ねたが、失敗に終つた。しかるにその後、憲法を布き議會を開いて法律・制度を整つたので、明治二十七年七月、外務大臣陸奥宗光はまづイギリスと談判して條約改正の同意を得た。あたかもこの時清國に戰勝して、その償價が世界に認められて來たため、その他の諸外國もつき／＼に改正に同意し、同三十年末までに全部改正條約の調印を終つた。かくて三十二年から 外人に内地雜居を許し、治外法權を撤廢し、司法權を恢復

した。しかし關稅權は未だ自由賦課を制限せられていたので、同四十四年、更に列國と通商・航海條約を結んで關稅權をも恢復した。かくて條約改正の目的は完全に達せられ、わが國は始めて歐米先諸國と對等條約の下に國交が出来るやうになつた。

國際的地位の向上 ロシヤはさきに、ドイツ・フランスと共にわが國をして遼東半島を還附させ、自己の勢力範圍に入れたばかりでなく、清國の弱いのにつけこみ頻りに東方經營の歩を進め、旅順・大連などの租借の約を結び、遂には朝鮮をも威壓しようとした。そこでわが國はロシヤと交渉を重ねて朝鮮の獨立支持を約した。たゞ、明治三十三年清國に義和團と稱する外人排斥の黨が亂を起すや、之に乗じて大兵を滿洲に出し、鎮定後も尙撤去せず遂には之を占領しようとしたので、わが國は強硬な抗議を提出し、一方極東に於てわが國と共同の利害關係を有するイギリスと同盟を結び、東洋平和の維持を圖つた。日英同盟を結ぶや、ロシヤも聊これを憚り、遂に讓歩して撤兵を約したが、その約を實行しないのみか益々滿洲の兵備を固めわが國の權利を侵害しようとしたので、遂に之と干戈に訴へざるを得なくなつた。そこで遂に國交を絶たざるを得ない事情が生じ明治三十七年二月、宣戰の詔勅が發せられるに至つた。かくてわが國は海陸ともに前古類ひなき大勝を得、遂にアメリカ合衆國大統領ルーズベルトの提議により、米國ポーツマスに於て講和の議を開き、わが國の寛大な讓歩を以て遂に平和の成立を告げるに至つた。

この戰役の結果韓國はわが保護國となり、わが國は統監府を置いてその保護・指導に當るやうはなつたが、何分韓國の衰弊は年久しくして獨立の力がなかつたので、明治四十三年八月韓國皇帝はその統治權を讓與し、天皇は韓國をわが國に併合し給ひ、改めて朝鮮と稱し總督を置いて政務を統べしめられた。かくて半島の人民は皆わが帝國の臣民となり、東洋平和の基はいよいよ固くなつた。

東洋平和の確保 かゝる間にわが外交も漸く進み、日露戰役の終る頃には、日英同盟は更に改訂・擴張せられ、明治四十年にはフランス・ロシヤ兩國と協約して東洋平和保持と親交とを圖つた。當時アメリカは日露戰

役後のわが發展を欣ばず、排日運動を始めたので、わが國はこれと紳士協約を約し、翌四十一年更に外交文書を交換して清國に於ける機會均等。領土保全を約した。四十三年合衆國は滿洲の鐵道の國の管理を提議して來たので、わが國はロシヤと再び日露新協約を結んでこれを斥けると共に互にその親善を圖つた。ついで四十四年七月 英國と三度の同盟協約を結んだ。かくて我が國は太平洋上に於ける國際協調の中心となるに至つた。以上わが國は日露戰役後、各國との關係を極めて圓滿にし、國際協調に努めて來たので東洋の平和は確保され、延いては世界の平和に貢獻したところは實に大なるものがあつた。

|| 新綜合教科書 ||

(一) 我が條約國

- (イ) アジヤ洲滿洲 中華民國シヤム・イラン・アフガニスタン
- (ロ) ヨーロッパ洲 イギリス・フランス・ドイツ・イタリー・ベルギー・ソビエト聯邦・ポルトガル・スペイン・スイス・オランダ・デンマーク・スウェーデン・ノルウェー・フィンランド・ラトヴィヤ・リベリヤ・リスアニア・エストニア・ポーランド・チエツコスロバキヤ・ハンガリー・オーストリア・ルーマニア、ユーゴスラビヤ・ギリシヤ・トルコ等。
- (ハ) アフリカ洲 エジプト
- (ニ) 北アメリカ洲 アメリカ合衆國・メキシコ・カナダ・キューバ・サルバドル等。
- (ホ) 南アメリカ洲 ブラジル・アルゼンチン・チリー・ペルー・ボリビヤ・コロンビヤ・エクアドル・ベネズエラ・ウルグアイ・パラグアイ

(二) 大使館所在國

- 滿洲國(新京)・中華民國(北京)・トルコ(スタンブール)・イギリス(ロンドン)・フランス(パリ)・ドイツ(ベルリン)・イタリー(ローマ)・ベルギー(ブルッセル)・ソビエト聯邦(モスコ)・アメリカ合衆國(ワシントン)・ブラジル(リオデジヤネイロ)

(三) 公使館所在國

シヤム(バンコク)・イラン(テヘラン)・アフガニスタン(カブール)・スイス(ベルン)・スペイン(マドリド)・ポルトガル(リスボン)・オランダ(ハーグ)・ポーランド(ワルソ)・ラトビア(リガ)・チェコスロバキア(プラハ)・スウェーデン(ストックホルム)・オーストリア(ウィーン)・ルーマニア(ブカレスト)・ギリシヤ(アテネ)・フィンランド(ヘルシンキ)・カナダ(オタワ)・メキシコ(メキシコ)・キューバ(ハバナ)・ペルー(リマ)・チリ(サンチャゴ)・アルゼンチン(ブエノスアイレス)・コロンビア(ボゴタ)・エジプト(カイロ)

日滿議定書

日本國政府及滿洲國政府ハ日滿兩國間ノ善隣ノ關係ヲ永遠ニ鞏固ニシ互ニ其ノ領土權ヲ尊重シ東洋ノ平和ヲ確保センガ爲左ノ如ク協定セリ

- 一、滿洲國ハ將來日滿兩國間ニ別段ノ約定ヲ締結セザル限り滿洲國領域内ニ於テ日本國又ハ日本國民が惹來ノ日支間ノ條約協定其ノ他ノ取極及公私ノ契約ニ限り有スル一切ノ權利利益ヲ確認尊重スベシ
- 二、日本國及滿洲國ハ締約國ノ一方ノ領土及治安ニ對スル一切ノ脅威ハ同時ニ締約國ノ他方ノ安寧及存立ニ對スル脅威タルノ事實ヲ確認シ兩國共同シテ國家ノ防衛ニ當ルベキコトヲ約ス之ガ爲所要ノ日本國軍ハ滿洲國內ニ駐屯スルモノトス

第五年

第一大國民

一、指導の着眼點

人には個性のある如く國民には國民としての個性を有してゐる。その個性を國民性と稱するのであるが、その國民性には何れにしても長短を有する。世界的大使命を有する我國民は自己の國民性の長短を自覺しその助長補成に努めなければならぬ。國民性は言ふまでもなく或限定された國家領域の間に遺傳的に長年月の間教養を盡して發展して來たものである。夫等は修養によつて向上發展しうべきものであつて、青年は今後の教養によつて更に向上を期する處がなければならぬ。

從來の如く國內に籠城してゐる時代ならばともかく、今日の如き大國民となり世界を指導すべき地位を獲得したる今日何處までも國民性の完璧を期し寛厚、堅忍にして而かも深みのある襟度を持し國家の大理想遂行に努むべき責務を有する。之等の徹底的指導を目標に充分の指導に當るべきである。

二、指導の要項

- (1) 新日本生活
- (2) 我が國民性の由來
- (3) 我が國民性の長短
- (4) 國民性の涵養
- (5)

三、指導の解説

一、新日本生活

我が國民は明治維新以來、急發展を爲した。それが爲めに物質的に精神的に西洋式の吸入に多忙を極めたのであつた。善惡如何に拘らず、一も二もなく受け容れ模倣した。それは止むを得ない事であつた。時代がそうさせたのであつた。

由來日本人は模倣が上手であるとされてゐた。急發展の必要上採つた手段までも模倣心の發動だとされた。その當時の活動が左様に見えたのであつた。

しかし、日本人は勿論模倣に上手な點もあるかも知れないが、それかと言つて決して創造力がないと言ふ譯ではない。最近の研究によれば日本人の創造力は世界人のうちでも優秀なる力を持つてゐると云ふ事に決してゐる。

そこで世界の水平線まで急發展して來た日本の今日の國民の生活指標とも云ふべきものは、決して西洋の模倣でない事となつた。國民としての生活の指標が全く急轉回をして來た。到底日本人の創造性は從來の模倣生活を免さなくなつた。

其處に國民は、日本は日本としての個性を持つ國を建設しようと言ふ活動をする様になる。

その個性は國民の個性によつて生れるべきものである。國民の個性は一朝一夕にして創り上げられたるものではなく日本の建國以來三千年環境と修養によつて創り上げられつゝ遺傳によつて傳つて來たものである。

されば數十年間模倣生活時代であつたと言つても、この傳統的な國民性が消失してしまつて新造の國民性が入替つて生活した譯ではない。たとへ西洋模倣の生活をしたとは言つてもその形をまねただけであつて、その根本精神は、傳統的な國民精神によつて同化して行つたまでである。

しかしその底に流れてゐた國民性と言ふものは必ずしも國民全體が意識してゐたと言ふ譯ではなす。

之を表面的に押し立てて之を全文化生活の上に生かして行かうとする事が今日の國民生活の大指標である。思想の上にも、政治の上にも、教育の上にも、外交の上にも國體に根ざした國史から生み出された日本精神が全日本人の意識の上にハッキリと浮き立たせ、これを自覺し意識し、その觀念の上に新日本生活を築かうとする運動である。

今や我國民は、西洋模倣の積弊が今日日本の發展の上に幾多の缺陷を暴露して來た事を痛切に感じて、形式に於ても、精神に於ても我が國民性を基礎として西洋文明の長所を参考として消化して日本独自の特異性に基く生活に邁進する事となつた。

今後この國民の文化生活の根本原理は、我が善美なる國體に生長發展した日本精神に待つより外ない。

二、我が國民性の由來

日本人の新生活こそ日本精神の基調に立つて發展せしむべきである。ところがその國民性が完全なるものであるべきや否、その詮索をしなければならぬ。生活の指導の原理とするならばその長短を明かにし長所に指導の根據を仰ぐと共に、短所は之を矯正し又は回避しその缺陷の更正と其弊に陥らぬことに努めねばならぬ。

そこで先づ第一に考へて見るべきことは國民性の由來である。その由來を知る事によつて、始めて長所の伸長と短所の補成に努むる事ができる。

第一は、國民の生理的、心理的素質によつて生ずると云ふ事であり、第二は自然的並に社會的環境によつて生ずると云ふ事であり、第三はこの兩者が相俟つて織り成す國民生活の過程即ち歴史によつて生ずると云ふ事である。

第一の要件は、根本的に變へてしまふ事はできないであらうが、これは環境の如何によつて自

然的に幾分の發展を見る事ができよう。又自覺的により環境を求めてゆく事によつて大にこの方面の良好なる進展を見る事ができよう。第二の要件は容易に困難な方面であらう。第三の要件は尤も重大關係を有するものであらう。國民の生活や史上の重大事件などによつて國民性の上に甚大なる影響を受けてゐるのであるが、歴史は一面から見れば國民性の現れであるが、また翻つて國民性を織り成して行く力である。

我々の一生に少年、青年、壯年、老年などと云ふ時代時代に一つの型があつても、その人の一代通じての個性の存する通り國民に於ても時代性と共に根本性がある。その根本性が國民性と言はれてゐるものである。

支那民族は功利的現實的である。印度民族は宗教的、超越的であり、英人は保守的で獨立自營的でありドイツ人は剛毅で責任感強く研究的であると言はれてゐる。

この各國の國民性も國務の消長や時務の變遷などによつて多少の變化することがあつても大體古今を一貫した性情といふ事が出來よう。しかし個性が固定的でない様に、國民性も固定的なものではないから、修練を怠れば低下し、修練を積めば發達する。發達を圖る爲には國民全體が一團となつて教化を盛にし、政治經濟の状態を改善するのみならず國民を組織してゐる個人がそれぞれ修養に志し德行に勵まなければならぬ。

三、我が國民性の長短

我が國民は皇室を宗家として此の國に生をうけ秀麗豊饒の自然の懷に抱かれ、更に三千年の長き歴史の間歴代の天皇の御仁政に浴し、嘗つて外國の侵略を受けたる事なくまた國內に内亂の起つた事なき中に育つて成長して來た國民性は、發しては固有の日本文化となり、固まつては美しき日本精神となつたのである。

國民性の特色についてはその説く處人によつて必ずしも一定して居ないが、茲には一般的と思はれる處を述べる事とする。

(1) 國民性の長所

1 忠君愛國、武勇

忠君愛國の精神に富んで居ると言ふ事である。言ふまでもなく建國の根本が家族的國家より發達したる事や、歴代の御仁政に感激して至誠奉公の自然的發露とによつて養成されたものである。この忠君愛國の精神は平時に於けるよりも戰時に於てよく表現されてゐる。これは武勇の精神がまた國民性の特長であるからである。

2 祖先崇拜、孝、名譽心

我國人は孝行の心に勝れてゐる。その孝は父母に對する孝行のみならず、祖先に對しても尊崇報酬の念に富んでゐる。祖先を尊ぶ如く家を重んずる。之は我國體に基くものである。されば家門の名譽を重んじ父祖の名をあぐる事を以て孝の大なるものとしてゐる。

かくして祖先以來の國土を愛する事となり愛國心として發達したのである。

3 同化力に富む

日本人は心の底に強烈なる日本精神が潜在してゐる。さればその根本力は何者をも溶かさずにはおかないものである。恰かも胃腸の如き作用力を有してゐるのである。如何なる食物を口より入れるとも、胃腸に於て凡てを消化し之を血液として全身養ふが如く、世界の各方面から各種文化を吸収したが何時も之を同化し日本化して之を活動發展力として今日の發展を見たものである。

例へば支那文化が三韓を経て又は支那から直接に傳來したる時も、亦印度の佛教が三韓、支那を経て輸入したる時も、又近世に於ける西洋文明の輸入も、みな之を消化し日本的血液としてよく文明を吸収同化し日本固有の文明をよく今日の如きまでに成長發展せしめたのである。

4 現實的、快活、溫和

山紫水明の風光と豊穰な沃土とは、國民の簡素な慾望を満たして餘りがあつた。従つて此處に嬉々として生活した國民が自ら現世的に快活的に、溫和になるのは當然の順序である。

5 清潔潔白を好む

山水の秀麗に自然の理に育つて來た處の日本人であるから、おのづから美を好むに至つたのである。日本人程よく入浴をするものはない。清潔好きであるから湯に入らねば氣力がついて來な

いと言ふ状態である。更に物の汚を洗ひ去ることを好むのみならず精神の汚れを非常に賤しみ常に潔白正義ならん事を念としてゐる。

6 禮儀が正しい

親しい間には極めて鄭重に禮儀作法を守つてゐる。恐らくその禮儀作法の社會的に大體の規矩標準があつて之に従つて相互に言語行動を慎んでゐる國は他にない。

(2) 國民性の短所

長所の一面には一部の短所を伴ひ易いのは止むを得ない。我國民性の長所の反面には短所を伴つて居る。例へば、忠君愛國の念に富んでゐるが國家社會に依頼する念強く自治自立の念が薄きが如き、また同化性は強いが一面外國崇拜のものも尠くなかつた如き、また現實的であるが又一方將來性に乏しきが如きである。

今短所と見るべきものを列擧すれば

- 1 島國根性とも云ふべく、氣宇狭く世界的な氣宇潤達に缺けてゐる。
- 2 進取的精神に乏しく退嬰的思想を持ち海外發展の氣分に缺けてゐる。
- 3 思想信仰はあまりに穩健着實に過ぎ奥妙深刻の點に乏しい。
- 4 常に變化を好み舊を厭ひ新に馳せる嫌がある。即熱し易くまた冷め易き缺點をもつ。
- 5 沈着、堅固、莊重の心乏し。

- 6 自信、自恃の念に乏し。
- 7 助力、依頼性強し。
- 8 感傷的であつて事に激し易し。
- 9 自制力乏し。
- 10 社會的訓練に乏し。

物に長短の出来るのは之は止むを得ない處である。此處に吾々國民は自國民の長短を意識し長所は益々助長發展せしむると共に大に反省して短所の矯正を企圖し文化國の國民たるの名にそむかぬ様大國民としての襟度を養成しなければならぬ。我國民は世界的の使命を負ふて居るのであるが、それに對しては益々國民の品格を向上せしめて以て世界指導にあたる事に努めねばならない。

四、國民性の涵養

さきに述べた如く、今日の凡ての運動の中心は、西洋精神とも言ふべき方向に邁進してゐたが茲に内省して眞に日本人の行くべき道を考へてその根柢が何處にあるべきかと探し求めた結果その指導原理は日本精神にあると言ふ事を發見した。

而して凡ての分化生活をその日本精神の指導原理によつて建て直さうとして凡ての人が努力してゐる譯である。

然るに、その指導原理たる日本精神とは何であるかと言ふ事について研究家の努力を續けてゐるが、しかしその日本精神なるものは研究してゐる人々によつて必ずしも一定してゐない。その發表されたものを見ても或は抽象的にあげられ或は具體的にあげられてゐて、同じく具體的のものであつても大彙類をなし小題目を示されたものもあり、又極めて詳細にあげ細部に分つて述べられたものもあつていまだ研究の中途にあつて一致してゐない。

しかし、日本精神といふ言葉に就ては變る處はない。日本精神は少數者の持つてゐる精神を指して言ふではなく、日本全國民の持つて居る精神であつて、職業の如何に拘らず、地位の如何に拘らず、また男女老若の如何に拘らない。凡ての條件を脱した日本國民の體持してゐるもので而かも建國當時から日本人が體持してゐて之を成長せしめつゝ今日に至つてゐるものである永き時代の間鍛練されて來た精神である。日本人は凡てこの日本精神の體持者であると言ひうるものである。

勿論その種目によつてその程度の深淺はあらう。深淺があるから人間は凡て教養に努めなければならぬのである。また、日本人は日本精神の體持者であるとしても又一方には、それ以外の不良性をも有してゐる譯である。されば教育に於て不良性は排除し優秀性を助長せしめねばならぬ。

而して、その日本精神は今の處何れに採るべきかは相當研究を要するものであらうが、茲では

池岡先生の發表に従ふ事とする。即、

一、統一性（歸一性、一體性）

天皇中心の國家の特性に現はれてゐる。

二、一貫性（存続性、連續性、永遠性）

萬世一系の國家の特性に現はれてゐる。

三、發展性（積極性、進取性、進歩性、）

建國精神、國家發展の跡に現はれてゐる。

四、包容性（受容性）

外來文化の包容、他民族の包容に顯はれてゐる。

五、自主性

外交關係、外來文化の攝取の史實に現はれて居る。

六、同化性（容融性）

外來文化、他民族を日本化せざれば止まざる史實に現はれてゐる。

七、尙武性（武徳）

武士道、軍人精神に現はれてゐる。

八、平和性

大和なる國號の現はす如く國家生活に現はれてをる。

九、潔白性（純潔性、清淨性、清明性）

道德、風習の上に現はれてをる。

十、單純性

風習、學問、文藝の上に現はれて居る。

十一、淡泊性（洒落性）

風習文藝の上に現はれておる。

十二、纖巧性（鋭敏性、纖麗性）

美術工藝の上に現はれてゐる。

十三、自然を愛する性質

風習、藝術の上に現はれてをる。

十四、樂天性（明快性、快活性、陽性）

人生觀、宗教觀などに現はれてをる。

十五、現實性（交際性）

人生觀、宗教觀等に現はれてをる。

以上の十五項を日本精神として擧げられてゐる。この日本精神はまた狹義と廣義とに解せられて

ゐる。

この國民精神の狹義の意義は日本精神を團體に關聯せしめて解さる。また廣義の意義は團體のみならず日本文化一般に關聯せしめて考へるのである。池岡先生の發表によれば十五項目中國體に關聯したるものは統一性、一貫性、發展性、自主性等であつてその他は文化の創造に表はれる特質であると述べられてゐる。

今後の國民は日本精神の何者なるかを認識し之が培養鍛練に最も力を致し以て國民性を陶冶し大國民たる人格完成を圖ると共に社會國家の完成に努力しなければならぬ。國民性中に於ても特に平和性、包容性、同化性、博愛性を伸長し世界の進運に貢獻しなければならぬ。

五、大國民の理想

(1) 大 國 民

大國民とは如何なるものか。領土の廣き國民が必ずしも大國民と言ふ事はできまい。單に完全なる大軍備を有して世界一と言はれる國の國民が必ずしも大國民と言ふ事はできないであらう。

又山の如き富を積まれて居る國と雖も猶更大國民と言ふ事はできない。従つてその中に活動する國民も大國民とは稱し難い。

然らば大國民とは如何。

1 國家建國の體制麗はしく徳を以て國を肇め徳を以て國の發展を見ることが大國民の一條件

である。

2 その國の文化が世界に超越して居ることが大切である。その世界第一の文化こそ大國民の條件の一である。

3 その國民の雄大崇高にして世界の各國民をして自ら畏敬せしむることが條件の一である。

4 世界の平和と人類の福祉とを大目標として世界の爲めに貢獻する國民を以て大國民の一條件とする。

その他些細に亘つては幾つも見出す事ができるであらうが、この大綱は除く事はできない。果して世界の國民の中に之を求むる國は幾つあるべきか。日本以外に幾つあるべきか。

かくる大國民たる我が國民の理想は言ふまでもなく、我建國の當初より世界的使命としての天業たる世界平和と人類の幸福とにあるべきは言ふまでもない。これは國家の使命と國民の使命とは何等異なる處がないからである。

神武天皇の即位の詔の一節に

「上ハ即チ乾靈ノ國ヲ授ケタマフ徳ニ答ヘ下ハ即チ曾孫正ク養ヒタマフ心ヲ弘ムム然シテ後ニ六合ヲ兼テ以テ都ヲ開キ八紘ヲ掩フテ宇ト爲ムコト亦可ナラスヤ

この詔勅こそ實に神武天皇が道儀を世界に布き給はんと仰にて所謂世界の平和、人類の福祉を實現せんとなされ給ふ御大心と拜察するのである。聖世またこの天業を恢弘することに専念して

來たのである。今上陛下の國際聯盟脱退の詔書の中に於て

「皇祖考ノ聖猷ヲ翼成シ普ク人類ノ福祉ニ貢獻センコトヲ期セヨ」

と仰せられてゐる。この建國以來の國家的大理想を實現するのは國民の責務である。

我等は萬邦無比の國體の精華を益發揮し、國家の大理想を實現し人類共同生活の實現を期する處がなければならぬ。

四、指導の注意

(1) 國民性の根本性と時代性とに就て充分指導すべきである。

(2) 國民性の長所は、修養足らざるときは同時に短所たる場合が尠くない。されば常に修養を怠らず短所たらざる様自ら意識して努むべきことを充分に指導すべきである。

(3) 國民性と言ふと時に自己を離れた概念であるかの如く考へられ易い。よく生徒自ら反省せしめて指導し自覺せしむべきである。

(4) 國家の大理想を常に頭より離す處なく更に日本國民の使命を自覺し内は國力の充實と外世界平和と人類文化の創造に一致協力邁進すべき事を悟得せしむべきである。

(5) 本學年を以て本科を終るのである。本學年の修養によつは大國民としての正しき使命遂行の實力を養ふ譯である。更に本年一ケ年人格の創造に邁進すべきことを理解せしむべきである。

五、指導の参考

我が國民の使命

人には個性があり、個性に即した理想がある。その理想に向つて個性を正しく生かして行くところに、人格の實現があり、文化の創造が完うされる。世界の一大國民を以て任ずる我等は、大國民としての個性を明かにし、これに即した大理想を自覺しなければならぬ。それでは我が國民の理想とは何であるか。

これを約すれば皇道の一語に歸し、これを開けば教育に關する勅語、その他の詔勅に明示せられた道徳となるのである。由來、忠君愛國は我が國民の大信念である。佛教徒もキリスト教徒も、或はそれ以外の者も、この點に於て綜合されるのである。古來、東洋に國を建てたものは少くなかつた。廣い土地と、多くの人口とを持つた國もないではなかつたが、國民の團結が弱かつた爲に、或は獨立を失ひ、我は四分五裂の状態に陥つて來た。苟も我が國が内に國力を充實し、外は世界平和と人類文化の創造とに貢獻しようとするれば、國民の協力一致が何よりも必要である。そしてその中心は、我が國家の元首、民族の宗家、また社會の本幹たる皇室の外にはない。

維新の大業に於て、封建割據の弊風が打破され、國民統一の實が成就されたのも、皇室を中心として一致したからである。その後、暴逆の大國と戰つて堂々とこれに勝ち得たのも、我が將卒が天皇の軍旗の下に統率されたからである。「すべての道は羅馬に達す」といふ諺がある。今日我が國に在るあらゆる主義も、思想も、すべて皇室を中心として總合し統一されねばならない。外國に於てこのことが十分行はれないのは、均しく元首を戴いても、彼等は元首を帽子のやうにみなして居るからであつて、我等は自己の頭首のやうに思つてゐるのである。即ち國體が違ふのである。

かくて國民といふ大家族が、皇室といふ家長をいただき、各自至誠の心を以て本務を盡してゆく時、皇運も

無窮に扶翼され、國運も無限に進展して行く。單に富國に止らず、強兵に止らず、大義を四海に布くことが出来るのである。東洋に於てひとり獨立と自出とを失はなかつた國、世界に於てひとり無窮の皇運と忠君の大義とに輝いてゐる國、また古今東西の思想を自己の内に統一し止揚する國の國民として、我が國自らに對し、東洋に對し、また世界に對して、我等の責任は實に重大である。

五箇年の努力空しからず我等は、今將に實業學校を卒業せんとしてゐる。或る者は更に上級の學校に進むし、或る者は直ちに實社會に入るのである。その選ぶ途が異つて來れば、今までのやうに師や友と朝夕の生活を共にすることも難しいに違ひない。然し五箇年の生活に於て、我等は我が國民の使命を明かにした。その實現に當つて必要な精神も既に養はれた。我等はその使命に堪へる能力と自覺とを以て、最善の努力を掛けよう。これまで経験しなかつたあらゆる誘惑や強迫が、我等の身邊を襲うて來るであらう。思想上・現實上の諸問題はむらがつて、我等の正しい判斷と眞剣な努力とによる解決を求めらるであらう。その時、我等はたとひ別々の所に居て、別々の業務に従つてゐても、一つの心を以て生きて行かう。我が國民の理想を明らかにし、その重任を自覺し、飽くまで強く正しく明く、各自の途を進んでゆく時、我等の人格も創造され、國家への寄與、人類への貢獻もまた實現されるのである。|| 實業修身書 ||

建國の精神

|| 永田秀次郎 ||

我が建國の精神は實に高明なる精神である。是を現代に適用して、少しも差支の無い精神である。是を世界に推し弘めて、少しも不都合の無い精神である。

我々の國民性は、君國の爲には水火を辭しない、燃ゆるが如き愛國の熱情を持つて居る。併しながら、其の本體は先天的平和を好み、天然を愛し、階級の觀念極めて薄く、衆と共に楽しむ事を好む所に在る。

其の國民性は、神代の昔の神話にも既に表れて居る。天祖天照大神は言ふ迄もなく女神である。光明を垂れ、平和を愛し給ふ女神である。素盞鳴尊が亂暴をなされた時も、天岩戸に隠れて争をお避けになつた程に平

和を好み給ふ女神である。面も八百萬の神は其の御徳を慕つて、何の疑もなく歸依渴仰されたのである。是は我々の祖先が不正を好み、勇武よりは明徳を尙んだことを示すものである。又天孫降臨に先だつて、出雲の大國主神が歸順して何の戦争も無かつたのも、大義名分の前には、何人も之に反抗しないと云ふ理想を示すものであり、平和を愛する國民性の表現であると思ふ。我が國民性は第一に、平和を愛し、大義名分を重んずるものであると思ふ。而して是が即ち高明なる我が建國の精神を語るものであると言はねばならぬ。

第二に、三種の神器に關して、我が國民性を考へて見たい、北畠親房は神皇正統記に於て「鏡は一物をたくはへず、私の心なくして萬象を照らすに、是非善惡の姿表れずと云ふ事なし。其の姿に隨ひて感應するを徳とす。是正直の本源なり。玉は柔和善順を徳とす、慈悲の本源なり。劍は利剛決斷を徳とす、智慧の本源なり。此の三徳を合せ受けずしては、天下の治まらむこと洵に難かるべし。」と解説して居る。即ち鏡は正直を意味し、玉は慈悲を意味し、劍は決斷を意味すと云ふのである。殊に鏡を以て第一位に置かれた事は、我が國民道徳の高明なる理想を語るものと言はねばならぬ。若し單に尙武を以て立國の要義とするならば、劍を第一位に置くべきである。此の點から考へても、我が國民性は正義を愛し、平和を好むものであつて、我が國民は決して好戰國民にあらざる事を知るに足ると思ふ。

次に、我が神話には、萬機公論に決すべしと云ふ理想が明瞭に表れて居る。即ち大事件のある度毎に、八百萬の神々が天の安の河原に神集ひに集ひ、神謀りに謀り給ひ、衆議に依つて事を決せられた。例へば、天照大神が天岩戸に入らせられた時に、八百萬の神が天の安の河原に集まつて評議をして、思兼神の智謀によつて舞樂を奏したのである。聖徳太子の憲法にも、更に又明治維新の五箇條の御誓文中にも、凡て皆神代の理想が表れてゐる。此の如く萬衆皆相融和して何の私心なく、専横なく、全く文字通りに萬機公論に決すると言ふ公明なる心事は、即ち我が國民の萬年に亘つて規範とすべき教訓である。所謂君民同治の意義が此の間に明かにされて居るのである。

尙神話に見える重大なる理想は、君幹臣枝の理想である。我が祖先は第一に此の地球を生まれたのである。

そして我々は天祖の直系を本家とし君とし、天祖の傍系を分家とし臣として繁榮したのである。故に我々君臣の關係は征服されたのではない、繁榮して來たのである。切つても切れぬ血族の關係である。故に大義名分が餘りに明かに定まつて居て、直系が皇系に即かれると云ふ事は、太陽が東から出ると云ふが如くに自然であつて、疑問を超越して居るのである。茲に我々君臣の自尊心がある。天皇の尊嚴は我々自身の尊嚴である。故に我々臣民は皇室の外は凡て平等である。我々の社會的地位には貴賤貧富の差別があると云つても、均しく是高皇産靈神の子孫である、下等動物でもなければ、上等動物でも無い、凡て平等である。

之を約言すれば、我が建國の精神は、第一に平和を好愛する高明なる心事を理想とし、第二に萬機公論に決するの理想、第二に君臣同治、四民平等を理想としてゐる。凡て是等の理想は所謂之を古今に通じて謬らざるを中外に施して悖らざるものであつて、我々は此の精神を時代に適用して運用して行かなければならぬのである。|| 建國の精神に還れ ||

日本魂

|| 佐々木高行 ||

勤王の觀念に國初以來堅く結びつけられてある精神が、今の所謂武士道であつて、即ち日本魂である。是によつて畢竟神功皇后の三韓御征伐も出來、天智天皇の御中興も出來た譯で、調伊企儼が朝鮮で新羅王臂肉を喰へと叫んだのも、膳臣巴提便が雪中に虎を手搏にしたのも、河邊臣が雷神を叱したのも、亦此の日本魂である。それが、恐れながら段々世の變遷するに隨つて兵權が、門の手に歸すると共に、武門武士の間に這入つて武士道となつて、前後殆ど一千年間、其の間に自然、道徳律と形作られたのである。かやうに武士道は日本魂の變化したもので、兵權が武門に歸さなかつたならば、決して武士道などといふ名目は起らない譯で、左様の名稱の起つた事を能く考へて見れば、却つて殘念な次第である。それは兎に角、此の日本魂といふものは、我が國を三千年來維持して來た唯一の精神であるが、人間は素より精神のみで生活することが出來ぬもので、そ

れには必ず食物といふものがなければならぬ。其の點から言ふと、日本魂は我が國の精神であるが、同時に又其の食物を消化する胃の腑である。

古來我が國は、種々の食物を取つて之を日本魂の胃の腑で消化した。中には儒教の仁義忠孝などといふ、大層我が國の養になつた者もあるが、佛教などといつて、悪くすると下痢を起しきうな難物もあつた。が、夫もまあ我が國の日本魂といふ消化力によつて、どうやら日本の物とした。耶蘇教などといふ者も、どうやら消化し悪い物の様ではあるが、是も追々消化せられて、日本の物になりかけてゐる有様である。

全體、國といふものは、山川海陸のみを稱したものでなければ、又たゞ人類の相集つた者のみの意味でもない、其處に其の國家に存在する精神といふものがなければならぬ。夫は其國の語で言つて見れば、地氣とも名づけようか。此の地氣といふものは、誠に靈妙なるもので、生きて居るものである。先日も或る人から聞いたが、此の東京土着の市民で一番氣の利いた勇肌のもは何人かと言へば、魚河岸の人民所謂江戸っ子の生粹と誇つてゐる哥兄である。其の哥兄は何處から來たといふと、是は家康公入府の前後に、泉州堺の漁民を移したものださうで、御承知の通り、あの堺邊は、京都に近く隨分昔から優柔の氣に打たれきうな土地であるが、其の子孫が今日江戸っ子の生粹とまで云はれるといふものは何故であるか。全く家康公以前の江戸の地氣、遠くは坂東武者によつて養成せられた江戸の地氣といふものが、彼等を同化したのであらうといふ事であつた。

成程、古へ我が、彼の朝敵を服従させて御出の際には、主として彼に支那の文物を中次させて主に採用したが、其の爲に我が國が朝鮮になつたかといふと、矢張我が國は我が國で、朝鮮よりずつと強く、彼を領土として居つた。又一頃遣唐使を派遣したりなどして、直接支那から文物を吸収して之を模倣とした時代もあつたが其の爲に我が國が支那になつたかといふと、我が國は依然として我が國であつた。

又維新以來、主として西洋の文物を採用になり、物質的の學問は固より、軍器軍制の事なども、彼は即ち我が師で、終に憲法をも御發布になつたが、夫なら我が國が西洋諸國になつてしまつて、我國憲法は西洋の憲法

であるかといふに、是亦決してさうでない。我が國の強い事は今日露國との戦争に於いても十分證明せられ、當初我が師であつた西洋諸國からも、日本は世界最強の軍國であるとの稱讃を博してゐるのである。又その憲法も議會も、嚴然として日本の憲法、日本議會であつて、ただ祖宗の御遺訓を成文の上に御顯し遊されて、議會といふ機關を御設けに相成つたといふのみで、毫も我が國體の國體たる所を損滅してゐない。是は何故かといへば、日本の地氣が全く勝れて居るからの事であつて、移し植えた種も日本の物となつて、よく生成して行くからの事である。其の地氣とは何か。即ち日本魂なのである。

彼此と考へて、我等の念頭に直に浮んで來るものは、天壤無窮の神勅である。天御中主神と申し、天照大御神と申す其の御名の至高なることは言ふまでもなく、實に天壤無窮と云ふ神勅に至つては世界に類例がない。種々の豫言とか云ふものを見るに、何れもくそれ以下で、逆も及びもつかぬ所である。彼の秦の始皇は、自ら始皇と名乗り、二世三世より萬世に傳へようといつたが、萬世は愚、僅に二世で滅びてしまつた。又亞歷山大王は、印度を征略した陣中で、月を指し、若し月に行かれる途があらば、彼の世界を征服するであらうにと、涙を流して泣いたといふ。其の志は實に立派だけれども、恐れながら之を此の天壤無窮といふ神勅の雄大壯嚴なのに比べると、始皇の言つた事も、亞歷山大王の言つた事も、全く人間的であつて、丁度其の差は神様と人間程である。抑「御皇孫の命がしめすべき國なり云々」といふ、此のシロシメスと云ひ、シラスといふ言葉からして、どうも人間的でない。人間的なら、力を以て奪略するか、又は徳を以て服従させると云ふ事にならなくてはならぬが、シロシメスといひ、又シラスといふことは、天下の人民を平かに安らかに治め知り給ふ意であつて下を照臨せられるので、決して壓制的でないのである。劍は三種神器の一つで、劍を以て尙武の氣風を代表させになつてゐるが、夫ならば其の劍を以て斬り取れとか討ち取れとかいふかといふに、決してさうではない、矢張知し召されるのである。

武士の刀が、萬一の場合に自分を護り相手を斬つて、己の體面を辱めぬ爲のものであるやうに、我が國は古

來の國柄から、其の劍の徳といふものは益重んぜられて、一朝世の平和を害し國家の面目を傷つけるといふ場合があれば、天皇陛下御自ら軍兵を率ひて御征伐になるのである。此の頃黃禍説と云ふ事を耳にするが、是は何も恐がらずとも宜しいので、今度の戦争でも、我が國のは自衛の爲東洋平和の爲であつて、決して侵略とか横奪とかの意思はない、世界の文明の爲に、人類の道義上止むことを得ずばに及んだので、所謂義戦である。それは、唯今言つた劍といふ者の本義を能く解し、シロシメス、シラスといふ治國の要義を能く悟つたならば直に分る筈の事である。

立ちかへつて、我が國の、かく榮え來り、又永久に榮え行くべき所以の者は、天照大御神の御徳を受けた國の精神といふものが、確乎として今日まで存在して居るからであつて、其の御精神を我等が服膺して、日本臣民の心とするが、即ち日本魂である。世が複雑になるに隨つて、有形無形に研究を要する問題が數多ある。其の中に一つ卓然として動かぬ者は、我が建國の精神即ち日本魂で、是は理ではなくて、我が國の事實上の生命である。此の日本魂は盡きず減びざる限りは、何千萬年立たうが、我が大日本帝國は所謂天壤と共に極りなく行かれるのである。

國史に返れ

|| 德 富 蘇 峰 ||

「國史に返れ。」日本國の歴史は大和民族の系圖である。吾人が祖先の日科表である。日本國民の經典である。日本國民の經典である。日本國を知るには、國史を透して知るより他に方便がない。國史は實に忠實な案内者である。信賴すべき指導者である。

吾人は歴史的に考慮せねばならぬ。すべての人類は、平等觀よりすれば皆同胞である。しかし、歴史觀よりすればすべての國は皆特殊の性格を具へてゐる。甲國と乙國とは同じでなく、乙國と丙國とは違ひ、而して丙國と甲國とまた同じでない。十箇國あれば十箇國の相違があり、百國あれば百國の差異がある。この特殊の國性を維持する上に於て、始めて獨立國の意義が完うされる。獨立國の本義は形式的に他の干涉を絶ち、我が自

主の體面を保つのみではない、精神的に自主であらねばならぬ。詳にいへば、精神的にその國性を把持し、保存し、開展し、發達させねばならぬ。

我が大和民族の誇は日本の歴史である。この歴史の中には、必ずしも悉く皆正しいこと善いことのみが満ちてはゐない。必ずしも悉く敬ふべく仰ぐべきことのみが溢れてはゐない。人間は決して神様ではない。我が日本人の所作にもさまざまな過失もあれば、罪惡もある。しかし、總括していへば、日本の歴史は決して大和民族の恥辱史でなく、光榮史である。

いかに日本の皇室が世界に比類のない有難い皇室であるかは、國史は最も雄辯にこれを語つてゐる。いかに日本の國民がその一旦緩急の際に處して護國の精神に猛烈に且つ勇敢であつたかは、國史がその證人である。いかに大和民族の中に世界的偉人と比較して一步も劣らぬ者、即ち世界的偉人と稱せられるに足るものを生じたかは、國史をよく讀む人の知るところである。即ち我が明治天皇の如きも、その盛徳大業は、國史の背景によつて始めて明白に、精細に、剴切にこれを會得することができる。國史の背景がなかつたならば、五箇條の御誓文の如きも、一種の雄快な文書たるに止るだらうし、帝國憲法の如きも單に乾燥無味な一部の法文に止るであらう。

凡そ固陋頑冥な戀舊思想や、保守退嬰の島國根性や、若しくは詭激狂妄な赤化主義や、架空浮誇の摸倣精神や、いづれも我が國史を閉却するからして起るのである。現状を株守するのも國史を知らないが爲、現状に不安を感じるのも國史を知らないが爲、國民的自信力を失墜するのも國史を知らないが爲、自惚根性で醉生夢死するのも國史を知らないが爲ではないか。

「國史に返れ。」とは、すべての國民が歴史家となれといふのではない。それには専門の學者がある。ただ日本國民として日本の歴史のその大なる筋道を諒解せよといふのである。この歴史は日本の精神の潜在して居る寶藏である。苟も國民的に活動しようとするならば、まづこの寶藏に向つてすべてのものを求めるがよ

い。|| 國民小訓 ||

新日本の使命

|| 二 荒 芳 徳 ||

古より日本民族は頗る自由な考を持つて居り、すべて相互に他人の意思を尊重し、専断を避けて、各々其の分擔を以て人の長を養ふやうにして來た。故に佛教の我が國に入つて來た時も、一時は多少の動搖もあつたが、やがて之を快く受容れて、遂にこれを日本國家の個性に同化した。基督教が入つて來た時も、亦同様で、一時政策的に禁止はしたけれども、其の教義は之を養うて日本國家の個性に同化した。西洋では國民權利獲得の運動として、盛んに流血の慘禍を惹起して出來た立憲政治の制度も、我が國に於ては、何の騒ぎもなく、明治天皇の御明断を以て實現された。

此の如く、日本人は思想を同化するに偉大な力を持つて居ることは、一見不思議のやうに見え、外人からは摸倣性に富んで居るやうにも評されるが、苟も日米の個性を仔細に探索すれば、常にまことを追求して已まぬ國民性を有するが故に、世界のあらゆる眞理は當然日本に於て同化され、世界の他民族がその偏見に執してゐる中に、速に其の眞諦を會得する國民である。皇太后陛下の御歌にも「異國のいかなる教へ入り來てもとかすがやがて大皇國ぶり」とある。此の如き抱擁力の大きな國家であるから、時に思想の動搖することはあつても、その動搖はやがて日本國家が思想的に一段の進歩を示す前提であつて、この動搖に確實な安定を與へるのは、即ち日本の民族的信念の深い反省であると思ふ。

この故に、日本今日の思想界は頗る混沌として危険視される方面もあるけれども、これは日本の國民性が青春の氣に充滿ちて、彌々國家の發展し行くべき證據とも見られるのである。現在の國民は常に何事に對しても、「何故」といふ問題を持つ。この「何故」の疑問を持つことは少しも憂慮すべきことではなく、是を解決すべき國民の聰を持つてば、問題は持つ方がよいのである。

我が國は西洋の思潮に動搖させられて、國內に忌まはしい事件の發生することを屢々見ようとしてゐる。こ

れは第一流の國家として、實に恥づべき事實である。我々は現代の日本におちつき無き容貌を凝視して、眞に内省させられる。併し、僅かに六七十年を以て、西洋では二三百年の長い歴史を持つ文明に追求し得た日本としては、これも已むを得ないのである。

過去日本の光榮は過去人の功績である。我々是我々の先軍が、日本國家が他の武力的國家脅威をうけた時、祖國危しとして、妻子を捨てて滿蒙の野に血を流し、骨をさらした悲壯な事實を思い浮べる。今や思想の狂濤澎湃として、祖國の岸をかまんとする時に、我々は我に據るべき所あるを深く確信するものである。

我かすめらみくにの理想は、日本國民が各々所を得て、そのまごころを發揮し、國家をして彌々其の理想を踐行國とならしめることである。

我が民族の理想・信念を確と把つて、新興日本の躍進・發展に貢獻するのは實にこれからである。さうしてその完成は我々の眞面目なる獻身的努力を天皇に捧げ、稜威を輝き渡らしむること以外にはないのである。

|| 聖徳を仰ぎて ||

第二 文 化

一、指導の着眼點

文化と人生とは離るべからざるものであつて、その文化財は人生活活によつて創り出されるものである。その關する處民族性、歴史性など重大なるものである。

我國は夫等の特質に基き精神文化發達し西洋諸國は物質文化が發達したのである。

しかし、人間の憧憬する處は精神文化だけでなく、物質文化ばかりでもない。之等の渾然た

る融合文化を望んでやまない。

我國は現に兩文化を把握してゐる。而かもその精神文化は到底他の世界人類の永久に生活し得ざる貴いものである。その國民性は、凡ての外來物を焼きつくし溶きつくさざればおかない力を有してゐる。

把握してゐる文化は、純粹の西洋文化のまゝでない事はこの力ある事によつて信ずる事ができる。

日本人はこの純粹の日本精神文化と日本的西洋文化とを融合して所謂世界全人類の憧憬する新日本獨自的文化を創造しなければならぬ事を理解せしめ以て世界文化向上發展のため大國民として努力すべき事を領會せしむべきである。

二、指導の要綱

- (1) 文化の意味
- (2) 文化と人生
- (3) 文化生活の二方面
- (4) 世界文化の系統の淵源と發達
- (5) 獨自の民族文化の誇
- (6) 我國の文化

(7) 文化の憧憬

(8) 文化の創造

三、指導の解説

一、文化の意味

此處では特に文化の科學的理論的意義を詮索するものではない。只文化について理解を進めて行く爲めにできるだけ通俗的に領會しておく事とする。

文化は、あるがまゝを材料として理想的なものを創造しようとする努力と之を享受することである。語を換へて見れば、あるがまゝの自然を眞實美化して眞なるもの善なるもの美なるものを創り出しその結果を鑑賞しようとするものである。

そこでこの文化を精神文化と物質文化と統制文化の三つに分つことができる。

精神文化の内容は、眞を追求する哲學即科學の如き、善を追求する道德宗教の如き、美を追求する文化藝術の如きはこれであり、物質文化の内容は經濟であり、統制文化の内容は政治である。

之等哲學、科學、道德、宗教、文學、藝術、經濟、政治は人間生活の根柢にある生命の活動によつて生産されたもので之等の文化財を産み出す生活を文化生活と言はれる。

二、文化と人生

人は生きて居る以上、食べて寝て命を繼ぐと言ふ動物の如き生活では満足し得ない。一口に言へば生き甲斐のある生活をする爲め理想を追求する。

原始時代の人間は穴を掘つて住み木の實を拾つて食し、獸皮を身にまといて自然のまま生活を營んでゐたのであつた。しかし萬物の靈長たる人間は、精神的にも物質的にも現實の生活に満足しないで理想を追求して文化を創造して、學問藝術の發達及び科學生活の進歩向上を圖つて止まる所を知らない。

飛行機をつくつて空中を自由に飛翻し、無線のラヂオによつて居ながら世界の實況を聴取すると言ふ時代に達した。

現代の文化は過去幾十世紀間人類の規範生活によつて生み出されたものである。學問によつて眞知を求め、道徳に従つて善行を爲し、藝術を味つて美的趣味を満し宗教を信じて安心立命をうる。この様に規範意識を満足せしめた生活が規範生活であつて、文化生活と言ふべきものであつて眞の人生と言ふべきである。

規範生活こそ人間の求める生活である。文化生活こそ人間の生きて行くべき道である。人々の規範意識を働かして生活する處に人は向上する、社會は進歩する。

我々はこの文化の思想によつて豊潤物質生活が營むことが出来る。吾々はこの文化生活の中に人生を求めるだけでは眞の人生ではない。更に規範意識を働かして努力してより高き文化を創造

して、國家社會の文化を向上し、以て世界文化向上への貢獻をしなければならぬ。文化を享受吸収するを以て文化生活の能事と考へてゐるものがあるが、之は文化生活と言ふ事はできぬ。文化生活を創り出すことが文化生活でなくてはならぬ。文化に何かの貢獻することそれが文化生活である。

しかし文化を知らぬものが文化を創造する事はできぬ。先づ文化を理解する事がなければならぬが、これが目的ではない。文化を創造すべき第一歩の條件として文化を吸収するに過ぎない。

この文化を吸収する事を權利とし、次に義務として新文化の向上發展に貢獻する處がなければならぬ。これが眞の人生である。

三、文化生活の二方面

文化生活に二方面がある。即一は物質的文化生活であり一は精神的文化生活である。

この二方面の文化生活は互に協調的發達を遂げしむべきもので、何れに偏する事も出来ない。

しかし、時代の思潮時代の趨勢は時々文化生活の偏重を招く事が尠くない。即ちその時代思潮が物質主義に傾き、中樞となる多數の人々が物質本位に傾く時は物質文化が頭をもたげて、精神文化が輕視され易い。かゝる物質文化生活は眞の文化生活ではない。全く偏したる不具な文化生活である。

偏へば今日文化生活を理解し之を實踐してゐる英國國民も、もとは物質偏重の生活をなし以て満

足してゐたのであつた。

物質文化は人生に幸福を持ち來たすものではあるが、これは精神文化生活に活用せらるゝ時に於てのみ始めて人生の上に眞の幸福生活を招來するものである。されば發達したる物質文化と雖之を精神生活に活用しなければ却つて大不幸を招來することが尠くない事を知らねばならぬ。

所謂文明の利益が吾人の生活の上に一大脅威となつてゐるものも敢て尠くない。之は一面から言へば人生の矛盾と言ひ得よう。しかし、それは眞の文化生活でないからの事である。

世界の平和の爲め人類の幸福の爲め國際聯盟が叫ばれ、軍備縮少、軍備制限の議が行はれてゐるのは何を物語るものであらうか。言ふまでもなく、一面に於ては物質文化の弊害に一つの制限を加へ之を防止せんとする精神生活の表現に過ぎない。

四、世界文化の系統の淵源と發達

我等は今日極めて發達した文化の恩澤に浴してゐる。學問に於て、道德に於て、藝術に於ては勿論物質に於ての高級文化の中に幸福を受けて生活してゐるのであるが、斯かる高級文化は決して一朝一夕にして建設さるべきものではない。過去幾千年間幾百億先人の文化創作の結晶に外ならない。

文化の系統を見るに、第一は黄河、揚子江の畔に起り、儒教を中心とする支那文明であり、第二はガンヂス河畔に起り、佛教を中心とする印度文明であり、第三はメソポタミヤのチグリリス。イ

ウフラテス河流域に發生せるバビロニヤ文明であり、第四は埃及ナイル河を中心に發生せる埃及文明である。之等は各々獨特なる發生をなして何れも世界に於ける古代文化を飾るものである。

印度文明は支那に傳はり、支那文明と合流して東洋文明を作つたのである。

埃及文明はバビロニヤ文明と合し希臘、羅馬に傳はつて西洋文明をつくり、かくて世界文明の二大系統となつた。

而して東洋文明は、古代は頗る華やかであつたに拘らず、中世以降はあまりに發達を見ないで今日に至つてゐるのである。

西洋文明は希臘、羅馬の黄金時代を経て中世に於て一時停滯したとはいへ、近世に入つて文藝復興、産業革命等相繼いで行はれ、再び燦然たる光輝を發して全世界指導的地位に立つたのである。

四、我國独自の民族文化の誇

我が國は世界の極東に位する強國であるが建國以來三千年、この間一貫して皇祖大神の神勅による建國の理想に基づいて發達したる我が國家の独自の文化を有してゐる。

その後朝鮮支那との交通に従ひ大陸文化によつて古代よりの獨自的民族文化が成長して行つたのである。

支那の文化の主潮とする儒教の思潮、法家の思潮、道家の思潮が相前後して我國に渡來し我が獨

自の國民性に或は融和し或は排斥せられつゝ我國の國民文化を養ひ成長せしめたのである。就中儒教は我が國民文化に尤も吸収されたものである。

支那文明と相前後して印度文化が輸入されて國民文化を培養して行つたのである。

印度文化は支那文明の差別觀の強きに比して平等觀の方が強かつたのであるが故に、一視同仁主義に立つのであつたが、我國國民文化に於ては、その長を採り短を捨て、日本的佛教文化を建設したのであつた。

かくて我國は、支那より傳來せる文物制度はよく我國に同化して我が社會制度を確立せしめ儒教佛教の思想は我國古來の獨自文化たる惟神の大道と融合し我が國民道德の基礎を作つたのである。

之に反して我が國が東洋文明を悉く吸収し我が國固有の國體に同化し了へたる時、之が發祥地たる支那も印度も共に文化の光を失ひ國力衰微して復昔日の倂を偲ぶ能はざるに至つた事は誠に古昔の感に堪へない。

この時に至り西洋文明は益發達し、産業革命以來益々文明の諸機關が進歩發展し國力を充實し東洋の未開弱小國を侵略するに至つたのである。

我國は三百年鎖國の方針を捨て、明治維新以來開國進取の國是を定め極力文化の開發と國力の充實とに努めた結果、之をも同化し融合し日に月に進歩した。僅か半世紀の間に世界史上其の類

例を見ない驚異的發展を遂げた。

我が独自の民族文化惟神の道は、支那文明を同化し、印度文明を融合し更に西洋文明を消化し我が國民文化向上と東西兩文明の融合を見たのである。

六、我國の文化

東洋文化は精神文化に於て特色があり西洋文化は物質文化に於て特質を爲してゐる。人類の生活には此の兩者が必要であつてその一を略する事はできない。

然るにこの兩者の調和と言ふ事は中々困難であつて、精神文化に於て優れてゐても物質文化に於て缺くる所があつたり反對に物質文化が大に進んでゐても、精神文化に缺くる所があるなど遺憾な事が多い。世界列國は何れかと言へば物質文化を無視しすぎてゐる。其の結果幾度か干戈を交へ幾多かこの悲惨を経験して來たのである。

我が國は古來精神文化に力を注いで來たのであつた。それに東洋大陸文化を採り入れ一層之を培養したのであつた。建國の理想に基いた我國固有の日本精神は國民道德の大本となり大和魂として成長したのである。鎌倉時代に至り外來のものと同化し質實剛健なる武士道として顯現し獻身的、犠牲的、精神を發揮した。江戸時代となり國學の復興と西洋文明とに刺戟され尊王の大義に目覺め王政復古となり爾來六十年よく西洋文明を消化して益々國民精神を洗練して我國獨特の文化を發達せしめたのである。

現代に於ける文化の發達

明治維新以來政府は五箇條の御誓文の聖旨に基づき、人心を一新する上に、進んで舊習を捨て西洋の文物を輸入し之を同化した。勿論急激に吸入した結果一部には我國固有の文化を顧みないものもあつたけれども、これは一時的であつて固有文化への同化せられ短日月の間に急速の進歩をなし世界に誇るべき輝しき文化を現出したのである。

(1) 學問の發展

維新以來、留學生の派遣、外國教師の招聘及び教育の振興などによつて我が國の學者は著しい發達を致したのであつた。

そのはじめは、洋書の翻譯や歐米の學藝の模倣に過ぎなかつたのであつた。しかしこれは創造せんが爲めの吸收であつたので、其の後學問の研究は次第に進められ、大正時代には全く獨立の域に達した。就中醫學、天文學、物理化學、地震學、動植物學は當時先進國と肩を並ぶに至つた。

大正の後期並に昭和に入つては列國を凌ぐ科學國となり今日に於ては國際的に世界の學界に貢獻してゐる處多大である。

(2) 宗教界の發展

明治元年古制に即つて神祇官を設け、從來の神佛混淆の風を禁じ、一時復古的な氣分からの神

道を盛にしたので神道大に興り神社には社格が定められ益々國民崇拜の的となつた。この神道の隆盛に伴ひ、多くの宗派生じて神道御嶽教、神道黒住教、金光教、神道實行教、神道修成派、神道神習教、神道、神理教、神道大社教、神道大成教、天理教、神道扶桑教、神道禊教の十三の宗派が勢力を張るに至つた。

之がため佛教は一時大に衰へ寺塔、佛像の破壊が行はれ、優秀な佛像が海外に流出するの有様であつたが永い間の信仰は破れる事はなかつた。

其の後キリスト教の如きも默認の形となり、更に宗教の自由を免され各自國法を重んじ治安を害せざる限りは如何なる宗教を信するもよい事となり凡ての宗教亦興るに至る。

茲に於て佛教は、各宗共に自治的に宗勢の擴張を圖り僧侶も從來の安逸な生活から目覺めて社會の教化に努める傾向を生じたのである。

またキリスト教は歐風化の氣運に乗じ次第に盛になり日本人の傳導者さへ生ずるに至り各宗教とも興隆に赴き國民は何れかの宗教を信仰するに至つたのである。

(3) 藝術の發展

文藝方面に於ても明治の初期は西洋文藝の刺戟をうけて之を模倣するに過ぎなかつたが、大に發達するに従ひ我國固有の長所を發揮し民間にも普及するに至つた。明治の始めには政治小説が流行しなほ一般に江戸文學が行はれてゐたが、やがて明治の中頃から坪内逍遙が小説は寫實を旨と

すべきを唱へてから新小説が次第に盛になり明治新文學の基を築き、その後尾崎紅葉、幸田露伴などは江戸文學に基づいた新體の小説を創めて文學界に一新生面を開いた。思想方面に於て三宅雪嶺高山樗牛は日本思想を高唱した。明治の末には島崎藤村、國木田獨步、夏目漱石など何れも独自の日本人的新作風の小説を創めた。和歌では落合直文、與謝野鐵幹、俳句では正岡子規など大に革新に努力された。演劇も従來の歌舞伎劇の外に西洋劇なども加はつて新面目を施し、文語體が漸次に談話體が盛になり音楽も和洋ともに發達して來た。新體詩では士井晚習、島崎藤村が有名であつた。

我國の美術工藝は日本獨特の藝風によつて發達して古代に於て美術工藝は先進國を凌ぐものが尠くなかつた。明治の初に世態が急變し舊來の美術は全く顧みられなくなつた。その上批評眼に稍劣つて居た日本は明治初年外國文化崇拜のため我國固有の美術は極めて價値の尠きものとなつた。しかるにアメリカ人フェノロサは日本美術の尊重すべきを説き二十二年東京美術學校開かるゝに及び、俄かに古美術保存が唱へられ、次第に美術復興の機運が盛になり日本畫には橋本雅邦、狩野芳涯、など多くの名手が現はれ、また一方洋畫も大に發達し黒田清輝など名高く明治の後半期から諸般の美術工藝は種々この流派が起つて著しく進歩した。

彫刻も明治の初期から西洋の技法が傳へられたが後半期になつて、次第に盛になり高村光雲、竹内久一等の大家が出で、西洋の技法を取入れ著しい進歩を見たのである。美術展覽會も盛にな

り、明治四十年からは文部省主催として行はれ、大正八年には帝國美術院ができ美術界の權威を集め文部省に代つて展覽會を行ひ、一般の美術鑑賞は益々盛となつた。

(4) 教育の普及

我國の教育制度も大體西洋の教育制度に倣つたもので、明治五年學制が布かれて義務教育制を設けてから、國民教育は大に普及し中小教育、實業教育も益々進み、大學専門學校等を設け専門教育も頗る發達して來た。

民間では福澤諭吉の慶應義塾、大隈重信の早稻田大學を始め私立の學校も盛に出來た。

明治天皇は明治二十三年教育に關する勅語を賜はつて國民道德の大本を示され愈々教育の方針が確立した。

教育の發達と共に學術も著しく進歩して來た。明治維新以來海外に留學するものや外國教師の我が國に招かれるものが多くなつて、盛に西洋の學術を傳へ、文、理、法、醫、工、農、商等の諸學が益々盛になつた。政府は帝國學士院を設けて學界の權威たらしめ官公私立の各種研究も續々改造されて諸種の獨創的研究が發表されるに至つた。

七、文化の憧憬

我國の文化には傳統がある。日本國民の慣習歴史から成るものであつて國民文化は之に由つて其の特色を保つものである。そして世界各國文化はそれぞれの特色を發揮する事によつて、世界文

化の内容を豊富多彩にしてその全體を向上進歩させるのである。特に我國傳統の文化は、東洋諸國の中にも比類のなきものと認められ儼然西洋各國の文化と對峙して居る。

之は建國以來三千年の光輝ある歴史と非常に特色ある國民性によつて醸成されたものであつて、實に祖先傳來の貴重な遺産である。

我が國民性に在つては、單純素朴優雅淡泊などが長所であつて之等によつて生み出された日本の政治、教育、文學、藝術、科學、思想、道德、慣習などが西洋各國に紹介せられ外國文化を援けた事は極めて著しい。

我が國民道德は、また我國傳統文化の醇粹なものである。忠孝一本の理を服膺して皇室と臣民との特殊の關係を維持し祖先崇敬、愛國奉公の誠を效すことは、更に臣民の義務、國民道德の命に従ふばかりではない。日本傳統の道德文化を憧憬することは日本傳統の文化を尊重することであり更に人類全體の文化に貢獻する事である。

他の各種文化は傳統のみによる事はできない。過去三千年の傳統精神を基礎とする我國の文化に憧憬しつゝ一面時代の要求する文化の發展改善に努むる事が肝要である。私達祖先が残してくれた貴き文化財に對し常に憧憬を持つと同時にその發展創造に努力すべきである。

八、文化の創造

將來の日本人の行くべき道は如何。これは九千萬國民に課せられたる大きな命題である。九千萬

國民の共同目標と言ふべきものは文化の創造にあると言ふ事は現に多數の人々によつて發表されてゐるものである。

現に述べ來つた様に我々は建國以來長歲月の間東洋文化を實踐しては新しく建設し、また實踐しては建設する事に努力して實に人類の至寶とも言ふべき精神文化を所有してゐるのである。而して又最近七十年間の努力によつて西洋文化の物質文明を吸收消化してゐるのである。實に我國民は右手に東洋文化を持ち左手に西洋文化を持つて居るものである。

或は西歐人にしても西洋文化の特質と東洋文化の特質とをある程度まで知つてゐるかも知れない。しかし、精神文化は知るのみでは眞に體驗したとは言ひ得ない。また、精神文化は一時に克く生活し得るものではない。何千年かの生活によつて築かれるものである。されば西歐人が幾らかんで見ても精神文化の眞髓を生活することは難かしい。従つて西歐人が兩文化の融合をはかつて、人間の憧憬する全文的文化を創造する事は困難である。

然るに日本人は既に東洋文化生活者である。而して科學文化物質文化は机上で會得する事ができるものである。その證據に日本は外國が數世紀かかつて創り上げた文化を僅かに五六十年にして把握したのである。されば之以上は右手左手に把握してゐる兩文化を打つて一丸として人間の憧憬して止まない二大文化の融合調和によつて生ずる新日本文化を創造することを日本人全體の目標として完成に努め、之を世界人類の上に及ぼし、世界の平和と世界人類の幸福へ貢獻しなければ

ばならぬ。

之は決して愚かもの強がりでもなければ誇大妄想狂の類でもない。凡ての生活の目標として躍進日本の採るべき道である。

四、指導の注意

- (1) 文化の意識は學問的なものは必要はない。しかし文化指導上必要な最低程度に於て通俗的に説明すべきこと
- (2) 國民文化の誇りに就て説明するに當つては、あまりに生徒をして、自惚れを起さしめずこの誇りある日本文化は善美なる國體と國民性に基く三千年間の祖先の努力建設なることを充分に徹底せしむべきである。
- (3) 我國の文化の特質に就ては時間の免す限り抽象を避け生徒の理解の程度に於て具體的に詳細に指導すべきである
- (4) 人類生活上物質文化に俟つべきは勿論であるが、之に墮するとき、その生活は價值がなくなる。墮するとは、精神生活の支配を受けぬものである。この關係に就て徹底したる指導を爲すべきである。
- (5) 眞の世界文化の創造は日本人に與へられたる使命である。夫等は敢て自己の生活と離れてのものに非ざることを理會せしめ、その創造態度を指導すべきである

五、指導の参考

世界と日本

現代の文化、人類の歴史は文化發展の歴史である。原始未開の時代は措いて僅か一世紀前に比べて、われわれの生活が文化的に如何に豊富にされてゐるかを回想せざるを得ない。われわれは此の現代文化を享有することを祖先に感謝すると同時に、將來の文化發展を以て其の責務としなければならぬ。

文化の淵源と其の發達、人類文化の系統を温めれば、四大淵源に達することが出来る。第一は黄河・揚子江の畔に起り、儒教を中心とする支那文明であり、第二ガンヂス河畔に起り、佛教を中心とする印度文明であり、第三はメソポタミヤのチグリス・イウフラテス河流域に發生せるバビロニア文明であり、第四埃及ナイル河を中心して發生せる埃及文明である。これ等各々獨特なる發達をなして何れも世界に於ける古代文化を飾るものである。

印度文明は支那に傳はり、支那文明と合流して東洋文明を作り、埃及文明はバビロニア文明と合し、希臘・羅馬に傳はつて西洋文明を作り、かくて世界文明の二大系統となつた。而して東洋文明は古代は頗る華やかであつたに拘らず、中世以降何等發達の見るべきものがなくして近世に至つた。之に反して西洋文明は希臘・羅馬の黄金時代を経て、中世に於て一時停滞したとはいへ、近世に入つて文藝復興、産業革命等相繼いで行はれ、再び燦然たる光輝を發して全世界の指導的地位に立つたのである。

文北史上の我が國の地位、我が帝國は極東に位置する島國ではあるが、上代より独自の民族的文化を有してゐた。やがて朝鮮半島を通じて支那大陸と交渉が開始せられるに及び、優秀なる彼の文明を輸入し、更に佛敎の傳本と共に印度文明の影響を受けることになつた。支那より傳來せる文物制度はよく我が國に同化して、我が社會制度を確立せしめ、儒敎・佛敎の思想は古來の惟神の大道と融合して我が國民道德の基礎を作つた。

斯くて我が國が東洋文明を悉く吸収し、我が固有の國體に同化し了へたる時、之が發祥地たる支那も印度も共に文化の光を失ひ、國力衰微して、復昔日の倂を偲ぶ能はざるに至つた。

此の時に當り西洋文明は益々發達を遂げ西洋諸國は其の國力を充實して西洋の未開弱小國を侵略するに至つたのである。茲に於て我が國は三百年領國の方針を捨て、開國進取の國是を定め、極力文化の開發と國力の充實とに努めた結果、僅か半世紀の間に世界史上類例を見ざる驚異的發展を成し遂げたのである。斯くて支那文明を同化し、印度文明を吸収したる我が國は、更に西洋文明を輸入して我が文化を向上せしめ、東西兩文明は我が國に於て始めて融合を見るに至つたのである。

我が國の使命、我が帝國は文化史上此の如く重要な地位に在る。東西兩文明は我が國に於て完全なる接觸を見、更に光輝ある世界文明の誕生を望んでゐる。由來東洋文明は精神的であつて、其の思想の深遠なるを特色とし、西洋文明は物質的且つ實際的なるを特色とする。今や世界は物質文明の弊に堪へずして、幾多の問題に苦惱してゐる。此の缺陷を補ふに東洋文明の精神的なるを以てし、兩者の完全に融合統一したる眞の世界文明を創造することは、實に我が大和民族に課せられたる一大使命といはなければならぬ。

大陸文化の輸入

(一)大陸文化の傳來、皇威の振興、崇神天皇の御代までは皇威が未だ遠く及ばなかつたが、天皇が四道に將軍を遣はせられてからは皇威があまねく、民はその業に安んじ、四方よく治まつた。當時、朝鮮半島の南部には新羅・百濟・高麗などの小國が分立してゐたが、その中の大加羅は新羅に侵されて救ひを我が國に求めて來たので、天皇は鹽乘津彦を遣はして之を保護せられ、ついで垂仁天皇は之に國號を賜つて任那と改め、日本府を置かれた。第十四代仲哀天皇の御代に熊襲が叛いたので、天皇は之を征せられたが、途中崩御せられ、神功皇后が攝政となられ、武内宿禰と謀つて之を征伐なされ、更に、御親ら軍を率ひ熊襲を後援するのは新羅だと屢し召して新羅を征伐せられたが、新羅王は恐れて忽ち降り、永く貢物を奉ることを誓つた。その後間もなく、

高麗なども我が國に服屬して、皇威の擴張は海外にまで及ぶやうになつた。

學問の傳來、朝鮮半島の諸國が我が國に服屬してから、彼我の交通が盛になると共に、朝鮮・支那の文化が我が國に盛に傳來するやうになつて、わが國の文化の發達に著しい影響を與へた。

應神天皇の御代に至つて、百濟の使として、漢學に通じた阿知岐が來朝し、天皇は皇子菟道稚部子をして學ばしめられたが、更に百濟から博士王仁を召して皇子の師とせられた。この時、王仁は論語・千字文を献上した(紀元九四五年)。その後間もなく、漢人の阿知使主はその一族を率ゐてわが國に歸化し、學問を傳へ、その子孫は王仁・阿知岐の子孫らと共に代々朝廷に仕へて記録のことをつかさどつた。ついで、その後も多くの學者が來朝するに至り、わが國の學問は次第に開けて行つた。

工藝の傳來、阿知使主の一族は記録の外、織物のことにもたづさはつたが、この頃、百濟から弓月君が多数の人々を伴つて、わが國に歴化し養蠶・機織などの新しい方法を傳へた。天皇は更に支那に使を遣はされて機織・裁縫の女工を求めさせられた。

産業の振興、ついで仁徳天皇は都を大和から攝津の難波(大阪の地)に遷され、高津の宮に居らせられた。天皇は内、御心を民事に注がれて、堤防を築き池溝を掘り、橋を架け、路を通じ、郊野を開かれるなど大いに産業の發達をはからせられた。

天皇の御孫雄略天皇も産業に御心を留めさせられ、百濟及吳國から種々の職工を招き寄せられて、工藝の發達をはからせられた。また天皇は衣食の神(農業蠶業の神)の豐受大神を丹波(京部府の北部)から伊勢の皇大神宮の傍に遷し祀らせられた。かくの如く、御歴代の天皇は人民を愛撫し給ひ民事に御心を留めさせられたから、天下はよく治まつて、産業も發達し、文化は大いに進歩した。

佛教の傳來、學問の傳來に伴ふ儒教の教は、古來のわが國の崇祖忠孝の道と一致結合して、國民の思想を固くし、工藝の傳來はわが國の文化の發達を大いに助けたが、ついで傳來した佛教は更に著しい影響をわが國に

與へるに至つた。

佛教は古く、印度に起り、印度から支那に（垂仁天皇の末頃）支那より更に百済に傳るに至つた。わが國へは、先に、繼體天皇の頃、支那人が佛像を携へ大和に来て、これを信じてゐたが、當時の人は外國の神として尊信する者はなかつた。然るに第二十九代欽明天皇の御代に至つて、百済王は佛像・經文を獻じて盛にその功德を説いた（紀元一二二二年）。天皇はこの佛像を禮拜することの可否を群臣に問はせられたが、大臣蘇我稻目と大連物部尾與とは異見を異にしたので、天皇は佛教を稻目に賜つて試みにこれを禮拜せしめられた。これから蘇我氏と物部氏の争はげしくなり、遂に蘇我馬子は物部守屋を攻め亡すに至つた。

佛教の興隆、欽明天皇の後・敏達・用明・崇峻三天皇を経て、敏達天皇の皇后が御位に即かせられた。これを推古天皇と申し奉る。天皇は御舅厩戸皇子を皇太子に立てて政を攝せしめられた。世にこれを聖德太子と申し上げる。太子は博學多能におはし、佛教を篤く信ぜられて、その興隆に力を盡くされ、佛像を多く造り四天王寺・法隆寺などを建ててこれを保護せられたため、これから佛教は大いに興り、寺の数は四十餘僧尼も千餘人の多きに及んだ。

美術・工藝の發展、佛教の興隆につれて佛像を造り、寺院を建てることになり、朝鮮半島から寺工・佛工・鑄工・瓦工・畫工などが渡來し、わが國の技術の發達を助けて、建築は壯麗を極め、彫刻・繪畫・刺繍・織物などは精巧の域に達し、鳥佛師の如き名工もこの頃現はれた。また高麗の僧曇徴は級・墨・繪具の製法を傳へ、壁に佛畫を畫くことなどが盛に行はれた。

支那文化の直接輸入、また聖德太子は小野妹子を隋に遣はされ、隋との修交を開かせられ、留學生・留學僧を伴はしめて、佛教・文物を直接輸入しようとなされた。當時、隋は文物發達して勢盛であつたが、太子は全く對等の儀を以て國交を開かせられ、外來文化に對しても常にわが國體を根本として本末輕重を誤られなかつた。太子の薨ぜられる前三年、隋は滅んで唐が興つたが（紀元一二六七年）わが國はなほ、これとも國交を

結んで遣唐使遣はし留學生を彼の地に送つた。その後、唐の文化を研究するために入唐する留學生・僧侶も多くなり、また彼の地から來朝するものも相次いで、わが國は政治上及び文教・藝術などの方面に多大の影響を受けるに至つた。

氏族の争、わが國は、氏族制度によつて國を成して來たが、社會が開けて行くにつれて、漸く弊害を生ずるやうになつた。即ち氏族が各々定まつた職業を世襲する習はしは、他に人材があつても之を用ひることが出來ず、有力なる氏族は土地・人民を私有して年と共に益々その勢力が強くなり、遂には權勢を振つて專權を極め、又は相争ふ等その弊害は蘇我氏に至つて極點に達した。

聖德太子の新政、英明なる聖德太子は早くからその弊害を察せられ、これを改めようとせられて、わが國固有の制度・舊慣を本とし、まづ冠位十二階を定めて専ら人材を登用し、群臣の秩序を保つことに努め、また憲法十七條を作つて、政治及び道德の基本を示してわが國體を明らかにされた。然るに、太子はその改革の御抱負を實行されない中に薨せられた。

大化の改新、ついで、第三十六代の孝德天皇の御代、天皇は中大兄皇子を皇太子とし、中臣鎌足を内臣に任じ、新に左大臣・右大臣を置き僧旻・高向玄理を顧問に用ひられ、はじめて年號を立て、大化と稱し（紀元一三〇五年）、翌二年、政治改革の詔を發せられていよいよ新政を斷行せられた。さきに中大兄皇子は聖德太子の御志をつぎ、鎌足らと圖り蘇我氏を滅ぼして多年の積弊のものを除かれたが、また新政に當つては、率先して御所有の土地・人民を朝廷に奉還せられたので、豪族も皆これに倣つて、忽ちのうちに全國の土地・人民は朝廷に歸し、古から行はれてゐた政治の方法即ち政體は殆ど一變して、天皇は直接に全國統治の大權を行はせられるやうになつた。

大寶律令の制定、かくて、第三十八代天智天皇の御代に至り、天皇は大化の實を揚げるため、さきに齊明天皇の御代、わが統治から離れた朝鮮半島をも顧みられず、専ら内政を整へることに御心を用ひられた。

天皇は、まづ都を近江の大津に遷し、藤原鎌足に命じて種々の法令を決めしめられたが、その後第四十二代文武天皇の御代、鎌足の子不比等に修正せしめられた律令が、大寶元年（紀元一三六一年）に出来上つた。これを大寶律令といひ、更に修正せられて完全なものとなり、永くわが國政治の基本となつた。

諸制度の大要、當時の官制は、中央に神祇・太政の二官があり、太政官はその下に、左大臣・右大臣を置いて國政を統監し、中務・式部・治部・民部・兵部・刑部・大藏官内の八省その下に屬し、また別に彈正臺を設けて各政務を分けつかさどつた。更に地方には、五十戸を一里と定め、その上に郡・國の行政區を設けて郡司・國司を置き特に筑前（福岡縣）には太宰府を國司の上に置いて九州地方を管轄せしめ、兼ねて外交の事をもつかさどらしめた。官吏はすべて京都の大學・地方の國學を卒業した者の中から試験をして採用し、人材登用の途を實行した。

また從來、豪族が權勢をほしいままにして廣大な土地を私有したのに鑑み、田制は私有を許さず、新に班田の制を設けて全國民に口分田をわかち授けたから國民に貧富の差なく、人みな生活に安んじてひとしく兵役に服し、租税を納めるところの義務を負つた。

建國大精神の維持、大化の改新や律令の制定は共に、主として隋・唐の制度に倣つたものであるが、わが建國の大精神はこれのために少しも變ることなく固く、忠孝・節義の精神や、敬神崇祖の精神を維持せられ、祭政一致の國是は依然として明かにされてゐた。

（二）國民生活の發展、奠都、古くは、大抵天皇御代毎に都を御遷しになる定めで、その規模も甚だ小さかつたが、大化の改新の時から、中央政府で、全國の政をつかさどるため、政務も繁くなり、且つ都に人口が集中して遷都が容易でなくなり、また支那との交通も開け、國交上からも都を一定の處に奠めて壯麗にする必要が起つて來た。そこで第四十三代元明天皇は、帝都を奈良の地に奠め、唐の都城の制に倣つて、壯麗な都を築かせられた（紀元一三〇七年）。これを平城京といひ、これから光仁天皇の御代まで、七代七十年の間天皇はこ

ゝに都せられた。この間を奈良時代と稱する。

佛教の隆盛、聖德太子以來、佛教は次第に弘まつたが、第四十五代聖武天皇は篤く佛教を信じさせられ、諸國に國分寺を奈良には東大寺を建て、總國分寺とし、大佛を鑄させて佛教の興隆をはからせられ、また光明皇后も深く佛教を信ぜられて、施藥院・悲田院などを設けて貧兒・孤兒・病人を救はせられた。かくして、佛教は益々隆盛となつて、寺院の建立せられるもの多く、これに伴つて僧侶も數を増し、中には、社會事業に力をつくす僧が現はれた。しかし、一面には弊害をも伴ひ、佛教は未だ日本化されず、政治と混同して、多くの僧の中には、道鏡のやうに無道の行をさへなす者が現れた。思ふに、佛教の惡をさけて善を行へとの教へや、過去・現在・未來の三世に互る因果應報の理を説いたのは日本固有の忠孝の教、及び儒教の齋せる家族道德と深く結合して益々深く廣き、國民道德の基礎を築いたのである。

國民・地誌の編纂、文字のなかつた上代では、重要な事柄を語部の職をして語り傳へしめたが、さきに聖德太子が蘇我馬子と共に選ばせられた國史は蘇我氏滅亡の時焼失したので、第四十二代聖武天皇はこれを憂へさせられ、稗田阿禮をして古い事蹟を暗誦せしめられたが後、元明天皇の御代に至り、太安麻呂は勅命を奉じて阿禮が暗誦したものを書き綴つた。即ち安麻呂は漢字のみを用ひ、その音訓を巧に利用して、一種の文體を作り、神代から推古天皇までの國史を國文で記して奉つた。これを古事記と稱し、わが國最古の歴史書である。天皇はまた、諸國に命じて各郡の地名、産物などを記せしめられた。これを風土記といひ、わが國最古の地理書である。その後第四十四代元正天皇の御代、天皇は舍人親王・安麻呂らに命じて國史を選ばしめられたが、これを日本書紀といひ、すべて漢文で記されてある。

文學の發達、當時、唐との交通ははげしく留學生も多く遣はされて唐の文化を輸入したので、わが國の學藝の進歩は著しく、漢文・漢詩を能くする者も多く出るに至つた。留學生の中でも、阿部仲麻呂・吉備眞備は唐人の間にもその才學を稱へられた。また和歌も盛となり、柿本人麻呂をはじめ、山部赤人・山上憶良・大伴家持ら

が現はれ、主として奈良時代の歌を集めた萬葉集はこの頃に出来たものであり、その他詩文を能くする者も多く、詩集懷風藻が選ばれたが、これらは皆當時の流行である漢文で記された。

美術工藝の進歩、また當時は佛教の興隆に伴つて、美術工藝の著しい進歩を見たが、特に聖武天皇の御代は、京大寺をはじめ、諸寺の建築、佛像の鑄造、彫刻・その他繪畫・織物・漆器などの技術は驚くばかり、進歩し當時の華麗なものが今尙、正倉院に帝室の御寶として多く藏されてある。

風俗の變遷、大陸文化の輸入に伴つて、わが國固有の質素な風俗は次第に變遷したが、特に唐文化の影響が甚だしく、貴族邸の宅などは純然たる唐風を模して瓦葺になり、柱などを繪具で塗つて華美なものであつた。頭髮は男女ともに結髪し、男は常に冠を用ひ、また衣服は男女ともに袖は廣く、裾は長く模様も華かであつた。その他行事なども唐風のものが行はれ、奈良の都は繁盛を極めた。しかし地方の文化は未だ開けず交通も極めて不便であつた。

外來文化の同化

奠都 奈良時代の文化は燦然たるものがあつたが、大抵は隋唐の文化を模倣したに留まり、未だ全く大陸の文化を消化してゐなかつたので、そこに種々の弊風が生じた。第五十代桓武天皇は、先づ人心を新にしてその弊を改め、國運の發展を圖るために、都を山城の長岡に遷され、更に今の京都の地を下して新都を營み、ここに遷らせられた(紀元一四五四年)この新都を平安京といひ、これから後約四百年の間を平安時代といふ。また天皇は坂上田村麻呂を征夷大將軍に任じて蝦夷を平げしめられて皇威を振興せられるなど、國運の發展を圖らせられたので、平安時代には、わが國の文化は全く面目を一新するに至つた。

制度の變遷、桓武天皇次に平城・嵯峨・淳和・仁明の四天皇が相ついで即位せられたが、特に嵯峨天皇は英明にましまし、よく勢の變遷を察せられて新に藏人所を設けて大切な書類を扱はしめられ、また檢非違使を置いて京都の警察・裁判をつかさどられしめられた。これらの官は、大寶令の官制以外の新官の要職であつて、

いづれも次第に勢力あるものとなり、大寶令の官制も亦實際に於て、大いに變じて來た。

思想の變遷、かくて、桓武天皇から仁明天皇の御代まで凡そ七十年の間は、常に天皇親ら政を執らせられ、漢文學盛で小野篁・菅原是善・都良香など名家が出たが、綱紀も大いに振つた。しかるに、文徳天皇の頃から藤原氏は専ら政權を握るに至り、藤原氏專横の端を開いた。即ち漢文學に伴つて當時貴族らは私立の學校を開いて、子弟を教育する風が流行したが、藤原氏は冬嗣以來大いに同族の保護につとめ、勸學院を立ててその子弟を教育し、また施藥院を設けて一族の貧窮者を收養し、大いに自家の權勢を張ることを念としたため、その子弟も、専ら一族の繁榮をのみ圖つて朝廷を忘れようとするに至り、ひいては社會の思想もいつの間にか一變して人々は國體を辨へざるやうになつた。かくて、これまで攝政は皇后、皇族に限られてゐたが、良房は人臣であつて攝政に任ぜらるの異例を開き、更にその子基經は關白の位に昇つたが、これらの事は支那に前例があるとして、とがめる者も少なかつた程である。

第五十九宇多天皇は基經が薨じた後は、關白を置かせられずして親ら政を執り、菅原道眞を重く用ひて藤原氏の勢力を抑へようとせられたが、醍醐天皇の御代に、道眞が藤原時平のために大宰權帥におとされてからは、藤原氏の專横は益々甚しくなり、一族は高位・高官に昇り、世世攝政關白となり、またその女を皇妃とし、皇妃の生み奉れる皇子を皇位に即け、己は外戚として政を専らにし、道長に至つて、繁榮の極に達し、天下の富を私して畏れ多くも皇室を凌ぎ奉る程であつた。かくして、朝臣は遊樂にふけり、文藝は著しく發展したが次第に柔弱に流れて行つた。

日本佛教の確立、佛教は奈良時代に隆盛であつたが、わが敬神崇祖の思想と全く相容れない點があつたので、早くも神佛を結びつけることがはじまつた。桓武天皇の御代、最澄(傳教大師)は比叡山に延曆寺を開き、勅命を受けて唐に入り、歸つて天台宗を傳へ、空海(弘法大師)も勅命を受けて最澄と共に唐に渡り、眞言宗を傳へ、後高野山に金剛峯寺を創めたが、共に比叡・高野の山々に各々神々を祭つた。これから、この二宗が

朝野の尊信を得て、世人の尊崇を浴けるに伴つて、佛は神の本體にして、わが國の諸神は皆、諸佛のかりに現はれたものと考へられるに至つた。そして、佛教は次第に人心にしみ入り、疾病・天災などにはことごとく祈禱を以てこれを救はうとし、また死後の安樂淨土に往生しやうと念願するやうになつた。

國文學の興隆、舒明天皇の御代に、はじめて遣唐使の派遣があつてから凡そ二百年の間は、大陸の文化が盛に輸入せられたが、唐は國勢が衰へて内亂が多くなり、その文化も最早學ぶべきものがなくなつたので宇多天皇の時菅原道眞の建議によつて、遣唐使は止められ、支那との公の修好が絶へるに至つて、外來文化を模倣する傾向は次第に止まり、國文學が新しく興隆するに至つた。

これまで國語を記するには漢字を用ひたので、不便が多かつたが、世の進むにつれて、簡易な假名文字が漢字から工夫せられるに至り、己が思想を文字に記することが便利となつたので、國文學は著しい進歩を見るに至つた。醍醐天皇の御代に紀貫之、凡河内躬恒らの和歌の大家が一時に輩出し、勅を奉じて古今和歌集も撰ばれた。その後宮中に和歌所が設けられて、勅撰のことは絶えず、歌道は益々進んだ。また、貫之は假名文で土佐日記を著はしたが、この時代の一特色としては女流文學家が多く現はれたことで、紫式部は源氏物語を、清少納言は枕草子を著はし、共に國文の模範として尊ばれた。

美術・工藝の國風化、當時は佛教の信仰から、御堂を建てることが行はれ、建築・彫刻・繪畫など著しい進歩をなし、唐の風を脱して、わが國風の優美な特色を發揮するに至つた。殊に藤原道長は財力にまかせて京都に法成寺を、その子頼通は宇治に平等院を建てたが、共に壯麗なものであつて、平等院の一部、鳳凰堂はその建築と共に、定朝作の本尊阿彌陀佛、宅磨爲成の壁畫が今日に残つてゐる。

風俗の改新、當時、貴族の邸宅は唐風を脱して檜反葺の寝殿造にして庭園と共に善美をつくし、衣服は、男子の束帶・直衣・狩衣、女子の十二單衣・小袿など全く唐風を脱し、後には強裝束が流行して風俗華奢に流れ、また大陸文化の音樂を同化して舞樂・催馬樂など優美な音樂を創め、且つ一般に文弱に流れ游惰に陥り、蹴鞠

雙六・歌合など四季折々の日本趣味豊かな遊びに日を送つてゐた。||新綜合教科書||

第三 教 養

一、指導の着眼點

人は教養によつて始めて人たりうると言ふ事は今更此處で述べるまでもない。しかし茲で教養として取扱はんとするのは品格の社會的方面でありまた道德生活上の社會的教養、社會的正義方面の指導にあたらんとするものである。

近代人の發見は所謂社會であつて而かもその社會は自個と有機的關係のもとに成つた社會である。人の理想も目的も實踐方法手段も、この根本原理を他處にしては成り立たないのである。さればその教養も全く從來自我發見時代とは自ら異にしなければならぬのである。規律、公德、禮節、交際、常識の凡ては、如何にすれば、個人を生かし同時に社會を發展せしむるか。自己の活動は同時に必ず自己と同等の個人、團體があつて相互に影響關係しあつて居る事を先づ自覺すべきことであり、また、自己の活動は、自己独自の力を以て孤立の状態において爲すべきものはなくすべて何事も社會の人々と協同して事にあたるとき時代に立ち至つて居る事を充分に了解せしむべきである。

二、指導の要項

- 1、人格
- 2、社會的教養並に訓練
- 3、規律
- 4、公德
- 5、禮儀
- 6、交際
- 7、常識

三、指導の解説

一、人格

人は、自分の行爲に對して自覺を有してゐる。動物の如く、本能や衝動による行動ではなく意識して行爲する。

自分の行爲は、自分の身的要求も満足せしむるし、また精神的要求も満足せしむる。その行爲は全一的に統一され、責任を負ふてゐる。

自分の行爲は常に理想の規範のもとに行はれ絶えず向上發展を續けてゐる。

之が人の特性であつて、この特性を取へて人格と名付けるのである。されば、幼年者少年者は自覺力も弱く統一力も弱いから人格の低いものであるし精神異状者は人格の無いものと言ふべきである。之等の人々は法律上道德上の責任が非常に軽いか、又は無いものである。

人格者は、地位とか任務とか名譽とかを離れては平等である。平等とは人たる特性を平等にもつと言ふ事であり、人格者と言ふ事に於て平等である。

されば、人格は人間の特性である以上非常に尊嚴なものである。人格が平等である以上甲の人格も乙の人格も平等に尊嚴なものである。故に自己の人格も尊いと共に、他人の人格も尊い。他人の人格が尊ければ之を何處までも尊敬し人格を無視すると言ふ様な事はできない。同様に自己の人格も自ら尊敬しなければならぬ。そこで他人を奴隷扱ひする事が出来ないと同様自己の人格を無視した行爲は如何に些事と雖もできない。

人格は絶對性のものであるから人格だけで尊嚴なるものである。されば人格の高下は財産とか、地位とか、名譽とか、職業、年齢、性別などによつて生ずるものではない。その自覺性、統一性、理想性の高下によるものである。

その人間の三つの特性を向上さすものは教養である。全く教養によるより外あり得ない。青年時代は修養時代である。此時代に修養するとせざるは人格の向上發展上に非常な差を生ずる。大いに自重自愛して、不斷の努力を以て徳性の涵養に努め、高德なる人格者となる様心掛けなくてはならぬ。

人間の寶は、財産にも非ず、地位にも在らず、名譽でもない。人格そのものである。

近時この寶を得ることよりも地位、財産を得んとして努むる者が多くなつて來た。巧利的に傾いて來た事は甚だ憂ふべき事である。青年は決してこの渦中に巻き込まるゝ事なく人格の光を體得する事につとむべきである。磨き上げられた、人格の不滅は事實として反對するものはない。

彼の乃木大將、東郷元師の人格は萬古不滅であつて中外の人類を指導してゆく。尊い哉人格。吾々が人格者として尊敬する人は、必ずしも學識才能、地位財産に對してではなく、親愛同情の念に富み何事にも誠心がこもつて居り親しみの心があると共に常住坐臥言動に統一があり、自覺があり、常に理想に向つて精進されてゐる人である。かゝる人格は一朝一夕にして得らるゝものでない「七十にして矩を越へない」程のものである。それも天からその徳が授かつた譯ではない。不斷の修養の結果によつて始めて得らるゝものである。

人格、修養の根本となるものは言ふまでもなく「まごころ」によつて理想を實現すべきことである。即ち良心の命ずる所に従つて、人格者たらんとして常に自己の行爲に對しては自覺を持ち理想によつて實踐し己を反省して道德的行爲に對して全責任を以て精進してゆく事である。

修養とは、斯うした努力を一分時も休む事なく續けて行く事である。之がまた、人生の存する所であつて人としての價值生活である。

人格修養の方面に迄の方法はその人自身が工夫し發見實踐すべきである。その人に即さない方法は何れの價値はない。勿論自己の修養方案を工夫するに當つては、先哲長上の修徳方法を参考とすべきは言ふまでもない。茲にその一方案を擧ぐれば

1、自己の行爲を自覺する事である。

自己の行爲と社會との關係を知る事である。自己の爲さんとする又は爲したる行爲が如何に深く

社會に影響するかを自覺しその責任を痛感する事である。

2、他人の人格を尊重することである。

他人の人格を尊重する第一義は人格の尊嚴を知つて自己の人格を尊敬し決して自己の人格を欺かざる事である。

社會生活と親圓は決して規則や法律だけで完全を望む事はできない。細部に亘つては結局人格を尊重し合ふ道德生活によらねばならぬ。

3、個性の長所の助長と短所の補成につとむること。

人としての特性は誰れにも共通であるが、その統一性、自覺性、理想性の素質及び構成は人によつて異り所謂個性となつて顯れ、其人の長所短所を生ずる。個性の優秀なる方面は大に活躍せしめて國家社會に貢獻し短所は大に補成して社會國家に悪影響を及ぼさぬ様つとめ圓滿なる人格を陶冶すべきである。

4、大衆と共にその修養につとむること。

人格の修養の根本は良心の命令に従つて行爲し矩を超えない様になるまで修養すべきであるが、又一方に於てはかゝる人格陶冶に精進せる人々と共に協同して外部的な方法によつて修養を積む事が大切である。

常に己の尊敬する人に接してその感化を受ける事も大切であるが、又、青年學校、青年團、修

養道場等の修養團に入り多数の人と共に陶冶を受けて人格を磨く事が大切である。

5、生活即修養の機会を逸しないこと。

修養は生活を離れてはあり得ない。生活を離れた修養はそれは眞の修養ではなくて、飾らんが爲めのものであつて何等の價値はない。勤勞青年は、ともすれば時間の不足を言ひ立てに修養を忘るものがある。人格は勤勞によつて磨く事である。勤勞の磨粉で磨くとき始めて人格の寶玉は本質的な光輝を發するものである。修養の機會は常住坐臥人間の活動そのものである事を忘れてはならない。

二、社會的教養並に訓練

個人と社會との關係に就ては既に述べた處である。社會は個人によつて振興し個人は社會に依つて始めて發展する。

個人が社會的生活を爲す上に於ては、その幸福安寧を進むる爲めには種々の規範に従はなければならぬ。

社會の規範には種々あらう。如何なる未開社會にも必ずあるものは風俗習慣である。之は何時誰が命ずるともなく社會の中に生じた集團精神の現れである。之に背けば、社會の人々から嘲笑、非難、迫害が加へられる。不羈奔放な個人の性情が之によつて陶冶せられることは少くない。

社會が複雑になると風俗慣習だけでは秩序を保つ事が困難になる。一面に於ては時勢の進歩に伴つて更にその内容を合理化すると共に、また社會の全員を服従せしむるだけの強制力も必要とする。この要求に應ずるものが法律である。法律は國家の權力によつて強制される規範であつて、之によつて國民一般に善惡の觀念を明かにし、社會の安寧を維持し國民の人格を成長せしめんとするものである。

しかし法律は國家がたまなく全國民に就て監督し制裁しうるものであるから、その規範や實にその程度は低いものである。されば各人の良心の規範に基き最高の要求を實踐する。これが道徳である。その道徳の實踐が高くなればなる程、その社會格は益々高くなつて来る。その社會格が高ければ高い程その中の全部である個人はまた人格が高くなる。かく互に影響され感化されつゝ成長してゆく。

法律は條文が固定的である。勿論時代の推移に伴つて所謂情狀酌量的な處はあるとしても、法律は進歩はあり得ない。更に消極的な禁止的であつて積極的に進歩を促進するものでない。されば、社會の發展を圖らんとすれば、各個人の社會的教養の振興並に之が實踐に努むる處がなければならぬ。

社會的徳徳の徳目中、自立、協同、責任、自律、名譽尊重、感謝報恩、正義等に就ては既に述べた處である。本課に於ては、その不足せる分に就て學ばんとするものである。

三、規律

1、規律の必要

人類は複雑多端であつて爲すべき事と爲すべからざる事とは非常に多い。爲すべき事に就てはよく之を整理し秩序よく按排し順序よく始末して行く事は無益の勞を省き能率をあぐる所以である。規律ある生活は個人の生活上極めて重要なものである。

個人の生活に於て必要あるばかりでなく社會生活に於て極めて必要である。社會の安寧秩序が確保され幸福なる生活が行はれてゆく事は秩序が立ち定められた規律が充分に守られて行く結果である。社會人が自由に愉快に生活して行く事の出来るのは、道德上各種の徳目の實踐による事勿論であるが、吾々凡てのものが互に規律を守る事によつて住よき社會を現出してゐるからである。

2、共同事業と規律

事物の整頓、仕事の規律、生活を規律あらしむるなど個人の生活發展の上に時、力、物を善用する方法である。

今日の生活は實は個人生活と言つても實は社會生活と何等かの關聯を持つて居ない生活はない。見方によれば全部が社會生活だと言つてもよい程である。そうした生活の上にてできるだけ時間と權力と、物の無駄を省き能率を増進せしむる事が社會をして發展せしむる所以である。

今日の社會は實に能率の上らぬ規律正しからざる生活者は到底社會に入れられない時代である。全く時代の敗慘者たらざるを得ない。

現代は全く共同事業の時代である。個人で大事業を爲すと言ふ事は全く不可能である。すべて事業は能率増進を目標に同業によつて行はれてゆく。その分業關係は極めて複雑勿してゆくのである。今日の如き組織的な事業の遂行を圖る事は、各自が規律を守る事が大切である。各人の分擔したる仕事を尤も規律正しく實行する處がなければならぬ。小さい餘一つ作り方の悪い爲にその器械全體の能力を發揮し得ない様な例は尠くない。その仕事の一部を分擔する者が放縱な仕事をするとか、一定の時間内に一定の數を仕上げ得ないとか、約束の時間に參會しないと、凡て社會生活に於て不規律な生活者があれば、社會事業は圓滿に行はれない。その仕事複雑であればある程規律の必要が生じて來る。現代の社會事業と規律とは離るゝ事の出来ないものである。

3、規則生活

個人の生活を規律あらしむるその規範は良心である。社會の生活を規律あらしむるその規範は良心による道德と法文による法律とである。法文とまでなつて居ない規則、規約、申合せ、などがある、更に風俗慣習がある。

道德が非常に發展すれば法律規則も必要なくなる。しかし之は中々理想的の事であつて一般的

には望まれない事である。其處でお互に申合せをしたり、規約を設けたり、規則を立てたりして規律正しく實踐するのである。

人の生活は共存共榮の社會的生活である。人はかゝる有機的生活者なるが故に始めて幸福なる生活を送つてゐるものである。人には個人的にもまた社會的にも決して不羈放縱の生活は免られない。各個人には個人としてまた社會として意志の限界が定められてある。この限界を越ゆる事は社會共存生活の破壊でありその限界内に於て始めて社會生活の圓滿にはかられて行く。

社會生活の秩序は廣い意味に於て社會生活の規則である。之を成文としてまとめたものが所謂法律である。

茲に於て人は常に社會生活の圓滿を期すべく社會の秩序に従はなくてはならない。規律に従ふことは社會の一員としての義務である。人にはとかく利己的な自然放縱性がある。故に社會生活の上から此の放縱の生活を社會生活上あらねばならぬ本性によつて統一する様教養することが大切である。

凡そ社會生活に於ける規則は、自己の便不便によつて守ると守らざるとに關係するものではない。自己の便不便に拘らず守らざるべからざるものは之を飽くまで守る處がなければならぬ。規則は人の最小限度を規定したるものである。之さへ守り得ざるものは到底之以上を守り得ないのであつて、人としての道徳は勿論行ひ得ない。かゝる人は社會生活を爲す事のできない人であ

つて人と言ふ事さへできないものである。

現代に於ける社會的發展時代に生れたる吾々は社會生活の本質を充分に理會し規則を遵守し社會的發展に努力せなければならぬ。

4、規律と教養

規律ある生活は、不斷の努力によつて之を習慣づけねばならぬ。習慣となれば何等の苦痛もなく規律が守られて明るい生活が行はれる。而して、もし規律を破るときは、何となく心苦しく自己を責める事となる。斯うなつて來れば生活力として非常に力強いものになつて來る。

この習慣は青年の時でなければ出來ない。若い時代の意氣と努力で築き上げなければならぬ。ともすれば弛み勝ちな氣持をひきしめて、規律正しき生活に力めなければならぬ。

四、公徳

1、日本人の公徳心の缺乏

由來日本人は社會生活訓練に乏しい。家族、主従、師弟、親族、友人や近隣などの交りは非常に親しい。しかし見ず知らずの他人に對しては甚だ無愛想であり不親切である。

汽車や電車の中で見ず知らずの人に會つては、何時間同乗してゐても言葉を交はすことをしない。何か困つて居る事があつても少しも同情をしない。中には人に迷惑をかけても平氣でゐると言ふ不作法者もゐる。

一面識もないものは、滅多に話しかけたりしてゐては、どんな行掛りが生ずるかも知れない。他人を見ては盗人と思つて居れば間違ひがないと言つて警戒する位である。そして一方では旅の恥はかき捨てなどと言ふ位で社会一般公衆道徳は誠に至つて幼稚である。之は日本の家族制度があまり持つてゐると言ふ位で社会一般公衆道徳は誠に至つて幼稚である。之は日本の家族制度があまりにも完全に行つてゐた関係もあり、また、交通機關の發達も不充分であり、又工場的工業も發達せず、全國的な産業の興隆も見ず、所謂社会的活動が無かつたからである。

されば、社会的生活に必要な道徳觀念も教養されず、之が實踐の訓練も受けずに過して來たのである。公園の樹木を折り取る事は別に不道徳とは思はない。圖書館の本を借りて之を丁寧に取扱はない。公共の建物や器具を汚したりこわしたり大て知らぬ顔をしてゐる。汽車汽船の乗場で先を争ふ。大勢集合の處で大聲を發するなど舉げて見るとその數は多い。

2、公衆と自己

我々は社会生活を営んでゐる。唯家族、子弟、親族、友人や、仲間や近所のものだけがお互に生活してゐる譯ではない。今日の生活は活動範圍が極めて廣くなつて居る。知ると知らざるとの問題でない。もつと社会意識を擴大成長せしめて、凡べての人々が、一心同體となり社会全體の安寧幸福を計るべきである。汽車に乗つて一人で何人前も座席を占領して他に公衆が困つて居る事を考へなかつたり干天時に際して水道の放水栓をぬき放して料金の範圍内で済ませば足りるなど

と考へ、全體に於ては少量不足して大衆が困つて居ると言ふことを考へぬものは公衆と自身との關係を少しも反省しない非公徳者である。

3、社会觀念

度々述べて來た通り個人と社会との關係は密接不離のものである。個人がなければ社会はなく社会がなければ個人もない。

之を生産問題に就て見れば、今日個人の受けてゐる大小の福利は一として社会の賜でないものはない。

むしろ人は社会の中に生れて社会の中で死ぬのであるから社会がなければ個人の生存さへあり得ない。されば個人は社会の他の個人とすべて共存共榮のものである。自分が生きるためには他をも生かさなければならぬ。他人をおとし入れて自分のみ生きる事はできない。お互に迷惑をかけず、進んで他人に譲歩し他を生かす事によつて自らは報ひられて生きてくる。

社会の凡ての物は自分のものとしては一つもない公共物は勿論のこと、自分が所有したり権利を有したりしてゐても、それは臨時に依托されたものである。されば凡て町寧に取扱ひ、その物の價值を充分に發揮せしむべきである。自分が所有してゐるからとて百圓紙幣を焼き捨ててもよいと考へることは、一方色々の觀念の不足から來る事ではあるが之また社会觀たる公德心の乏しい結果である。水道の放水栓をぬき捨てるも同様である。

他に傳染せしめようとの動機はなかつたとしても傳染病の汚物を川で洗濯する事は結局公德心のなき結果である。

自己の行動が如何に他人に社會に影響するかを何の考慮もなしに行爲してゐては、その社會は破滅するより外ない。常に自己と同じく尊き他人のある事を知つて、自己の欲する通り他人も亦欲してゐる事を念頭から離してはならぬ。

4、社會道德の教養

我が國人が公德心に乏しいと云はれるのは、社會の眞義に理解なく、正義の觀念と協同の精神とに缺けてゐたからである。人々相助け相救ふべきを却つて互に相妨げ相侵すが如き反社會的行動を採る結果である。併し世界強國に入つた今日決して何時までもそのまゝ置く事はできない。

國家は畢竟現在の尤も發達したる社會である。國民としてよく忠孝を實踐し國家家庭に奉公すべきは勿論更に社會の一員としてもよく公德公益を思ひ之を實行すべきである。

國民道德と社會道德とは互に相表裏して發達すべきものである。もしその一方に缺くる所あれば他の一方とても完全であることはできない。吾等は國家へ奉公と社會へ奉仕とを實踐しなければならぬ。

五、禮儀

1、禮儀の意義

人と人が協同して生活して行く場合には、自己の思想を言語に舉動に表現せなければならぬ。その表現の形式が適當でなかつたなれば、よし、對者に通じたとしても、對者をして、不快の感をなさしめては、折角の表現も、實は不徹底に終ることとなる。

そこで出来るだけ、對者の感情を害しない様に表現する。それが多數の人によつて承認されて一つの習慣となつて來る。それによつてできた型が禮儀と言はれるものである。

2、禮儀の必要

今述べた如く禮儀は、社會生活を爲す上に於て順次構成されて來たものである。而して、その人の意志を充分に表明するものである。

故に自己の意志が徹底しないと言ふ事が重要な意味を持つてゐるが、また禮儀が充分に守れないならば、社會の秩序を維持する上に重要なものである。

3、禮儀と品位

禮儀は、その人の理想の表現である。人格の表現であるが故に、その人の價値の全體を表現したものである。

故にその人の禮儀を見れば、その人の人格價値が認められるし、その國の人々の禮儀を見れば、その國の人々の人格價値が認められる。故に禮儀はその人に取つては、自己の品位を維持する上に必要であり、國家にとつては、その國家の體面を全うせんがためである。

かく禮儀は、その人の價值を表現するものなるが故に、反對に禮儀のない人があるなればその人は、人としての價值はなくて、鳥獸と擇ぶ所がない。よし、精神内容があるとしても禮儀を守らないならば、その人は、いまだ人として完全であるとは言へない。又反對に如何に外形が整つてゐる禮儀をしたとしても、その根柢に何等の人格が備つてゐなければ、禮儀として、取扱ふ譯にはいかない。それは、あだかも偶像の禮儀に等しい。

4、禮儀の基調

禮儀は、前にも述べた如く、その人の人格の表はれであるが故に、自己の人格の尊嚴を意識し、他人の人格の尊嚴を意識したるものである。而して、他人の感情を害することなく自己の意志を正しくたしかに圓滑に疏通さそうとの努力である。

内、人格の表現であると言つても、それはあまりに範圍が廣いが、禮儀は恭敬の心が外に表れたものと言つてよからう。

この恭敬の心が外に表現され、その心持ちをできるだけ形式として整へたものであるから、恭敬の精神と禮儀とは離すことのできないものである。

故に、幾ら禮儀として其處に完全に表現されたとしても、それは器械的のものか、習慣的のものか、私利私慾、自己のためにせんとするものかであつて、禮儀の本質としては何等の價值の無いものである。

故に禮儀は、一面に於ては、外形式を整えるにしても、そのみに努力して修飾虚禮になつてはならない。むしろ内恭敬の心を培養し、それが自然に表現される様しなければならぬ。

けれ共、之が實際については、此の様なことも或程度までは認めねばならぬ。それは、形式を通して内容が啓培されることである。禮儀を整える事によつて恭敬の心が啓培される事である。しかし、本質としては前者でなければならぬ。

|| 故に社會生活を爲さしめるためには、たとへ、生徒の内面に完全なる恭敬心ができてゐないとしても社會生活として、その程度の生徒が必要だけは禮儀として訓練指導することが必要である ||

恭敬の心が外に表れて禮儀となるものであるが故に、恭敬の心持ちは、男女老若階級等に應じて差別的に關係づけられるものである。故にその恭敬の心持ちは表現されたのが禮儀であるから禮儀は、社會の人々に一定の秩序を立て、社會の維持發展を完全ならしめるものである。

5、禮儀の輕重

禮儀はいろいろの任務を持つてゐるが前に述べた如く對者の身分地位親疎等に應じてその實現が異なるものである。之によつて社會の秩序を維持發展せしめるものである。

故に、いよく實現せんとするときには、先づ以て對者を知ると言ふ事である。自分を中心として自分よりも地位や身分が以下であるか、同等であるか、以上であるかを意識しなければなら

ぬ。而してそれに應じたる禮儀を用ひなければならぬ。

自己以下のものに對して、自己以上の人に使用する禮儀をつくしたとしても、それは、特に禮儀が厚き所ではない。むしろ、對者を挑弄したるものとなる。反對のものは猶更よろしくない。何れにしても禮にかなはぬものである。よく注意してその輕重を誤らぬ様しなければならぬ。

また中には、豪放とか、英傑とかを氣取つて禮儀を無視した行動をとるを以て、自己優越感を持つてゐる者がある。之は誤れるの甚しきもので、「實る程頭の下る稻穂かな」と言はれてゐる位偉大なれば、それだけ、その人の人格が進んでゐる筈だから、禮儀に厚き譯である。そうなくてはならない。

6、各種の禮儀について

我國は、東洋の君子國と言はれる位で禮儀についても餘程徹底してゐる。近時は、この方面が段々と輕視されて來た様である。何々流と言つた様な作法に慣らされてゐた當時の日本の禮儀は歐洲人にも随分立派に見えた相である。全部が宮中に育つた人の様だと言つて驚嘆した相である。

イ、敬 老

親、祖先、師、上長者先覺者を敬さねばならぬ。充分の禮儀を以て接しなければならぬ。

ロ、婚 禮

これも我國の儀式として、貴いものである。生活改善上全部を認めるか否かは別として大部

分はそのまゝ置きたいものである。

之に參列する場合は、不吉なる言行の表現のない様、他人の感情を害する様な事も慎しまねばならぬ。

ハ、葬 儀

宗派その他によつて、その形式が異つてゐる、しかし、何れにしても、我國の葬儀は相當鄭重で禮をつくしたものである。

參列するものは、服裝に注意し言行を慎み充分哀悼の意を表さなければならぬ。けばくしき行動をとつたり、談笑したりして他人の感情を害してはならぬ。

ニ、祭 祀

之も、我國の禮儀として貴いものである。何處までも肅敬の心を以て繼續したいものである。勿論何れにしても時代の進運に伴ひ、一部の改善向上はあるべき筈である。

ホ、集 會

○時間を嚴守する事である。我國人は家庭生活に慣れて、社會生活の必要が尠かつたために、社會生活の訓練ができてゐない。故に何れの集會に於ても、その集會時刻が嚴守されてゐない。自己が甚迷惑を受ける事があり、又、他人に迷惑を及ぼす事もある。お互に時間勵行に努力しなければならぬ。

○耳語する事も他人の感情を害すること甚し。

○高聲で談笑し他人の談話の妨害をしてはならぬ。

○汽車、汽船、電車等の乗降については他人に迷惑をかけぬ様相當謙讓の徳を守らねばならぬへ、言葉づかひ

六、交 際

1、五倫中の朋友の交際

君臣の誼、父子の情、兄弟の情、夫婦の情以外に於て、之に續いて、むしろ或事項によれば、それ以上にある親しみを持つものは朋友である。之等を五倫の道と稱して東洋に於て特に尊ばれたる人倫道徳である。

殊に幼少の頃に於ては、ある意味に於て、尤も親しいものである。竹馬の友と言つて終日嬉々として遊び戯れ、生活を共にするものである。兄弟の無きものは、特に兄弟に代つての大切な愛護者であり指導者である。

朋友は喜憂を共にする。それによつて喜は二倍され、憂は半減される。事毎に奨励扶助する結果、人生を幸福に過す事ができるものである。かく、朋友が友情を以て相助け相勵まし世に立つとき社會には不安者なくなり、危険思想を抱くものもなくなつて来る。而して社會は極めて健全なるものとなる。

2、交際の道

朋友と交る上に尤も大切なものは、お互に相信すると言ふ事である。若し相信すると言ふ事がなければ、到底一日も朋友たり得ない。年齢も境遇も、同一か又は近似してゐるからよくその領會ができる。意志の疏通が圖れる。同情し合ひ共鳴し合ふ事ができる。そこに信が生れる。信とは、心に誠があつて、實行に何等の偽なきものである。自我そのまゝの姿である。内心と表現とは何等の表裏のなき態度である。朋友間には、この態度が濃厚でなければならぬ。而して、友に對しての言行には、それが、正しきものであるや否をよく考察しなければならぬ。この事は、朋友以外に於ても同様であるけれ共、朋友とは、特にすべての言行に接する機會が多いのと、親しい結果、ついでに輕卒に言行の表現を爲す場合が多いから特に誠めたものである。故に實行については、最初に熟考して、事の正しきや否をたゞしその上にて約束しなければならぬ。後に正しからざるを知りて、實行しないならば、信用を失ふ事となり、その交は絶たれる事となる。朋友の道として信と義は離す事のできない尤も大切な道である。

次は同情心を持つ事である。茲で言ふ同情心とは喜憂を分つ事である。喜憂を分つと言ふ事は一面から言へば利害を超越する事である。自他未分の境地に入る事である。單に利己的に流れる時は、友達の成功を怨むこととなり、何とかして之を陥し入れんとする事となる。又友達が悲境に陥れば、それが自己に對する利便であるが故に、之を喜ぶ事となる。之では、到底朋友たり得な

い。朋友たるものは飽くまで利己心をすて、利害を超越しなければならぬ。又、一旦交りを深くしてゐるものが、一時の利害關係を基としてその交りを絶つが如きは、尤もその人の人格の誠を示すものであつて、かゝる人はいつが來ても親友の出來ない人である。飽くまで、友の喜を自分の喜として共に喜び、友の憂を自分の憂として共に悲しみ以て、友をして益々意氣を取り立て、成功せしめねばならぬ。

3 友の選擇

「麻の中の蓬は矯めざるに自ら直し」十訓抄と。又「水は方圓の器に従ひ、人は善惡の友による」實語教と、言はれてゐる如く、人は境遇を創るものであると共に、また、境遇の影響を著しく享けるものである。

「朱に交れば赤くなる」と、言ふ如く、善人に交れば、いつとはなしに善人となり、悪人と交ればいつの間にか悪人となる。

前にも述べたる如く、朋友の感化は實に偉大なるものを持つが故に、人と交る最初に於て充分その選擇を誤らぬ様にしておかねばならぬ。

しかして、一旦友として交りを結んだ以上は、單なる自己の利益關係によつて、中途に於て變更する事は甚よろしくない事であるし、又交りを是非絶たなければならぬ場合に於ても、之が實現は餘程困難なれば、できるだけ最初に於て十二分の留意をしなければならぬのである。

4、大衆と交際

今後の交際生活は既に述べて來た如く、個人對個人的交際の場合は次第に尠くなり、個人對多數的交際或は團體と團體との交際の場合が次第に増加して來る。之は時代の趨勢上當然の事である。

日本人は既に述べた如く個人對個人の訓練は相當受けて居るが、個人的多數、團體と團體との交際訓練は受けることが極めて尠い。

個人と個人との間の言語や舉動が相當訓練されてゐる者でも、多數の人々の前では一言の挨拶を述ぶることさへ憶劫なものがある。

時には見も知らぬ人々の集りの中へ行つて、一時的とは言へ、一人前の交際をしなければならぬ。

今後の青年は、從來の個人對個人の交際だけでは社會生活はできない。平素多數と共に交際しその間に於ける必要なる作法の修練、親善の方法、切磋琢磨の道等、共修共習、共働共遊、共食共寝、共苦共樂をなしその間に大衆的交際の道を修養しなければならぬ。之が教養は青年學校、青年團、農民道場、修養道場等を尤も適當してゐる。

青年たるものは青年學校或は道場等を單なる知識收得の場所として、その教養を受くるのみならず之を大衆交際の場所としての教養を受くる事に努力しなければならぬ。

七、常識

常識は専門的知識ではなく日常生活に必要な知能を教養し、世態人情機微に通じ、日常普通の事物を適當に解決処理する能力であつて、大衆生活者處世の羅針盤と言ふべきである。されば常識に富むものは社交に長じ常識をかぐものは時に人の感情を害し他人の嘲笑を招き自己の品位を損する事が尠くない。

大衆勤勞青年は、専門的な學問が必要と言ふのではない。

時勢の進歩に伴つて學問の範圍は年々歳々範圍も擴張されその程度も深まりゆく。その學科目の數に於ても非常に増して來てゐるし、その内容も非常に分化されて非常に細部に亘つて深きものとなつてゐる。殊に今後の開拓に待つべきものも多い。全く無限のものであらう。夫等を一人して凡てを研究しようとしてもそれは神ならぬ身の到底出來ない。そこで大衆青年たるものは、自分の終生の業務とする職業に必要な學問を修めるべき事は勿論であるが、更にいかなる業務につく者にも、國民として、又一個の人間として考へても一般生活に必要な常識の教養を爲すべきである。勤勞青年は學者ではなく國民としてまた社會民として常識に富んだ修養を積んだものでなければならぬ。之を等閑に附するときは、時勢の進歩と必要に應ずる事が出來なく折角の知識も價値を失ふ事となる。學問のあるもの必ずしも常識を持つて居るものでもなく、學問のなきもの必ずしも常識がないとは限らぬ。要は常識は特別に修養體驗しなければならぬものである。

從來學校の卒業生は常識に缺けてゐると言つて批評せられる。それも無理のない事で、學期試験の爲めに勉強してゐると言ふが如き學修態度であつたからである。されば青年學校に於ける各學科はすべて常識教養のための常識的教育を受けるものであるから、大切なものであるから、自分の好嫌によつて彼是しないで平均に研究しなければならぬ。在學中はともかく卒業に於ても、常識は他より教へらるゝよりも自ら修養する事が尤も價値を生むものである。勤勞青年は實社會に生活して體驗を得、讀書、受講、其他によつて、時代の進運に應じて補充修養してゆく事を忘れてはならぬ。

今後社會生活を爲すに當つては、他人の言行、事物の觀察世間の動き、新聞雜誌の記事、日常の科學上生活上の修養につとめ、世間の出來事の大局をつかみ、誰れでも心得て居なければならぬ程度のもは取逃がさぬ様心得て居なければならぬ。然らざれば一般と交際する事も出來なければ、又共同して事業を爲す事もできない。世間の落武者とならざるを得ない。

常識の基礎は既に小學校に於て養はれたものであるが、それは誠に幼稚なものである。之を青年學校に於て補ふのであるから時間としては誠に尠いのであるから猶更時間を惜しみ修養しなければならぬ。

四、指導の注意

1、今後の教養は社會的教養であると言つてもよい。自己の言行が如何に社會的價値を持つか

と言ふ事が根本問題である事に徹底せしむべきである。しかしその社會とは個人と有機的關係を離れた社會に非ざる事をよく徹底せしめて置かねばならぬ。

2、公德は日本人の尤も缺くる處である。外國人のそれと比較しよく地方の實際につき、地方的に實例を以て示すべきである。

3、禮儀中外國人に對する場合は今後次第に多くなる。所謂大國民としての禮儀を失せざる様教養して置かねばならぬ。

4、實際に就ても大勢と共に何等のこだわりもなく交際しうる様訓練して置かねばならない。

5、常識中科學的常識は比較的日本人の缺くる處である。地方の實際を材料として科學的常識の必要を具體的に指導すべきである。他の科學的教科就中理科と充分連絡を採るべきである。

五、指導の參考

公德と社會

一、我々は道を歩いて色々氣持の悪い事に出會ふ。壁擧その他に樂書がしてある。道の左側を通らない爲に道が混雑する。公園や街路に植えてある樹の皮を剥いたり、枝を折つたりしてある。道路に面した家の前に車を置いて交通を妨げる。道路の上に無暗と痰唾を吐く、紙屑を捨てる。自動車・自轉車の類を走らすのに速力を出しすぎる。酒に酔つて不法な事をしたり、大きい聲で歌つたりする。山野河海の景色のよい所へ大きい廣告看板を立てる。人に噛みつくおそれのある犬をつれて歩く。その他色々いふ事がある。理由は一様でないが、皆それ／＼人に迷惑をかけ、人の氣持を害する事がおびたしい。

道路上のみならず、汽車汽船の中、集會の席上でも色々人に迷惑を及ぼすものが少くない。

二、由來日本人は社會・公衆の觀念が乏しい。家族・主従・師弟・親族・友人や近隣の間では非常に親睦であるが、見ず知らずの他人に對しては甚だ冷淡であり、不法である。迷惑をかけても意としない。而して知らない人は何をするか知れないから敵視して用心するといふ調子である。「人を見たら泥棒と思へ。」といふ式で知らぬ他人とは、にらみあつて用心堅固に構へてゐる。「旅の恥はかきずて。」といふ悪い諺さへあつて、公衆一般に關する道徳の訓練がまことに不足である。知人・親戚の庭に下りて樹枝を妄りに折る者はないが、個人の所有でない公園や街路の樹は大切にしない。個人に本を借りたら大切に折る者が、圖書館の本を借りたら丁寧に取扱はない。自分の家や道具は大切に折るが、公共の建物や器具は大切にしない。學校の教室の中や廊下を汚しても、恥と考へない自分はそれで辛抱するとしても、後に此等を使ふ人の迷惑は如何ばかりであらう。この點に再思三考してほしいものである。

三、今更説くまでもなく、我々は社會生活を營んでゐる。唯、家族・主従・師弟・親族・友人や近隣の者だけと生活してゐるのでなく、もつと廣く多くの未知の人々と共に社會生活を營んでゐるのである。社會は我々の知りあつてゐる範圍だけでない。もつと廣いものである。故に社會の中に住んでゐる者が皆心を一つにして社會全體の安寧・幸福を計らうとすれば、知るも知らぬも遠慮しあつて、お互の迷惑にならぬやうに、相互の便益を計るやうに努力しなければならぬことは、喋々するを要しない。更に進んではお互に深切にして、よい感じを相互に與へるやうにしたい。

四、汽車や電車には一定の賃金を拂つて乗る。一定の賃金を拂つてあるからと言つて、他の迷惑をも省みないのは思まはしい所行である。客が少ければ荷物を座席にのせてもよい、無賃の子供を座席に腰かけさせてもよい。客がこむ時は荷物は膝の上か網棚の上かに置くべく、無賃の子供は膝の上に乗せるべきである。然るに

往々立つてゐる客のあるに拘らず、二人前の座席を一人で占めて荷物を座右に置いたり、甚だしきは座席に寝る人もある。此等は論外であるが、たとひ一人分の座席だけに腰をかけるのでも、乗客がこんで立つてゐる人がある時に、自分が荷物を持たないか、又は荷物が軽いならば、荷物の多い人や老人・女子・子供に席を譲るべきである。賃金を拂つてあるからと言つて、権利を濫用するのは公益に背いた所業である。もう一つ上水道の放水栓について考へて見よう。一定の料金を拂つてゐるのだから、幾ら使はうと我が権利を正當に行使してゐるのだと解されやすいが、それも誤である。必要な事に使ふのは差支のない事であるが、必要以上に濫用したり、入用なだけ使つたあとで栓をよくねぢないで水の出るに任せたりする結果はどうなるか。上水道の貯水は無限ではない。人口一人當り何石といふ計算で水源地から水を取つて浄水してゐるのであるから、一部の人が濫用すれば他の多數の人が迷惑するのは明かな事である。

歐米人は一般に公德心が發達してゐる。例へば大勢集る講演會などでは聴衆がごく靜かにしてゐるので、話す方がさして大聲を出さなくてもよいし、聴く方も樂に聴くことが出来る。道路通行の公德の如きは殊によく守られてゐる。道に紙屑を捨てたり、痰唾を吐いたりする者はなく、右側又は左側通行が十分確實に守られ、十字路では決して入亂れて通行することがなく、巡查の合圖によつて規律正しく通行する。公園の柵を越えて芝生に入つたり、樹の枝を折つたりすることは決して無いといふ。|| 昭和女子修身訓 ||

禮儀作法

一、日本人に著しい悪い癖が一つある。親しい間では非常に禮儀作法が正しい。時にはあまりにわざとらしい虚飾・虚榮に近い事さへある。然るに知らない同士だと禮儀も作法も忘れてしまつたやうに我がまゝ作法な事をする。例へば電車の中で、荷物も何も持たぬ強壯な男子が腰掛けてゐる時、子供を抱いたり、大きい荷物を持つてゐる人がよるめきながら立つてゐても、席を譲らうとしないで知らぬ顔をしてゐる者がある。そこへ知合の人が乗つて來ると笑顔を以て迎へ、急いで席を譲つたり、或は半座を分けたりすることがある。た

とひ知らない間柄でも同じ日本人であり、同じ人類である。さうにらみあつて居なくてもよい。又知合の中だと言つてさう低頭平身すべきものでもなからう。我々は知合の間に禮儀作法が正しいのを非難するのではない。「親しき中にも禮儀あり」といふ諺が教へる如く、親しい中は馴れて禮儀を失ひやすいから、禮を重んじなければならぬが、知らない間柄でも、もつと禮儀を守り、作法を重んじて欲しいと思ふのである。固より懇意な間と未知な間とは禮儀作法にも差別のあることは言ふまでもない。しかし知らぬ間はまるで仇敵のやうにするのは、日本人の悪い癖である。

二、さて禮儀作法といふと窮屈な形式ばつたものと考へられやすい。今日、茶の湯が形式に墮して繁雜な拘束に馴れることを、茶の湯の稽古のやうに考へられてゐるが、元來茶の湯はあんな規則づくめのものではなく、質朴・簡素ながらに風流を樂しむのが本來の精神であつたのである。だから大廣間で高價な器具を使つてゐるのではなく、四疊半の小室で有り合せの粗末な道具を使つたものであつたらしい。今では、ゆがんだやうな茶碗も有名な茶人が使つたものと言へば、一箇が數千圓もするやうになり、かゝる高價な品を多く使つて、始から終まで、一舉一動規則に従はねばならぬもののやうになつてしまつた。禮儀作法もさうである。人と人の交りを圓滿ならしめるのが禮儀作法であるから、禮儀や作法の中にさう窮屈な繁雜なものはない筈である。禮とは人々の行動を程よくして、中庸を外れざらしめ、相手にも自己にも迷惑を與へたり、厭な感じを起さしめないやうにするのが、その根本の精神である。作法はその細目である。學んでもすぐ忘れるやうな複雑な規則が禮儀作法の本意ではない。従つて見知らぬ人の間にも禮儀作法はあるべきである。

孔子がかつて次の如く戒められた。人に對して恭しいのは善行であるが、恭しいだけで禮儀に叶はなければ、徒らに自ら疲勞するのみである。事々に大事をとつて慎むことは善行であるが、禮儀に叶はなければ、かうしてよいか、あゝして悪いかと、常に恐れおちるであらう。勇氣があつても禮儀に叶はなければ亂暴をする。正直であつても禮儀に叶はなければ繩でしるやうに窮屈になる。禮は事々を程よくするものであ

から、和順なものであつて決して、束縛的なものではない。

三、人はお互に言語、服装、食事、坐り方、立ち方、物品の受渡し、戸障子の開閉、電車・汽車の中、道路の上、或は人を訪問する時、訪問された時、物品を贈與する時、贈與された時、手紙を出す時、その返事を出す時、人を第三者に紹介する時など、それぞれに應じて禮儀に外れぬやう用意周到に事を行ふべきである。かく一々列擧すると繁瑣で困るやうであるが、禮儀作法の要は人々の間を和げるものであるから、よく考へ、よく落着いて常識を働かして行へば大抵は失敗はない。ところが作法は相手に應じ、我が自分に應じ、時によつて方法を變ずべきことは勿論である。古來作法として教へられるのは平常の場合、主として目上の來客に對する作法である。しかし作法はこれに止まるべきでない。例へば小刀・庖丁の類を人に渡すことは、作法でかくくせよと教へるが、手工用の鋭利な切出し小刀を持つて學校の廊下を歩く時にはどうすべきものかといふやうな事は教へない。座敷の障子や襖のあけ方、畳の上の歩き方は教へるが、學校で遅刻した時、授業中の教室へ入りしなに、入口をどうあけるか、授業中の教室の側の廊下をどう歩くかといふ作法などは教へない。人事は複雑である。一通り作法を學んだまゝに止まり、それ以外に應用・變化することを知らなければ、殆ど作法を學んでも役に立たぬ。されば平素から努めて禮儀作法を守り、これをよく實行すべきである。わざわざ自ら考へて行はなくても、無自覺に行つたことが、おのづから禮儀作法に叶ふやうになるまで、絶えず努力して行はなければならぬ。殊に作法に馴れた人のする事、言ふ事をよく見做ふのは作法に上達する近道である。

昔の話である。或家に年老いて病床に臥してゐる父とその娘とだけで貧しい暮しを立てゝゐるのがあつた。或夕方娘は父の爲に粥を煮てゐた。病人の口にあふぐらゐに柔くよく煮えたかどうかをためすのに、二三粒口へ入れたらすぐ分るのであるが、父に上げるものをたとひ試すにしても、先に口へ入れてはすまないと思つて、箸で二三粒取上げて鍋の蓋の裏にのせて、しとやかに箸で押しつぶして見た。その頃全國を通じて大飢饉で、盜賊が横行した時であつた。丁度一人の盜賊が此の家へ押込まうとして外から家の中を伺つて

ゐたのであるが、娘の行儀のよいに感じ、又自分の無慚な行に恥ぢて、ひそかに立去つた。

|| 昭和女子修身訓 ||

第四 趣味

一、指導の着眼點

人間の生活は知情意の全一的な生活である。また別言すれば、科學、道德、藝術、宗教、政治、經濟、體育などの全一的な生活である。この全一生活の緩急車とも言ふべきものは趣味生活である。

この趣味生活によつて人生に潤ひができ、活氣を増し、不平不満を消却し、生活一般を楽しむ事ができる。生活に潤ひが生じ圓滿に幸福に發展するときその人格は益々向上してゆく。

趣味の種類は頗る多く同じ種類にしても或は人格を高尙にする趣味もあれば、遂には人生を破滅に導くが如き低級なる趣味もある。

よく之等の種類が自己に直接の關係あるのみならず、一家に一國に社會の凡てに影響する事を考へ、その選擇を誤つてはならぬ事を指導すべきである。

二、指導の要項

1、青年の趣味とその教養

2、生活と趣味

- 3、趣味の高低
- 4、趣味の種類
- 5、讀書の趣味
- 6、趣味と修養
- 7、趣味の選擇上の注意

三、指導の解説

一、青年の趣味とその教養

青年の頃となるとだん／＼その趣味的色彩が濃厚となつて来る。趣味に段々個性色が表れて来る。

文學に於ては、漸次感傷的なものを好愛して朗讀する。詩文に於ても叙事的なものよりも實感的なものに趣味を持つ様になる。音樂に於ては悲痛的なものに感情動き、圖畫に於ては印象的のものに趣味をもち、劇、活動映畫などに非常な興味を持つ。

青年の趣味は、多姿多態であるけれども、凡て情化されたもので藝術的色彩が濃厚となり、漸次滋味の帯びたるものに變つて来る。若しも教養を誤ると次第に低級なものに墮落する傾向を持つてゐる事に留意しなければならぬものである。之に反して教養その宜しきを得るならば、情緒的なものから情操的なものに伸展して行つて高尚なものに移りゆく事ができる。實に青年時代は、所謂天下分け目の時代であるから、青年たるものは特にその教養に努力しなければならぬ。都市は、一方に於て趣味上の弊を見るも、概して農村に比して趣味が高級である。教養の向上

は勿論であるが、また一方都市に生活する環境上自然に趣味を向上せしむるからである。農村は教養の上にも不充分でありまた環境に自然の美より来る趣味に誘導せらるゝものであるが、人工美的趣味は都會に比して劣るものなることは言ふまでもない。

青年は教養によつて趣味を高尙にもし、また放任するときに墮落にも陥るものである。青年たるものは心して自己の趣味の向上に努力しなければならぬ。

二、生活と趣味

美音をきき、美景を観る時、起る愉快な感じを鑑賞し、偉人の傳記を讀み、その人的神祕に敬仰し登山して自然的壯嚴の神祕を感じる。之れみな美感である。斯る美感を繼續して享樂する事が趣味生活である。

しかし、趣味や風流的な生活は職務ではない。之を功利的に考へるならば、必ずしも、この生活を取り入れる必要はない。むしろ考方によればこの趣味生活、風流生活は有閑生活者の爲す暇潰し仕事であるとも見られる。亡國的仕事として排斥する向もないではない。しかし、これは眞の生活的の考方に徴したものでない。

商人が商業の爲に奔走するのも、學者が研究に没頭するのも皆その義務に忠實な道であり、勿論よい事であつて、之を他處にする事は出来ない。しかし、これだけでは、あまりに人間の生活が巧利的であり、經濟的である。漱石の草枕に「智に働けば角が立つ。情に棹させば流される意

地を通せば窮屈だ。」と書かれた如く智的生活に墮するときそれは眞の生活とは言ひ得ない。また意的生活に墮してもまた眞の生活ではない事は前者と同様である。勿論情的生活に墮しても同様である。一方面のみに傾いた生活は眞の生活ではない。

合理的生活は、理論的には誠に正しい生活ではあるが、實際には餘裕のない生活となり、その生活者はどこなく品位が劣つて卑しい。あまりに、せつかちで薄つべらな感じがする。興行がない。深みが足りない。例へば衣服は生地そのまゝでも實用には何等の不都合はない。けれども之を買ひ入れるときにはその模様色合ひ等を選択するのは別に目的があるからである。これは乃ち情操の満足生活のためである。しかし、この情操陶冶が直に趣味生活と稱することは出来ないが、之が進んで享樂に至るとき始めて趣味生活と言ふ事ができる。

趣味は實に人々が生活に疲れ、職務に苦疲れてゐるのを癒し、精神を平安にし、元氣を興へるものである。逆境に陥つた時も、自らが自らを慰めてその難關をじつと心棒して通り越す事ができるし、また順境にあつて更に心を樂しませるの力を持つてゐるものである。

吾々は日々の忙しい生活の中に美を求め美を創造して行く態度を養ひその趣味生活によつて品性を潔くし圓滿なる人格を養ひ以て生活を幸福ならしむべきである。

三、趣味の高低

趣味は多種多様である故その中には低級なものもあり、また高尚なものもある。低級卑俗な趣

味を嗜む事は自己の全生活を低級ならしめ品位を下等ならしめる。野生的慾求の満足を目的とする様なものは他人から下品者として卑しまれる。上品な趣味を嗜むものは自然に社會人より見上げられてその人品は非常に奥床しく尊敬せられる。全生活が生々して来る。

趣味は高尚な上にその身分地位にふさはしいものであり、しかも時間を多く要しないものであり、修養そのものとなるものであり、健康そのものであるならば尤もよい。

若し低級なる趣味のものが國民に多ければ一國の品位が低級になるのみならず、その國は遂に滅亡するより外ない。たとへ高尚であつても、國民の凡てが之に耽るならばその國はまた低級な趣味を享樂すると同様に滅亡に導かれて行く。

四、趣味の種類

趣味性を満足せしむる方便は非常に多い。園藝、生花、茶の湯、繪畫、音樂、詩歌、文藝、運動、遊戯、遠足など何れもみな特色を持つたものである。

夫等各この趣味を翫賞し或は自ら表現するのであるが、吾々日本人は、外國人に比して謡曲、茶道、華道、書道等東洋獨特にして勝れた趣味がある。しかし運動方面、音樂方面は一般的に見て、その趣味に乏しい。また低級である事は國民として大に向上せしめねばならぬ義務が。高尚な音樂趣味は今後尤も望ましい事である。

趣味中尤も好ましいものは讀書である。讀書は吾人の友である。楽しんでよめば、それが凡て

身に即く。面白いからと言つてつまらぬものを讀んでは時間と労力を徒費し品位を下落せしめる讀書に就ては後に項を改める。

書畫、音樂を楽しむ事も奥床しい趣味である。自ら書を表現し、畫を描寫したり、音樂を演奏したりしてゐる其の間の心境は何ともたとへる事ができない。無限に樂士に彷徨する恍惚たる状態に融け込むのである。たとへ表現しなくとも人の至情から生み出された書畫音樂を鑑賞するその時の心境も創造の心境と何等の差のないものであつて誠に貴い。

自然を楽しむ趣味即園藝、養禽、散歩、旅行、海水浴、登山、競技等は、太陽を浴び新鮮なる空氣にふれ大自然の雄大に接し自然の恵みに親しまんとするものである。之等の趣味は一面享樂であり、一面は自己の健康を増進せしむるものである。近時この方面の趣味が漸次騰潮されて来たことはまことに樂もしい。

之等に就て自己の境遇、身分、職業、個性等に應じ、選擇實踐し全生活を圓滿に發展せしめなければならぬ。

五、讀書の趣味

趣味の最上のは、享樂する趣味によつてこれが自己の生活の全面を向上發展せしむるものである。之が種類中この目的を達するものは讀書であらう。讀書については既に他の課に於ても述べた處であるが更に茲に要點を述べる事とする。

日本人の悪い癖は學校在學中は可なり勉強する。卒業しても二三年間は讀書するが、次第に讀書しなくなつてしまふ。趣味として讀むなどは思ひも及ばぬ位である。終には低級な内容を有する小説本位しか籍かないやうになる人が多いのは實に遺憾である。しかし知識は無限であるから學校で學び得た事は九牛の一毛にもすぎないから到底生活には追附かない。

その上、學問・藝術は年々急速に進歩する。古い知識は改造されて新しくなり、又從來知られなかつた事が新たに研究される。數年の間に世の中は全く面目を一新するから次第に間に合はなくなる。

又、例へば地震の研究は今日非常に進んで来て、地震の起ることもほど豫知出来るやうにまでなつて來た。固よりかゝる豫知をすることは専門學者のなしうる事で素人には出来ないから、一般世人は學者の言を聽いて、豫め地震の災害を少くするやうに努力すべきものである。然るに地震學の進歩を知らず、學者の豫知を八卦見か人相見の豫言と同様に輕視して、學者の豫告にも拘らず豫め備へる所がなければ、一朝地震が起つた時は、その災厄を防ぎ或は軽くすることが出来ないで、徒らに自然をして暴威を逞しうせしめるに止まるであらう。

その様な事は専門家に頼むより外ない。吾々は淺くてもよいから、廣く讀んでおくのがよい。何でも知つてゐて無駄はない。常識を養つておくべきは既に述べた處である。

専門外では、第一に讀むべきは宗教・道德・史傳の書である。自分の信する宗教・宗派の經典

や註釋は必讀の書である。現在信仰を得てなければ、自分の性質に適しさうなもの、或は父祖の信じてゐるものから入るのがよい。經典は再三再四、愛讀すべきで、讀めば讀むほど深い味が出て来る。道德上では、儒教の、論語・孟子や道德的偉人の言行録や傳記の内容のしつかりしたものを讀むがよい。

歴史・傳記は修身の助となり、人をして感奮興起せしめることが多い。

以上のものは一寸考へると趣味に適せぬ様にも考へる。しかし、かゝる讀書をなし以て趣味を感ずる様になつて來なければならぬ。

文學・藝術の類は高雅なものを選んで讀めば、趣味を向上せしめ生活を充實せしめる。古代の歌集・物語、小説には得る處の多いものが尠くもない。明治以後の我が國の文學、西洋の文學も同様である。繪畫・彫刻の複製印刷物や藝術論に眼をさらすのも趣味の進歩を助けることが多い。更に現代に於ける政治・經濟及び科學の説明をした通俗な書を読んで、常識を養つておくのは極めて大切である。

書物を讀まんとするには書の内容のしつかりしない本、世評の高くない本は避けなければならぬ。しかし如何に良書であつても、讀書力の發達しない者にとつては無益である。文藝書類で野卑なもの、あまり悲哀なもの、あまり社會の暗黒面を暴露したものはよくない。小説類はその内容の興味に引かれて、批判を怠りやすいが、讀む時は必ず、その内容につき、かゝる事は正しい

か正しくないか、有りうべき事か有りうべからざる事か、批判しながら讀まねばならぬ。

政治・經濟書類で危険・過激な外來思想を説くものは我々の讀んではならぬ。書籍の選擇に關しては充分留意して、讀書の趣味が直に人格向上にあたり生活を充實するものを選択しなければならぬ。もし選擇に迷ふ時あらば父母・先生・先輩の教を乞ふべきである。

六、趣味と修養

人の少年時代までは其の娛樂は所謂遊戯であつて、特別な目的はない。さればやつてゐる少年には何等目的はないが、その間に健康にも効果があり、知識技能も増進し、同友との交際によつて道德的、社會的生活を修練してゆくのである。所謂娛樂は娛樂そのものが目的である。

これが青年の頃にもなれば趣味は運動に關する趣味は健康保全の効果と相併せ、讀書の趣味は知識技能の修得常識の養成と相併せ、自然を愛する趣味は精神陶冶美的感情の陶冶を相合せると何れも趣味の鑑賞表現に止まらず修養上の價値を相合せたものである。されば趣味の選擇に當つてはこの方面をも充分顧慮する處がなければならぬ。

七、趣味の選擇上の注意

- 1、更に快樂のみを貪るが如き趣味は何等の價値を認める事ができない。
- 2、健康を害し金錢を浪費するものはよろしくない。
- 3、時間を空費し業務には支ゆるが如きものはよくない。

- 4、飲食を主とするもの虚榮を主とするものは排斥すべきである。
- 5、風儀を害するものは決して近寄つてはならぬ。
- 6、賭博に類するものは弊害の尤も多いものであるから罪惡である事を祈らねばならぬ。
- 7、劣惡にして低級野卑なるものはよくない。
- 8、輕薄なるもの刺戟の強烈なるものはよくない。
- 9、家庭の和樂を破り他人迷惑を及ぼし、社交の圓滿を害する如きものは甚だよろしくない。

四、指導の注意

- 1、趣味は有閑者の暇潰しの仕事と考へて凡てを巧利的にのみ考察しようとするものは誤解の甚しきものなる事を領會せしむべきである。
- 2、「よく動めよく遊ぶ」の精神は人を向上發達せしむる唯一の手段である。よくとは「價値ある様に」との意にして十二分にとの意に解すべきでない事を指導すべきである。
- 3、趣味を友人に誘はるゝまゝ、ついで自己の判断に至らずして求め遂に身を亡ぼした例が尠くない。よく選擇にあつては種々の條件に照合してその最高のものを採るべきである。
- 4、趣味をあまりに巧利的に考へる事もよくないがまた修養の價値も忘れてならぬ事を指導しなければならぬ。
- 5、その人の鑑賞又は創造の態度により如何なる一木一石にも美的價値趣味的價値を見出す事

ができるものである。金がなければ趣味生活ができぬ様考へてはならぬことを領會せしむべきである。

五、指導の参考

趣味と人格

一 太田道灌は戦國時代の武將の中では珍らしく學問を好み、和歌に巧であつた。幼少の頃、鎌倉の禪寺で學問したが、すぐ上達して彼れの上を越す者がなかつたといふ。青年の頃はまだ和歌を十分學んでゐなかつたが、或日鷹狩に出て俄雨にあひ、とある民家に立寄り雨具を借らうとすると、主の少女は雨具を貸さずして山吹の枝をくれた。道灌は心得ずそのまゝ歸つたが、それは

七重八重花は咲けども山吹のみの一つだになきぞかなしき。

といふ古歌を借りて簞のない事を述べたのであると、人に教へられ、大いに恥ぢて、それより和歌にも心を注いだといふ傳説がある。

或戦に味方の軍が夜河を渡らうとしたが、深さが知れないので困つてゐると、道灌はその河を見に行つて「細波が立つてゐるから浅い。」と教へて渡らせた。それは古歌に、

底ひなき淵やはさわぐ山川の浅き瀬にこそあだ波は立て。

とあるのから思ひついたのであるといふ。されば、その後上京して、後土御門天皇に拜謁を仰せ付けられた時、色々御下問あらせられたのを和歌で奉答申し上げて大いに御ほめに與つた。

武士も武藝のみに偏らず、詩歌・管絃の嗜があるのは誠に奥床しいものである。源義家が後三年の役に出陣し、勿來の關(福島縣)を通つた時、折しも彌生の花曇、吹く春風に櫻がはら／＼と散りかゝるのを見て、

吹く風を勿來の關と思ひしに道もせに散る山櫻かな。

と詠じたのは、千古消えない美談である。

二 昔の武士のみならず、現代の我々にも、例へば旅行した時、美しい景色を見て、和歌を詠じ俳句を作つたり、寫眞をとつたり、繪畫でスケッチしたりすることが出来たら、旅行が愉快であるばかりか、いつまでもその景色の印象や愉快な気分を忘れないものである。日々の生活に於ても暑さ寒さにつけ、花や紅葉につけ、或は詩を吟じたり謠をうたつたり、琴・三味線をひいたり洋楽器を奏したり、蓄音器やラヂオを聞いて楽しんでたりするだけの心の餘裕があれば、生活の疲勞も忽ち消えるであらう。一坪の庭にも樹を植ゑ、草花を育てたり、縁側に小鳥籠や金魚鉢を置いて小鳥や金魚を飼つたりすると、毎日の楽しみがある。親しい友と將棋碁を弄ぶのも趣味の深いものである。夕顔棚の下に床几を出して夕涼をする楽しみは質素にして風雅なものではないか。

又美術の展覽會や博物館や音樂會へも時々入場して藝術の粹を味はふのは趣味の向上に適切である。

三 趣味・風流の道は職務の一部ではないが、生活に缺くべからざるものである。商人が利益の爲に奔走するのも、學者が研究に没頭するのも、政治家が政策の實現に日夜苦心するのも、皆その職務に忠實なのであつて、勿論良いことではあるが、それだけでは餘り功利的である。その精神に少しも餘裕がないから、その人柄がどことなく卑しい。もつと長閑な點が有りたいものである。例へば衣服は外傷や寒さを防ぎ威容を整へ品位を保つ爲であるから、この目的に叶ひさへすれば、模様・色合などは問題にならなくてもよいわけであるが、男女とも衣類の買入に當つては、模様・色合をやかましく吟味するものである。同様に人の生活にはこの模様・色合なるものが要求される。これが趣味・風流である。趣味は實に人々が生活に疲れ、職務に草臥れてゐるのを癒し、精神を平安にし、元氣を興へるものである。逆境に陥つた時にも心を慰め、順境にあつても心を樂しませてくれる。

四 趣味は多種多様であるから、その中には低級なものも高尚なものもある。低級・卑俗な趣味を嗜むことは、

人から笑はれるのみならず、段々とその悪趣味に化せられて、次第に人格が下品になる。かゝる人が多ければ世の中の風俗が亂れる。一國の人民が皆下品な趣味を好むやうになれば、その國は亡んでしまふ。それよりも我々は身分を汚さず、人格を向上させてくれる上品な趣味を嗜みたいものである。生徒は生徒たる身分にふさはしい趣味かよい。しかも餘り時間を要しないもの、學業の補助となるやうなもの、健康をよくするものなら尙更よい。

五 趣味・風流は職務以外のものであるから、趣味・風流に餘り耽つて職業を怠つたりするのは、趣味・風流の範圍を超えたものである。圍碁に凝ると親の死目にも遭へないといふが、これなどは趣味を樂しむのではなくして、趣味の奴隷となつたものである。昔或人がその子を法師にして「學問を勵んで道理を悟り、説教を上手にするやうになれ。」と諭したが、その子は經文の學習は後廻しにして先づ碁を習つた。いよく説教師になつた時に信者から馬で迎へに來た時、乗れないでは困ると思つたのである。次に佛事などの後で宴會に招かれた時、あまり藝が無いのは恥づかしいと思つて流行歌を習つた。二つとも進歩すると益々良くしたくなつて練習する中に、經文の學習をする暇がなくて年寄りになつてしまつた。今もこれに似た人が少くない。我々學校の生徒は本務たる學校の課業を怠つて、趣味たる餘藝にあまり深入りしないやうに氣をつけなければならぬ。落第しさうなものも拘らず、ピアノの稽古に一所懸命になつたり、學校を休んでまで茶や花に耽るのは學生としての本心を失つたものである。

第五 信 仰

一、指導の着眼點

我等は生れながらにして宗教心の世界に生きてゐる。人は現實的に物質的生活に生きてゐる

が、しかし、そのみでは満足し得ないのが人生である。有限の世界に住むものが無限の世界を歩まんとするものである。無限の世界に於ける全知全能の神佛に歸依合一せんとするものである。而して此處に救援を希ひ、信仰を養ひ難關を突破し理想實現に邁進し逆境に立つても失意もせず、自己の現在を自己以上の價值的存在として活動せしむるものは宗教なる事を認識せしめ宗教に充分の關心をもたしめる必要がある。

しかし、現代の青年は宗教心に關心を持たぬものが尠くない。これは言ふまでもなく家庭教育に於ける宗教方面の啓發に努力する處尠かりし結果に外ならない。

かゝる青年をして眞に宗教を認識せしむることは容易の事ではない。本課のみによつて之が啓發は尙更困難である。各科指導にあつて常に之が指導啓發にあたるべきである。

之が指導にあつては、信教の自由を重んじて一宗一派に傾き他宗を批難攻撃するが如きは慎しまねばならぬ。

二、指導の要項

- | | |
|----------------|----------|
| 1、宗教心 | 2、宇宙と宗教 |
| 3、人事をつくして運命を待つ | 4、信仰と人格 |
| 5、宗教と道徳 | 6、我が國の宗教 |
| 7、信教の自由 | 8、我が家の宗教 |

一、宗教心

人生の行路は平坦ばかりではない。呑氣に暮らすものとはかくとして、眞に生きようとするとき幾多の難關を突破して行かねばならない。しかしその難關を突破するの力がつきる時も生ずる。

その時に生れて來る精神は、吾人の有限のあまりにも無力である事を感じずには居られない精神である。この時勇猛心の缺けて居るものは其處で自亡自棄に陥つてしまふ。人生の進路は全く此處で挫かれてしまふ。

けれども、飽くまで自己の理想を遂行して價值生活に生きんとするものは決して此處で自亡する様な事はない。何とか自己の理想實現を圖らんとして努力する。その押し詰まりは結局無限に到達するより外ない。人性はこの無限的人格を思慕し希求する。神祕的人格を欲求し認識する性質を持つて居る。これは言ふ迄もなく人間の向上性理想性に基くものである。

その向上性理想性の行き詰まりは無限的な神祕的神格の力に歸依なし絶對服従して理想性、向上性を満足せしめんとするものである。

故に宗教生活は有限の世界から離れて無限の世界に身を委ね、以て安心立命の境域に生活せんとするものである。全く知識の世界を超越し理論の世界を超越し、物質の超越し絶對完全者に信賴するにある。

この欲求は、外から押し付けられるものではなく全く止むに止まれぬ人間の内部からの要求であ

る。これを宗教心と言ふのである。外から焼きつけられたものは如何に絶対への歸依の様であつても眞の宗教心ではない。しかし絶対への歸依を外から押しつけらるゝとき内部から湧いて來ないとも限らない。此の兩者が一致して發露成長して行つた宗教心は時に強い事もある。

宗教心は、未開人にも文化人にも、男にも女にも、小供にも大人にも、その程度の差こそあれ凡てのものが内的欲求としては必ず持つて居るものである。

之が發露して成長を経験してゆく生活を信仰生活、宗教生活と言はれるのである。

二、宇宙と宗教

人は自然を征服し得ると同時に、より以上の自然の力にはどうする事も出來ない場合が尠くない。畏敬し驚歎し歸依するより道がない。高山に登り下界を一望するとき如何に人間世界の貧弱狭小なることを痛感せずには居られない。その反對に宇宙の雄大無限には自ら畏敬せざるを得ない。

春夏秋冬廻り來り萬物生々發展する。鳥鳴き花笑ひ綠滴り木枯吹きすさぶ。偉人哲人の無限の思想、壯麗なる建築物に接するとき前者の自然、後者の人事、何れも人間以上の偉力こそ絶対無限、神祕靈妙、これを神と呼び佛と呼ぶのである。人力の以て如何ともする事のできない時其處に始めて信仰が生れ人間以上の神祕の人格たる神佛に頼らんとするのが人の本性である。この信仰による信念は極めて強烈であつて、その信念の前には何者も立ち向ふ事ができない。斯くて凡てに超越した生きる勇猛心となつて顯現するのである。

三、人事をつくして天命を待つ

人はその生涯に於て幾多の事變に遭遇する。火山、地震、颶風に直面しては大自然の神祕に畏敬する。人その事業の遂行には幾多の難關に接する。一代の内には幾たびか大病に悩まされ一度は必ず死の制裁を受けざるを得ない。さまざまなくとも、時に逆境に泣かねばならぬ時が尠くない。

かゝる大事件に遭遇して、恐怖坐折せず周章狼狽する事なく、自己の信念に立つて最高の努力を拂つて人事の最善をつくり如何なる迫害にも堪へ莞爾として天命を待つ事をうるは何であらう。

これは云ふまでもなく、人間以上の無限に對する憧憬の念即信仰心である。信仰心は凡ての事象に對する強烈なる信念を醸成する。人間以上の神様の存在を信じ、之に歸依して自己の煩悶苦惱を脱して常住坐臥平時非常時の如何に拘らず何等の動搖なく人事をつくりして天命を待つことのできる安心立命の境域に入つて居るからである。

凡そ信仰の上に立つ信念は極めて強烈であつて火の中に入るをも辭せぬ大勇猛心と沈勇との偉力を生ずる。佐久間艇長が潜水艇沈没に際して何等周章する處なく人間の力を以て盡し得るだけの任務を果し得たのも全く信念の發露によるものである。

安心立命の境地に立つて潤達大悟の氣宇を常に培養されてゐた結果に外ならない。

四、信仰と人格

吾人の生活は理想の實現にある。しかし現實は必ずしも理想と一致するものではない。従つて理想と現實との間に大なる溝渠を生じ遂にその溝渠を突破し得ずしてその溝渠に自殺の悲惨を見るに至るものもないではない。

自己の奥底に安心立命の根強き力が出来てゐないものは社會に處して目的の遂行が思ふに任せず、悩み暮らすものや逆境に逢つて處世の苦惱に世を果敢なむものも尠くない。かゝる境域に立つてよく自己を慰安し、百折立つてその成效を期し、常に彼岸に到達すべく努むるものは信仰の力である。

神佛の存在を信するもの、之に歸依するものは、神佛の心を以て心とする。全人的絶對的圓滿なる人格者たる神の徳を體得表現せんと努むるからである。

信仰的人格者は常に至誠事に當り正義博愛の精神を以て事に當るから其處に神佛の加護を信じるの念は不拔の人格となり泰然自若よく理想の遂行にあたるから、その人格を仰ぐとき偉大なる輝きを見絶大なる力を感じざるを得ない。

常に吾々は低級なる信仰に墮することに留意して之を避けねばならぬ。低級な信仰とは、人間の邪惡なる願望をも支援されるものと信するが如き信仰は何等の價値を持たない。むしろ人格を傷つけるものである。吾々は何處までも高級なる信仰を持つ様努力しなければならぬ。高級なる信仰とは人間の道德的至誠的實現のみ救援さるゝものと信するの信仰である。

神佛は完全圓滿なる神格を認めたものである。之に感應合一する事は我國の人格的輝き、人格的力を最高にまで發展向上せしめんとする努力に外ならない。宗教の戒律もかゝる理想境へ我等を導入せしめんとする教權に外ならない。

人生の進歩するに従ひ人生は愈複雑となり更に深擴して行く。其處に於てか益々このより複雑せる人生、深擴して行く人生の中に於て之を圓滿に解決するだけの偉大な人格を要求する。之は人生の進歩と相伴ふて向上して行く要求である。その人格の輝きその人格の力は道德的な教養に待つは勿論より偉大なるものを得んが爲めには、より宗教の信仰生活によつてより高きより深き、より廣き安心立命の境地を體驗し絶對なる實在の支持が切實に要求されなければならぬ。

吾々は健全なる宗教によつて正しき深き強き信念を養ひ人生の至善を遂行し人格の力を發揮し人格の輝きに専念すべきである。

五、宗教と道德

宗教と道德とは一致するか否か。之に就ては人によつて必ずしも一樣ではない。藤谷先生の意見によれば、

宗教も道德もその最高善の理想を欲求する終局の點に於ては互に融合一致するもので、共に共通の性質をもつてゐるからである。人間として神の靈格を體得しようとするのが宗教生活の理想である。

かゝる最高善の理想を自己の良心の中に求むるときは道德となり、これを自己の良心以外の神に求むるときは宗教となる。従つて宗教と道德とは決して矛盾するものではない。

宗教を信じ神に對する敬虔の態度をもつ人は、概して生活に對する態度が嚴肅で常に確乎不動の信念を抱き、希望と感謝との心を以て平和な生活を營み、生活する上の道德を堅固にする事ができる。茲に我等は宗教が人生にとつて絶大なる力と効果あるを體認するのである。

以上先生の御意見はそのまゝ吾々の信すべきものである。

六、我が國の宗教

我が國に行はれてゐる宗教は、教派神道、佛教、キリスト教の三である。今その教派を擧ぐれば

(1)、神道

「すめらみこと」を中心とする宗教である。

この神道は古神道と外來宗教の影響を受けた教派神道との二つがある。

(1) 古神道 惟神道 荷田春滿、加茂真淵、平田篤胤 自然崇拜と祖先崇拜とを本位とした民族的國家的宗教である。國土經營の上に加護されたる祖神を祭り、一は加護を乞ひ一は謝恩の意を表する宗教である。

(2) 教派神道

庶民的宗教といふ性質に一致し獨特の教理例式によつて多數の信者をもつ。左に之を掲げる。

1、神道本局 稻葉正邦 惟新の大道を擴張皇室固有の神道を宇内に宣揚する事を主旨とする。

2、黒住教 黒住宗忠 日輪と天照大神とを結合して大體となし天地萬物の主宰神として信仰するにありとする。

3、神道修成派 新田邦光 祭神は造化の三神でその教旨とする點は心魂は造化の三神に受けたるものなる故、自ら悟り自ら修め神人と融合するにありとする。

4、大社教 出雲大社宮司千宗 尊福を初代管長とする 教旨は大社の祭神大國主神の繼國治家の神意を奉體するにあり。

5、扶桑教 宍野半初代管長 教旨は富士山を崇拜し惟神道を體得する。

6、實行教 柴田花守初代管長 教旨は富士山を地球の精神として信仰し皇室を尊び教道をつくし、社會に奉仕するにある。

7、大成教 平山省齋 天神地祇を祭祀し惟新道を宣揚する。

8、神習教 芳村正秉 天神地祇を祭神とし惟新道不言の教に神習ひ心身を清淨にし天地の神に融合する。

9、御嶽教 伏野經彦 教旨は饒速に命より巫部により傳へ來つた神理神徳を祖述宣揚するにあり。

- 10、禊教Ⅱ井上正鏡Ⅱ伊弉諾命及須佐之男命の神事に基く禊祓の教を擴めること。
- 11、金光教Ⅱ金光大陳Ⅱ良の金神を以て天地の本體の本源として信仰し安心をうるにある。
- 12、天理教Ⅱ中山みき子Ⅱ天理王命は宇宙を掌る八百萬神々の本源であるから之を信仰し自己を懺悔してその汚を拂へば天理王命の助により神人合一の境地に至るといふのである。

(2)、佛 教

今日我國に於ける佛教は十二宗、五十六派を爲してゐる。

- 1、天臺宗Ⅱ傳教大師が比叡山に延曆寺を立て日本天臺宗を開創す。
- 2、法相宗Ⅱすべてのものと眞實の性質や相を究明する宗である。本山は法隆寺である。
- 3、華嚴宗Ⅱこの宗の第一祖は杜順で本山は東大寺である。
- 4、眞言宗Ⅱ眞言祕密の教を立てた宗である弘法大師入唐してより大に隆盛となる。古義派之派、新義派二派、眞宗一派。
- 5、融通念佛宗Ⅱ良忍賢應大師の開創にかゝる淨土教の一種である。
- 6、淨土宗Ⅱ法然上人の開祖で淨土に生れんと願ふ宗旨である。東山の智恩院が總本山である。
- 7、臨濟宗Ⅱ禪宗の一つである。宋西禪師によつて傳へらる。
- 8、曹洞宗Ⅱ禪宗の一つである。道元禪師によつて傳へらる。

- 9、眞宗Ⅱ淨土眞宗とも云ふ。法然上人の門弟たる親鸞上人を祖とする。
- 10、日蓮宗Ⅱ日蓮上人の開いた宗旨で法華經を根據とするから法華經ともいふ。
- 11、時宗Ⅱ一遍圓照大師が開いた念佛往生の教である。
- 12、黄檗宗Ⅱ臨濟禪より分れたものである。

3、キリスト教

我國に於けるキリスト教の教派は大別して、羅馬カトリック、ギリシヤ正教、新教の三大派で、その信徒は約三十萬に近い。

- 1、羅馬カトリック教Ⅱ羅馬法王が教會の最高の地位にあり神と信徒との中間媒介者とせられてゐる。

- 2、ギリシヤ教Ⅱ日本ハリスト正教會が之を代表しカトリック教と同じく舊教である。

- 3、新教Ⅱルuterの宗教改革によつて起つた宗派である。

七、信教の自由

我國古代に於ては、宗教、道德、政治は一致してゐたが、今日は之が分立してゐる。

元來不可分のものではあつたものが、時代の進運に伴つて分化發達するに及んでは其の過程に於ては衝突を起した事もあつた。

しかし信仰は既に述べて來た様に各個人の精神生活であるから自己の體驗によつてのみ獲得さ

れるものであるから治安を害せざる限り秩序を亂さざる限り自由に爲すべきで、之を外部から強迫したり禁止したりする事はできない。

之に基いて、憲法第二十八條に

「日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」と規定されてゐる。制限に反しない限り日本臣民は如何なる信仰をも自由である。

中世の歐洲諸國に於ては、國教を制して、その國教を國民全體に強制したる爲め、或は叛亂を起し或は海外に逃亡するものもできた失敗に鑑み各國ともに信教の自由を認めて居る。

我々は邪教、邪宗を却け、迷信を打破し健全なる宗教に信仰を求め大自然に對して敬虔の念を抱いて日本國民として堅實、潤達な精神生活を営まねばならぬ。

八、我が家の宗教

宗教生活は、弱きものに對して慰藉、救済の手を伸ばして、強力勇猛者として世に立たしむ。そればかりでなく、強きものに對してはいよく強力者として人生の理想を實踐せしめ、人格の力と光を發揮せしむる。

而して宗教は自己の精神に芽生えるべきものであるから信教の自由が免されて居る。

されば青年は自己の信ずる宗教に歸依する自由を有すること言ふまでもない。

而して各家庭には一つの宗教がある。家族はその宗教による生活を續けてゐる。外部より強迫

する事はよくないが外部より啓發されて内部的に發動する場合は尠くない。よく一つの種子が地上におろされ日光濕氣肥料などの外部的恵に浴して、内部的に發芽し漸次成長して行く。之と同様家庭の宗教は日光、濕氣肥料等に相當するものである。之によつて青年の持つ宗教心の萌芽は地上に生れ出で漸次成長して行く事ができるのである。又一家庭には一つの宗教なる事によつてその家庭は統一されてゆく。異體同心となつて一家の繁榮が實踐される。宗教中心の家庭こそ誠に理想的のものであらう。一家の内に數種の宗教ある事は勿論免されない事である。

青年時代に於ける好きとか嫌とかは、あまりにも淺薄なる思慮分別の場合が決して尠くない。

されば自分の家庭の宗教が、邪宗であり、邪教であり、迷信教であらざる限り、祖先傳來からの家の宗教は充分味ひ信じなければならぬ。

今日各宗の教義は比較的その眞實が傳へられてゐない。布教をもとに大衆を相手に考へて通俗的に方便的に説くために、眞に青年を納得せしむるだけの本質が世に出て居ない。家の宗教、郷土の宗教に就て充分その本質を究め、吾等の祖先の信仰せし宗教を信仰しその教義を究め自己の人格を磨き常住坐臥宗教的生活の向上を圖ると共に家の品格の向上と家運の發展に努むべきである。

四、指導の注意

1、從來の學校に於ける缺陷と、家庭に於けるこの方面の指導の無頓着なりし爲め今日の青年

は全面的方面に非常な關心を持つてゐるに比し、宗教方面の關心は誠に薄い。之が啓發には努力を要する事を知らねばならぬ。

2、青年の中には境遇上相當の惱を持つたものも尠くない事を知らねばならぬ。しかし夫等のものは、どうかすると自亡自棄に陥らんとする危険性を持つてゐる。之を轉換して自己以上のものに歸依融合して自己を自己以上に實現せしむるには是非宗教の力に待つべき事を領會せしむべきである。

3、各宗教の種類教義など詳細に説く必要はなからう。殊に一々之を批評するが如きは慎しまねばならない。

4、一般に知られてゐる教義は通俗的にして時に本質を誤り傳へられてゐるものもある。それを以て眞なりとして善惡を批評する事はできない。自家の宗教は十分その本質を研究すべきことを指導すべきである。而して宗教は弔事祭禮にも關係してゐるから素りに家の宗教を變更してならぬ事を指導すべきである。

6、低級なる信仰は却つて人格を低くせしめ社會國家を亂るものなる事を知らしめ高級なる宗教を選択すべき事を指導しなければならぬ。

五、指導の参考

宗教と人生

我等の生活には悲喜さまざまの場合がある。順境にあつては感謝の念を抱き、逆境に立つては不幸の除去を希ふのが、人情の自然である。人間が皆互に何の盡すところもなく、また互に自らの被つた恩恵に對して何の感謝することもなくて生きてゐるとすれば、人生は誠に寂しいものであらう。互に盡し互に感謝すればこそ、社會生活も成立つて行く。然し我等の受ける恩恵は、ただこの社會の人々からだけではない。他の社會の人々からも、また自然の萬物からも不斷に被つてゐるのである。この無限の恩恵を實感する時、みづから度ましく思ひ、無限の感謝に充たされる。すべてのものと互に支へあつて生活する自己の姿を顧みる時、この小さな生命と宏大な宇宙の生命との融合が感じられる。

然し我等の生活は、常に順境に恵まれるものではない。我等の努力を無にしてしまふやうないろいろの障礙に悩まされ、さまざまな蹉跌に苦しむことも少くない。その苦難を然し切るためには、更に清新な希望と潑刺とした勇氣とが必要である。それは道徳や藝術によつても與へられる。然し如何なる希望も勇氣も、宗教的な信念に根ざすものには及ばないであらう。即ち我等の理想も生命も決して孤立的なものではなくて、絶對者から發したものとして實感される時、我等は不安と焦燥とを脱して、消えざる希望と挫けざる勇氣とを獲得するであらう。神といひ佛といふのは、畢竟この絶對者のことであつて、人と絶對者との感應、または合一の體驗が、宗教の本質なのである。現實に於ける我等の有限不完全なる人格は、無限にして完全なる神佛の偉大さに較ぶべくもないが、實は神佛とその本質を同じうするものである。それ故にこそ神佛と人との合一も出来るのだと考へる時ほど、心強いことあるまい。

然し、等しく宗教といつても、その發生や變遷の事情によつて呪物崇拜・自然崇拜などから佛教・キリスト教などに至るまで、種類も多く、發達の程度もさまざまである。中には、我等の眼には根據のない迷信と見えるものがあり、また道徳の理想國家の目的と背馳するものも無いではない。國家の安寧・秩序をみだすやうな宗教が、國法によつて禁ぜられるのは當然であらう。今日我等は國家によつて信教の自由を保障されてはゐる

が、それには固より一定の制限があることを知らねばならぬ。宗教の發達は、宗教のもつ道徳性の發達であるといつてもよい。低級の信仰の對象は、人間の雅惡な願望をも聽きとけると信ぜられるが、高等な宗教に於ける神佛は、ただ道徳的な價値の實現を支持すると考へられる。前者は人間のあらゆる弱點をもつてゐるが、後者は完全・圓滿な人格の極致を示してゐる。かかる神佛との感應・合一は、我等の人格的生活がその頂上に登りつめ、その心髓を最もよく發揮した時初めて最も切に、また最も親しく體驗されるであらう。それは宗教の理想であり、同時にまた道徳の理想である。宗教の戒律も、かかる理想境へ我等を導かうとする社會的・道徳的制裁に外ならない。

宗教は人智が進むに従つて必要がなくなるといふ思想は、淺薄な考である。如何にも既成宗教の幾つかは、科學の前にその權威を失つたであらう。然し假の小屋は狭い砂地の上にも建てられるが、大建築は必ず大盤石の基礎を要する。人間の願望が卑近で單純で且つ微弱な間は、大きな力の支持を要しない。然し、人間が簡單な物質的價値だけで満足することが出来ず、精神的價値を欲し、進んで無限の生命を求め、完全な世界を望むやうになると、其處に絶對なる實在の支持が切實に要求される。かくて道徳的信念は我等を驅つて宗教的信仰に赴かしめるのである。 〓 昭和實業修身書 〓

佛教と國民道徳

「蕃神を拜まんこと、恐らくは國神の怒を致さん」。欽明天皇の御代に初めて百濟から傳へられた佛教に就て、朝廷で群臣の意見を求められた時、物部尾與等はかやうにお答へ申し上げた。新來の崇佛思想と古來の敬神思想との衝突とも見ることが出来る。降つて江戸時代になると、神道家、儒學者などが神道の敵・王法の敵として激しく佛教を排斥した。かやうにはゆる排佛棄釋の風は、古く佛教渡來の初めから、近く明治の初期にまで及んで居るのであるが、それにも拘らず、廣く我が國民生活に浸潤して、今日では信者や寺院の多いことや、名僧・知識に富むことなどからいつても、世界第一の佛教國となつてゐる。それ故自ら佛教徒でない

い者も、これに就て一通りの理解をもつことが必要である。

佛教の開祖釋迦は、今から凡そ三千年前印度迦毘羅の王家に生まれた。身は一國の太子でありながら、夙に人生の問題に思を潜め、遂に妻子を捨てて玉城を逃れ、山林に隠れて道を修むること六年、遂に三十五歳の時、廓然大悟して、衆生濟度の一大正覺を得た。その後約五十年の間、各地に布教して、衆生の爲に解脱の道をひらいたのである。

佛教の主旨は、煩惱・斷つて涅槃に入ることである。蓋し人生は苦に始つて苦に終る。苦は人生の真相である。生老病死いづれか苦でないものがあらう。苦の原因は煩惱である。一切の煩惱は我の一念に執着することから起る。若し我の一念を解脱すれば一切の苦はたちどころに消え失せるであらう。これがいはゆる小乗教に於ける人生の最高理想たる涅槃である。大乘教では更に積極的な説明をしてゐる。即ち進んで知見を開き、布施を行ひ、持戒・忍辱・精進等の修行を積んで、宇宙萬有に遍滿する常住の本體と合一するところに、眞の涅槃を認めるのである。

我が國に初めて傳へられたものは小乗教的佛教であつた。その印度特有の風土に培はれ、印度人特有の色調を帯びた出世間的厭世的な思想は現世を樂土とし、この國土を神國と尊ぶ現世的樂天的なわが國民の性情とは甚だ距離が大きかつた。それにも拘らず、渡米後間もなく盛んに行はれるやうになつたのは、厭世の爲といふより、寧ろ現世に於ける利益や幸福の爲であつた。殊に個人の利福の外に皇室の平安、國家の安泰が祈願された。かかる國家的意義を以て寺院が發展し、佛教が興隆したことは、日本佛教の大きな特色といふことが出来る。但し祈禱教としての佛教が、平安朝貴族の弱々しい氣風によつて益々盛んになると共に、それがまた一層人心を柔弱にしたことは否定されない。

鎌倉時代に入ると多少事情が變つて來た。久しい戦亂の慘禍は、人生の無常を人心に刻み、この世を厭離し、淨土を欣求する氣分さへ強くなつた。この時勢の需要に應じ、人心に安立の境地を教へようとして現れた